

国土交通政策研究 第70号

# 社会資本整備の合意形成円滑化のための メディエーション導入に関する研究

2006年7月

国土交通省国土交通政策研究所

総括主任研究官	唐木 芳博
研究調整官	山田 哲也
前研究官	山形 創一
前研究官	渡真利 諭
研究官	森山 弘一
研究官	吉田 純土

## はじめに

社会資本整備を進めるに当たっては、計画策定・実施主体である行政機関のほかに、関係行政機関や地域住民、環境保護団体、利用者等の利害が関係してくるため、関係者間で事業の必要性や効果、影響等についての認識に相違が生じ、合意形成が難航するケースがある。こうした中、わが国においては、事業の早い段階から住民説明会やワークショップを開催するパブリック・インボルブメント（PI）を実施しているところであるが、依然として事業が長期化する場合も見られる。

一方、米国では、PIの手法に加え、対立点が発生した場合や予見された場合において、事業主体や各利害関係者から中立的な立場にある第三者が解決案の作成を支援し対立点を解消するメディエーション（Mediation）という手法が活用されている。この手法は、わが国ではまだほとんど知られていないが、わが国の社会資本整備を着実に進めていく上で有意義と考えられるため、本研究において、その制度的仕組みや運用実態を整理し、わが国への導入・普及について検討を行った。

本研究を進めるに当たっては、「社会資本整備における合意形成円滑化のためのメディエーション導入に関する研究会」を設置し、弁護士で桐蔭横浜大学法科大学院教授の大澤恒夫氏、東京大学大学院法学政治学研究科教授の城山英明氏、弁護士で法政大学法科大学院教授の廣田尚久氏、徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授の山中英生氏及びマサチューセッツ工科大学都市計画学科博士課程の松浦正浩氏より甚大な協力と貴重なご指導をいただいた。ここに厚く御礼を申し上げたい。

2006年7月

国土交通省	国土交通政策研究所	総括主任研究官	唐木	芳博
		研究調整官	山田	哲也
		前研究官	山形	創一
		前研究官	渡真利	諭
		研究官	森山	弘一
		研究官	吉田	純土

## 本研究の要旨

本研究は、社会資本整備の是非をめぐる住民と行政の間の紛争を未然に防ぎ、円滑な合意形成を図るための一手法として、中立的第三者による「メディエーション」の活用可能性を検討し、導入・普及させるための条件や方策を明らかにしたものである。

具体的には、米国における社会資本整備に関するメディエーションの背景を、関係者からのヒアリングや文献調査等により把握し、有識者から構成される研究会の議論のもと、わが国の社会資本整備への導入・普及のための条件・方策について検討を行った。

第1章においては、わが国の社会資本整備をとりまく背景、司法制度改革の動き、既往研究などについて概観し、研究会のメンバー、米国におけるヒアリングの実施先等研究の進め方について記述した。

第2章においては、わが国の社会資本整備へのメディエーションの導入・普及に向けた論点を整理した。

第3章においては、第2章で整理した論点について、米国の行政機関やメディエーターに対して実施したヒアリング等をもとに、米国におけるメディエーションの実態についてまとめた。

第4章においては、米国の実態を参考に、わが国へのメディエーションの導入・普及について研究会において議論した結果を記述した。

主な結論は次の通りである。

- ・メディエーションを導入することで、社会資本整備の是非をめぐる紛争を回避し、関係者がお互いにとってメリットがある結果を得る可能性を高めることができること。
- ・メディエーションの結果と行政の最終的な意思決定は区別する必要があるが、行政がメディエーションの結果と異なる意思決定を行う場合には、その理由が具体的に説明可能でなければならないこと。
- ・対立点が発生し、又は予見される段階において、当事者同士がお互いの利益を高められるような問題解決が図られるような場合には、メディエーションが有効であること。
- ・メディエーションには、事業部局以外の関係する行政機関も参加することが望ましく、参加しない場合も極力サポートを行うべきであること。
- ・メディエーションの参加対象者を特定するため、まずは「紛争アセスメント」(関係者分

析)を実施すべきであること。

- ・メディエーターは、コミュニケーション能力等に加え、社会資本整備に関する専門性を有することが望ましく、バックグラウンドの異なる複数のメディエーターがチームを組むことも有効であること。また、その選定に当たっては中立性の確保が重要であること。
- ・わが国への導入・普及のためには、メディエーターの名簿の作成やトレーニング等を行う支援組織が必要であること。また、現場での実験を先行することにより、メディエーターの育成を図る必要があること。
- ・制度的には、ADR 法や弁護士法との関係が検討課題であること。

キーワード：合意形成 第三者 メディエーション 紛争アセスメント ADR（裁判外紛争解決） 和解 行政

# **Study on Introducing Mediation to Facilitate Consensus Building Processes of Social Infrastructure Improvement**

## **Summary**

**This study examines applicability of mediation by a neutral third-party in the context of Japan as an approach to prevent conflicts over social infrastructure improvement and to achieve consensus building between citizens and governments. It further discusses conditions and methods for its introduction and wider application.**

**In this study, interviews and literature research were conducted to understand the background of mediation in social infrastructure improvement in the United States. Conditions and methods were then discussed for introduction and wider application of mediation into social infrastructure improvement processes in Japan, based upon outcomes of discussions by the experts committee.**

**Chapter One outlines the background of social infrastructure improvement in Japan, the ongoing Japanese judicial reform, as well as previous studies on the issue. It also introduces the members of the experts committee and research method including a list of US organizations interviewed for this study.**

**Chapter Two identifies issues in introducing and widely applying mediation to social infrastructure improvement in Japan.**

**Chapter Three reports the current situations of mediation in the United States regarding the issues identified in Chapter Two, based on the interview results with the US government agency and mediators.**

**Chapter Four describes the outcomes of discussions in the experts committee about introduction and dissemination of mediation in Japan, while referring to the situations in the United States.**

**Major conclusions are as follows:**

- By introducing mediation, conflicts over social infrastructure improvement could be avoided. Moreover, the possibility of achieving mutually beneficial results among stakeholders would increase.**
- Although mediation outcomes and the final decisions made by the government should be distinguished, the government has to be accountable when it makes a decision that**

is different from mediation outcomes.

- Mediation is effective when conflicts have arisen or are anticipated, and if stakeholders wish to solve the conflicts in a manner that encourage mutual benefits among them.
- In addition to the government agencies in charge of the social infrastructure improvement, other related government agencies should be involved in mediation, and if not, provide as much support as possible.
- “Conflict assessment” (stakeholder analysis) should be initially conducted to identify parties participating in mediation.
- It is desirable that mediators have expertise in social infrastructure improvement in addition to strong communication skills. Forming a team of multiple mediators with different backgrounds is also helpful. It is important to maintain neutrality in selection of mediators.
- A support organization needs to be founded to train mediators and establish a roster of mediators for the purpose of facilitating mediation in Japan. It is also necessary that mediators are trained through hands-on experiences.
- Institutional ties of mediation to the ADR (Alternative Dispute Resolution) Act and the Practicing Attorney Law should be examined.

**Keywords:** Consensus building, Third-party, Mediation, Conflict assessment, ADR (Alternative Dispute Resolution), Settlement, Government

# 目 次

<b>第1章 研究の枠組み</b> .....	1
1. 研究の背景 .....	1
(1) わが国の社会資本整備をとりまく背景 .....	1
(2) 司法制度改革の動き .....	1
(3) 米国におけるメディエーション導入の動き .....	1
(4) これまでの研究の経緯 .....	5
2. 研究のアウトプット .....	5
3. 研究の進め方 .....	5
<b>第2章 社会資本整備へのメディエーションの導入・普及に向けた論点</b> .....	9
<b>第3章 米国における社会資本整備のメディエーション</b> .....	11
1. 社会資本整備にメディエーションを導入すべきか? .....	11
(1) 社会資本整備にメディエーションを導入することは有効か? .....	11
(2) 社会資本整備にメディエーションを導入することをどう考えるか? .....	12
2. 社会資本整備のメディエーションは民 - 民のメディエーションと異なるのか? .....	18
(1) 社会資本整備において、メディエーションの結果と行政の意思決定の関係をどのよう に考えるべきか? .....	18
3. 社会資本整備のメディエーションはどのように進めるべきか .....	19
(1) メディエーションの始め方 .....	19
(2) 行政の関わり方 .....	23
(3) メディエーションの参加者 .....	25
(4) メディエーター .....	27
(5) 紛争アセスメントにおける個人情報の扱い .....	35
(6) メディエーション手続の公開 .....	35
(7) メディエーションで解決案の作成に至らなかった場合の対応 .....	36
4. 社会資本整備のメディエーションを支援するためにどのような仕組みが必要か? .....	37
(1) 支援組織、体制 .....	37
(2) 制度的な仕組み .....	41

<b>第4章</b>	<b>わが国の社会資本整備へのメディエーション導入・普及の考え方</b>	<b>43</b>
1.	社会資本整備にメディエーションを導入すべきか?	43
(1)	社会資本整備にメディエーションを導入する動機はあるか?	43
(2)	社会資本整備にメディエーションを導入することは有効か?	43
(3)	社会資本整備にメディエーションを導入することをどう考えるか?	44
(4)	社会資本整備のメディエーションはどのような前提で取り組むことが必要となるか?	44
2.	社会資本整備のメディエーションは民 - 民のメディエーションと異なるのか?	46
(1)	社会資本整備のメディエーションは民 - 民のメディエーションと異なるのか?	46
(2)	社会資本整備においてメディエーションの結果と行政の意思決定の関係をどのように考えるべきか?	46
3.	社会資本整備のメディエーションはどのように進めるべきか?	49
(1)	メディエーションの始め方	49
(2)	行政の関わり方	50
(3)	メディエーションの参加者	51
(4)	メディエーター	51
(5)	紛争アセスメントにおける個人情報の扱い	52
(6)	メディエーション手続の公開	53
(7)	メディエーションで解決案の作成に至らなかった場合の対応	54
4.	社会資本整備へのメディエーション導入・普及の考え方	55
(1)	支援組織、体制	55
(2)	制度的な仕組み	55
	参考資料	61
	参考文献	147
	研究会発表資料	151

# 第1章

## 研究の枠組み

# 第 1 章 研究の枠組み

## 1. 研究の背景

### (1) わが国の社会資本整備をとりまく背景

わが国のいくつかの公共事業においては、行政と住民の間で事業の是非をめぐる紛争が発生している。また、今後、さらなる紛争が起きる可能性もある。紛争の発生は事業の長期化等、社会的な損失が大きいいため、対策が必要とされている。近年では、わが国においても、事業のより早期から市民参画（PI）が導入されているが、十分とは言えない。

### (2) 司法制度改革の動き

行政事件訴訟法の改正により、取消訴訟の原告適格につき考慮事項を規定する等の救済範囲の拡大が図られたが、行政計画に関しては、「個別法ごとにそれぞれの行政計画の法的効果の特質について各行政過程の中での位置づけを踏まえて検討し、それらの特質を踏まえて、…訴訟参加、判決の効力等の訴訟手続上の問題点を検討する必要がある」とされるにとどまり、冒頭に述べた紛争については、未だ十分に司法解決の道が開かれたとは言い難い。

他方、訴訟と並ぶ紛争解決の方法として「裁判外紛争解決（ADR）」を促進することが司法制度改革の一つの眼目とされており、平成 16 年 12 月には裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法）が公布され、平成 19 年 4 月 1 日から施行される。

### (3) 米国におけるメディエーション導入の動き

アメリカでは労使交渉の手法として導入されたメディエーション等の紛争解決手法が利用されてきた。一方、社会資本整備においては、わが国よりも以前から、紛争による事業の長期化や訴訟の多さが問題となっており、その解決方法としてメディエーションが用いられるようになった。社会資本整備におけるメディエーションは紛争の解決手段だけではなく、紛争の予防手法としても用いられている、コンセンサス・ビルディングに発展した。

## メディエーション (Mediation) とは

対立点が発生した場合や予見された場合において、事業主体や各利害関係者から中立的な立場にある第三者が解決案の作成を支援し対立点を解消する手法。

- ・ 紛争を回避あるいは処理するための一手法。
- ・ 話し合いを通してお互いにとってメリットがある結果(Win-Win)を得ようとするものである。
- ・ 「交渉」と「管理的意思決定」の中間に位置する。
- ・ メディエーターと呼ばれる第三者が介在し、最終的に当事者が任意に意思決定を行う。

## 社会資本整備におけるメディエーションとは

### 【用途】

- ・ 社会資本整備におけるメディエーションは紛争の解決手段だけではなく、紛争の予防手法としても用いられている (コンサ・ビルディングの一手法)。

### 【社会資本整備のメディエーションの特異性】

- ・ 利害関係者の多様性、交渉結果がもたらす影響の規模、不確実性などの点で、少人数の間で行われる民事のメディエーションとは大きく性格が異なる。
- ・ 進め方もその特性に合わせて公共性が高い<sup>1</sup>。
- ・ 紛争アセスメント (conflict assessment) や共同事実確認 (joint fact-finding) など、社会資本整備であるからこそ重要な段階も存在。進め方は次頁参照

### 【法的位置づけ】

- ・ 行政手続についても裁判外紛争処理を推進するための法律が制定されている。
  - 行政紛争処理法(1990)：各省庁に対し、裁判外紛争処理に係る基本政策を立案し、紛争処理の専門家を省庁内に配置するとともに、適切な訓練を定期的 to 実施し、契約様式の見直しを求める法律。

### 【社会資本整備におけるメディエーションを活用した合意形成の進め方】

- ・ メディエーションを用いた合意形成の進め方については、いくつかの枠組みが提案されている。

<sup>1</sup> 説明責任 (情報公開) 利害関係者の多様性、公正性、公式意思決定との関係など

表 1-1 メディエーションの進め方の例 (Susskind, The Consensus Building Handbook, 1999 より)

段階	内容
(0.紛争アセスメント)	<p>招集者(convenor)から依頼を受けたメディエーターが、そもそもメディエーションを実施できるのか、そして実施した場合に生産的な合意へと達する見込みはあるのかを事前に評価することができる。</p> <p>紛争アセスメントでは、聞き取り調査などを通して、メディエーションに参加すべき利害関係者を特定する。</p>
1.招集	<p>メディエーションを継続する場合は、招集者が利害関係者を交えた予備会合の場を設ける。この場で、メディエーションを行うことのできた上で、参加者を決定する。必要な予算、財源についても特定する。</p>
2.責任の明確化	<p>議論に関与する者の役割等を定める。メディエーター及び記録者の役割の明確化、日程調整や予算配分を取り仕切る執行委員会(環境団体、商工会、行政など各分野の代表者からなる)の形成、傍聴についてのルール、議題、スケジュール、規約を定める。</p>
(3.共同事実確認)	<p>科学的な予測や評価結果が、当事者に都合のいい結果として利用されないよう、共同事実確認を行う。まず参加者全員の合意に基づき、科学者を特定し、その科学者も議論に参加して、科学的に解決されるべき課題を整理する。科学者が中心になって調査、検討を行い、結果を共有化する。</p>
4.審議	<p>メディエーターが中心となり議論を運営する。具体的には、審議を建設的に進める、責任を持つことと発想することを分離する、部会を創設し専門家のアドバイスを得る、単一文書手続を用いる、必要に応じて議題・規約を修正するといった方針に沿って進める。</p>
5.決定	<p>最終的に完全な同意(unanimity)が得られることが理想である。同意しない利害関係者に粘り強く交渉し同意に導く可能性がある取引を探索する必要があるが、大部分の参加者が同意する形で決着しても良い。</p>
6.合意の実現	<p>合意素案が作成されたら、各代表者は代表する集団に批准を求める。メディエーターは代表者とその背後の集団とのやりとりにも関与し、反対がある場合は説得を支援する。行政機関は合意内容に基づき事業計画や政策を立案し策定する。合意条件の中に再交渉を始めるためのルールも盛り込む。</p>

### 運用実態

- ・ 環境紛争をはじめとして、社会資本整備の分野で幅広くメディエーションが用いられている。

#### **USIECR** (U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution, 米国環境紛争処理研究所)

- ・ 連邦政府が関与する環境紛争を対象とし、メディエーション、ファシリテーション、研修等のサービスを自ら提供する他、メディエーター等の斡旋、監督も行っている。
- ・ メディエーション・ファシリテーションの件数(カッコ内は提供サービス総数)は、  
2003年：30件(150件)  
2004年：42件(224件)

#### **MODR** (Massachusetts Office of Dispute Resolution, マサチューセッツ州紛争処理室)

- ・ マサチューセッツ州政府の一機関であるが、いかなる部局からも独立した組織として、主に州政府に関係する紛争や環境紛争に対し、各種紛争処理サービスを提供している。
- ・ メディエーションを含む紛争処理サービスの提供件数は、  
環境紛争：約15件/年(1985年から約300件)  
その他の紛争：約120件/年(1987年から約2000件)

#### **【人材、支援機関、実施機関】**

- ・ メディエーターの職能が確立している。
- ・ メディエーターの資格制度は存在しないが、Roster や Panel と呼ばれる専門家名簿が各機関(ACR、ECR、MODR など)によって作成されている。
- ・ 民間会社(Concur、Creighton & Creighton など)やNPO(CBI(Consensus Building Institute)など)もメディエーションサービスを提供している。

#### (4) これまでの研究の経緯

##### H12年度

- 「国民等との対話を促進する行政機能・手法のあり方に関する研究」
- ・米、英のPIに関する調査を実施。Assisted Negotiation 手法としてメディエーション、ファシリテーション、コンセンサス・ビルディング、パートナーリングを紹介。

##### H15年度

- 「社会資本整備における第三者の役割に関する研究」(国土交通政策研究第43号)
- ・各国(英・仏・独・米・日)の社会資本整備における第三者活用の現状整理
  - ・メディエーションに関する一般事項の整理
  - ・アメリカにおけるメディエーション活用事例の紹介

##### H16年度

- 「米国の社会資本整備における第三者活用事例に関するヒアリング調査」
- ・アメリカにおけるメディエーションの運用実態に関するヒアリング調査を実施

## 2. 研究のアウトプット

社会資本整備の是非をめぐる住民と行政の間の紛争を未然に防ぎ、円滑な合意形成を図るための一手法として、メディエーションの活用可能性を検討し、導入・普及させるための条件や方策を提案した。

## 3. 研究の進め方

「社会資本整備の合意形成や円滑化のためのメディエーション導入に関する研究会」を設置し、合計4回開催して検討を行った。研究会のメンバーは以下の通り。

### <委員> (五十音順)

- ・ 大澤恒夫 (弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院教授)
- ・ 城山英明 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- ・ 廣田尚久 (弁護士・法政大学法科大学院教授)
- ・ 松浦正浩 (マサチューセッツ工科大学都市計画学科博士課程)
- ・ 山中英生 (徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授)

<事務局>

- ・ 唐木芳博（国土交通省 国土交通政策研究所 総括主任研究官）
- ・ 山田哲也（国土交通省 国土交通政策研究所 研究調整官）
- ・ 山形創一（国土交通省 国土交通政策研究所 研究官）[～H18.3]
- ・ 渡真利諭（国土交通省 国土交通政策研究所 研究官）[～H18.3]
- ・ 森山弘一（国土交通省 国土交通政策研究所 研究官）
- ・ 吉田純土（国土交通省 国土交通政策研究所 研究官）[H18.4～]
  
- ・ 矢嶋宏光（財団法人 計量計画研究所 都市政策研究室 室長）
- ・ 岩佐賢治（財団法人 計量計画研究所 都市政策研究室 主任研究員）
- ・ 荒井祥郎（財団法人 計量計画研究所 都市政策研究室 研究員）
- ・ 鈴木 温（財団法人 計量計画研究所 都市政策研究室 研究員）

海外調査について

目的

米国において社会資本整備のメディエーションを支援している機関やメディエーターにヒアリングを行い、具体的なメディエーションの実情について情報を入手し、わが国への導入検討にあたっての参考とする。

ヒアリング対象機関

社会資本整備のメディエーション支援機関

USIECR (U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution)		アリゾナ州トゥーソン
組織概要	米国内の環境紛争解決を支援する政府の一組織	
主な活動	環境紛争解決に関する専門技術、ガイダンス等の提供 政府機関職員を対象としたトレーニングコースの提供 メディエーター等の名簿作成と紹介	

社会資本整備のメディエーション経験のあるメディエーター

CDR		コロラド州ボルダー
組織概要	国内外で紛争解決や意思決定の支援を提供する非営利組織	
主な活動	異文化間、公共政策、環境、職場各分野における紛争解決支援 メディエーション 協働意思決定や紛争解決トレーニングの提供	

CBI (Consensus Building Institute)		マサチューセッツ州ボストン
組織概要	公共政策における意思決定の改善を目的とする非営利組織	
主な活動	紛争アセスメントの提供 合意形成の支援 受講者に合わせたトレーニングやその後の分析等フォローアップの提供 合意形成や紛争解決の分析/評価や新手法の考案	

#### ヒアリング内容

研究会で重要な論点として取り上げられたもののうち、「あり方」を検討するにあたって傍証データ等の参考情報が少ない論点について、米国の実態や経験などを踏まえた考え方を聴く。

## 第2章

### 社会資本整備へのメディエーションの 導入・普及に向けた論点

## 第2章 社会資本整備へのメディエーションの導入・普及に向けた論点

わが国の社会資本整備へのメディエーション導入・普及を検討するにあたっては、まず以下のとおり論点を整理した。これらの論点について米国の状況を調査・把握し（第3章）、その状況を踏まえてわが国へのメディエーションの導入・普及について議論した（第4章）。

### 1. 社会資本整備にメディエーションを導入すべきか？

- 1-1 社会資本整備にメディエーションを導入する動機はあるか？
- 1-2 社会資本整備にメディエーションを導入することは有効か？
- 1-3 社会資本整備にメディエーションを導入することをどう考えるか？
- 1-4 社会資本整備のメディエーションはどのような前提で取り組むことが必要となるか？

### 2. 社会資本整備のメディエーションは民 - 民のメディエーションと異なるのか？

- 2-1 社会資本整備のメディエーションは民 - 民のメディエーションと異なるのか？
- 2-2 社会資本整備において、メディエーションの結果と行政の意思決定の関係をどのように考えるべきか？

### 3. 社会資本整備のメディエーションはどのように進めるべきか

#### 【メディエーションの始め方】

- 3-1 メディエーションはすべての事業に適用すべきか？
- 3-2 誰がメディエーションを発議するのか？
- 3-3 事業のどの段階でメディエーションを行うことが有効か？

#### 【行政の関わり方】

- 3-4 行政はメディエーションに参加すべきか？
- 3-5 行政間の調整をどうすべきか？

#### 【メディエーションの参加者】

- 3-6 メディエーションに参加すべき人をどのように特定するか？
- 3-7 参加に応じない人をどのようにして話し合いの場に着いてもらうか？

【メディエーター】

3-8 メディエーターにはどのような資質が求められるか？社会資本整備に関する専門知識は必要か？

3-9 どうしたらメディエーターの中立性を確保できるか？

【紛争アセスメントにおける個人情報の扱い】

3-10 紛争アセスメント（関係者分析）において個人情報を保護すべきか？

【メディエーション手続の公開】

3-11 メディエーションの手続を公開すべきか？

【メディエーションで解決案の作成に至らなかった場合の対応】

3-12 メディエーションで解決案の作成に至らなかった場合はどうすべきか？

4．社会資本整備のメディエーションを支援するためにどのような仕組みが必要か

【支援組織、体制】

4-1 社会資本整備のメディエーションを支援する組織は必要か？また、その組織はどのような役割を担うべきか？

【制度的な仕組み】

4-2 社会資本整備分野において、一定の品質のメディエーションを普及、促進するため、法的に位置づけるべきか？ガイドラインなどを策定すべきか？

4-3 既往の法制度とどのような調整が必要か？

## 第3章

### 米国における社会資本整備のメディエーション

## 第3章 米国における社会資本整備のメディエーション

### 1. 社会資本整備にメディエーションを導入すべきか？

#### (1) 社会資本整備にメディエーションを導入することは有効か？

米国では、社会資本整備の紛争に伴う事業の長期化や訴訟の多さが問題となっており、その解決方法としてメディエーションが用いられるようになった。社会資本整備におけるメディエーションは紛争の解決手段だけではなく、紛争の予防手法としても用いられている。

また、メディエーションは、行政と市民間だけでなく、行政間調整の場でも用いられている。

#### 米国の運用実態

##### 【適用事例】

環境紛争をはじめとして、社会資本整備の分野で幅広くメディエーションが用いられている。

##### USIECR (U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution, 米国環境紛争処理研究所)

- ・連邦政府が関与する環境紛争を対象とし、メディエーション、ファシリテーション、研修等のサービスを自ら提供する他、メディエーター等の斡旋、監督も行っている。
- ・メディエーション・ファシリテーションの件数(カッコ内は提供サービス総数)は、  
2003年：30件(150件)  
2004年：42件(224件)

##### MODR (Massachusetts Office of Dispute Resolution, マサチューセッツ州紛争処理室)

- ・マサチューセッツ州政府の一機関であるが、いかなる部局からも独立した組織として、主に州政府に関係する紛争や環境紛争に対し、各種紛争処理サービスを提供している。
- ・メディエーションを含む紛争処理サービスの提供件数は、  
環境紛争：約15件/年(1985年から約300件)  
その他の紛争：約120件/年(1987年から約2000件)

##### 【人材、支援機関、実施機関】

- ・メディエーターの職能が確立している。
- ・メディエーターの資格制度は存在しないが、Roster や Panel と呼ばれる専門家名簿が各機関(ACR、ECR、MODR など)によって作成されている。
- ・民間会社(Concur、Creighton & Creighton など)やNPO(CBI(Consensus Building Institute)など)もメディエーションサービスを提供している。

(2) 社会資本整備にメディエーションを導入することをどう考えるか？

社会資本整備のメディエーションは、解決案の作成だけでなく、進め方に関する満足、利害関係の明確化、関係改善などの効果も得られることが確認されている。また、メディエーションの実施が、費用や時間の削減につながることも確認されている。

メディエーションの効果や有効性

- ・ MODR の扱う社会資本整備関係の案件では 60～70%が合意に達している。なお、メディエーション後に合意に達する例もある。
- ・ USIECR の調査事例においては、約 90%のケースで全体的または部分的な合意に達している。また、メディエーションの参加者は様々な点について高い満足度を得ている。
- ・ CBI の調査事例においては、約 60%が合意に達しており、多くの回答者がメディエーションにより、コストや時間が削減された等の効果があったと回答している。

**USIECR アンケート調査の結果**

ECR のアンケートは、USIECR をはじめ、6 政府機関が実施した環境紛争解決案件のうち、2002、2003 年に終了した 37 件中、参加者の 50%以上から回答があった 24 件が対象。全回答者数は 191 名で、プロジェクト・マネージャー、メディエーター・ファシリテーター、その他の参加者が含まれる。

結果の概要

- ・ 部分合意も含めると約 90%の案件で合意に達している。
- ・ 参加者は、メディエーション等のサービスに対し、高い満足度を示している。
- ・ 環境紛争解決プロセスを採用したことにより、合意の形成以外にも費用の削減等、いつかの望ましい効果があったと報告されている。

**合意達成度**

		状況		% (件)	%
合意	全員合意			37% (9)	87%
	部分合意	一部の参加者が	議論を継続中	21% (5)	
			これ以上進捗なく、断念	21% (5)	
			訴訟に進む	8% (2)	
合意なし	進捗なし。または、合意を断念し訴訟に進む			13% (3)	13%
計				100% (24)	

ここで定義される“合意”とは、計画、提案、勧告(推奨案)、又は係争解決のため署名された正式な合意という形式の協働決定を指す。

### プロセスに対する満足度

質問	平均点(回答数)
全ての利害が代表されたか	7.16 (181)
主要な問題が解決されたか	7.03 (181)
全参加者の利害が全面的に調査されたか	6.87 (175)
プロセスの、参加者が協働する方法に満足したか	6.09 (181)
メディエーターやファシリテーターによるサービスに満足したか	8.13 (166)
合意達成に向けたプロセスに満足したか	6.42 (166)
合意に達する際に考案された選択肢に満足したか	6.38 (163)
プロセス全般に満足したか	6.79 (183)

### プロセス選択の効果

質問	平均点(回答数)
他のプロセスを使った場合、ここまで進展がなかったと思う	6.45 (186)
当初に比べ問題の数が減少し、少数の意見の相違に変えることが出来た	6.02 (173)
協働プロセスがどのような場合に、合意到達と紛争解決に有効か判るようになった	7.14 (166)
プロセスの費用は、支払い可能な範囲であった	7.12 (169)
実質的な意見の相違を、他の要因(例：コミュニケーション・スタイルや個人の性格)と切り離せるようになった	6.30 (171)

上記 2 表の評価方法は、0 の「全くそう思わない」から、10 の「完全にそう思う」の 11 段階評価で点数がつけられた。

出典： USIECR (2004) Preliminary Report on ECR Performance: A Multi-Agency Evaluation Initiative

## 【CBI アンケート調査の結果】

CBI はメデイエーションの効果や参加者による評価を調べるために、米国内の土地利用関連の紛争処理の事例を 100 事例選び、調査を行った。

### 結果の概要

- ・ 多くの事例(60%)で交渉は合意に達している。
- ・ 回答者の 86%がメデイエーションプロセスに肯定的な意見を持つ。
- ・ メデイエーションにより、計 85 パーセントが時間を削減、91 パーセントがコストを削減できたと回答している。
- ・ 計 85 パーセントの回答者がメデイエーターは重要だと答えている。
- ・ 合意に達した多くの事例で、関係者全員の利害が満たされ良い結果が得られたとされている。
- ・ 合意に達しなかった事例でも、多くの回答者が将来の合意に役立つ様々な効果が得られたと答えている。

### 合意形成の是非

合意形成	約 60%
合意未形成	約 40%

合意未形成の事例には、将来の合意に向けた非公式合意・部分的合意を得た交渉継続中の事例を含む。

(参考) 80 パーセントの回答者が中立的な専門家がいなければ合意形成は出来なかったと考えている。

### 全体的なメデイエーションのプロセスに対する感想

とても良い	良い	普通	悪い	とても悪い
45.5%	39%	2%	3.5%	10%

### 合意形成のコストと時間

コストも時間も削減	81%
コストを削減したが時間は増加	10%
時間を削減したがコストは増加	4%
コストも時間も増加	5%

### メデイエーターの重要性

	非常に重要	重要	ある程度重要	重要ではない	計
合意未形成事例	19%	15%	5%	3%	42%
合意形成事例	41%	10%	6%	1%	58%

メディエーションの効果：合意に達した事例

合意形成のプロセスがうまく実施された。	75%
メディエーションがない場合よりも持続的な決定に達した。	69%
全ての関係者に対して可能な限り最良の結果を得られた。	88%
回答者本人の利害は満たされた。	92%
合意によって全ての関係者の利害が満たされた。	86%

メディエーションの効果：合意に達していない事例

第三者の支援を得た交渉プロセスが多くの方で紛争の解決に向けた進展を助けた。	64%
二次的な合意が得られた。	33%
人間関係が改善した。	23%
他の関係者の利害が明確になった。	22%
問題についての知識が増えた。	12%
その他の利点	10%

今後の交渉のスタート地点となる非公式あるいは部分的合意、関係者間の関係改善とそれによるコミュニケーションの改善や以後の誤解の回避、政治的・個人的攻撃の回避、政府の仕事に対する市民の信頼の強化などを含む。

-----

【アンケート調査の詳細】

アメリカの一流のメディエーター25人にインタビューし、研究対象となる土地利用の紛争処理の事例を決めた。メディエーターに推薦された147事例のうち、アメリカ国外で起こったもの、紛争の議論に土地が直接関わらないもの、主要関係者が研究への協力を拒んだもの、中立的な第三者が関わらなかったものを除き、100事例を選んだ。CBIスタッフは400以上のインタビューを行った。研究のパートナーであるコロラド大学のInstitute for Policy Research and Implementationがうち8事例をより詳細な研究の対象として選んだ。

出典：Susskind, Amundsen, and Matsuura. (1999) Using Assisted Negotiation to Settle Land Use Disputes

## メディエーションの費用や時間について

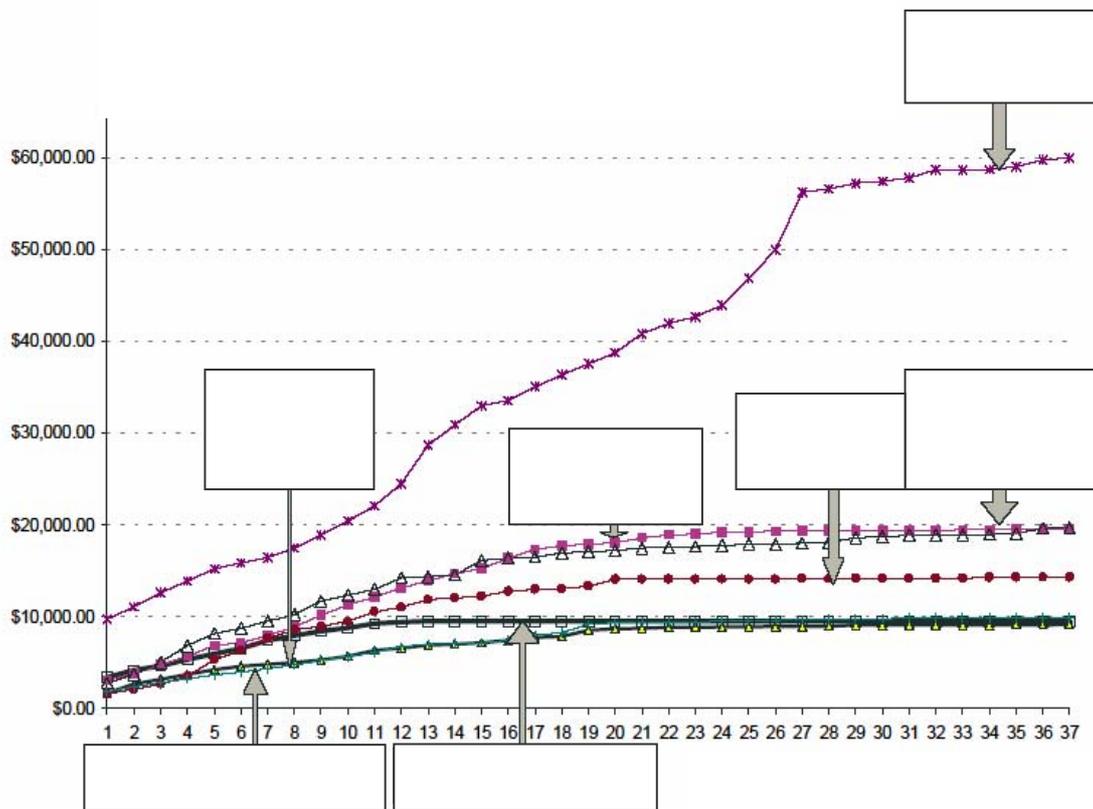
1) オレゴン州司法局(ODOJ)が紛争処理にかかる費用を比較した調査結果:

紛争解決手法の中でメディエーションが最も低コスト

案件処理にかかった訴訟・紛争処理費用(累計・案件の平均)(\$)\*

メディエーション Mediation	処分申請 Dispositive motion	解決に向けた交渉 Settlement negotiations	仲裁 Arbitration	任意解決(和解/示談) Trial-Settlement	司法解決 Judicial-Settlement	裁判評決 Trial-Verdict
9,537	9,558	10,344	14,290	19,876	21,865	60,557

\*訴訟・紛争処理費用とは、州司法局の、弁護士からの請求、メディエーターや(裁判での)専門家に対する料金、関連経費といったプロセスに掛かる全ての請求、経費を含む。しかし、プロセスの結果に基づく裁定額や示談金、プロセス/案件に関わる政府機関職員が費やした時間等は含まれない。



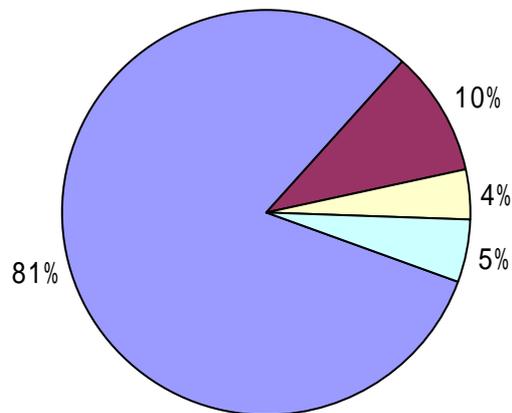
【調査対象】 オレゴン州政府が関わり、1998年10月から2000年9月までに訴訟・紛争処理が終了した500件以上の民事案件。

出典：Oregon Department of Justice (2001) "Collaborative Dispute Resolution Pilot Project"

2)CBIがメディエーション等への参加者を実施した費用・時間等に関するアンケート調査の結果:

メディエーション等を用いることで、多くの場合に、費用や時間を削減できる（他の手法に比べて）

メディエーションと他のプロセスにおける費用と時間の比較



■ 費用も時間も削減      ■ 費用を削減したが時間は増加  
■ 時間を削減したが費用は増加      ■ 費用も時間も増加

【調査対象】

メディエーター/ファシリテーターが解決を支援した 100 件の土地利用に関する紛争に関わった人。

出典：Suskind, van der Wansem, and Ciccarelli (2000) "Mediating Land Use Disputes in the United States: Pros and Cons"

## 2. 社会資本整備のメディエーションは民 - 民のメディエーションと異なるのか？

### (1) 社会資本整備において、メディエーションの結果と行政の意思決定の関係をどのように考えるべきか？

米国においても、メディエーションの結果と行政の意思決定とを区別している。通常は、グラウンドルール等で、行政が最終的な意思決定権を有することを記述している。<sup>2</sup>

メディエーションによる解決案が意思決定に結びつく場合もあるが、これはあくまでも行政が解決案について真剣に検討し、決定権を持った政府自身の意思として、それを実行するという事であり、行政が拘束された上での決定ではない。

#### 【CDR のコメント】

- ・メディエーションの当事者に対して、参加する各当事者（行政含む）が有する権限を、最初の段階で明確にさせる。
- ・つまり、行政はその提言について検討することは出来るが、最終的な決定権限を政府が手放すことはないということをグラウンドルールやプロトコル等で、話し合いが始まる最初の段階で明らかにする。
- ・合意事項が意思決定に結びつく場合もあるが、これはあくまでも行政が合意されたことについて真剣に検討し、決定権を持った政府自身の意思として合意事項を実行するという事であり、合意によって政府が拘束された上での決定ではない。<sup>3</sup>

#### 【ECR のコメント】

- ・意思決定権を行政が放棄することはない。メディエーション開始前に、メディエーションの目的および意思決定権を誰が有しているかについて、理解され同意されなければならない。
- ・最終的に作成する法的な文書（例えば NEPA による “ Record of Decision ”）は、行政が作成するが、メディエーションの合意結果を含めることがある。
- ・最終的な行政の意思決定が、メディエーションの合意結果通りにならないと明文化することは、メディエーションの合意結果は価値のないものであるということを知らせることになりかねない。
- ・市民だけが参加するメディエーションの場合は、メディエーションの合意結果と政府の意思決定は異なることがあり得る。
- ・実質的には、メディエーションプロセスに政府機関が含まれる場合、メディエーションの結果はおおむね最終的な合意として採用される可能性が高くなる。政府機関も含めて合意したものは、行政の意思決定であると考えて良い。

事例：St. Croix 橋の建設の是非をめぐるメディエーション導入の合意書<sup>4</sup>（参加するステークホルダーが署名）には、「ステークホルダー全員が協力し、合意の上決定する。もし合意が実現できない場合は、政府機関が意思決定をする」と記述した。

#### 【CBI のコメント】

- ・訴訟になってから開始したメディエーションの場合は、原告が明確であり、メディエーションの結果が和解条件となるため、意思決定と直接繋がっている。
- ・そうでない場合、決まったやり方はない。インフォーマルなもので制度化されていない。行政担当者と関係者の努力次第で異なる。
- ・実質的には、意思決定者に条件（合意結果）が挙げられ、そのまま意思決定に転化されることもある。
- ・また、正式な意思決定（案）を作成した上でメディエーションに戻すことが必要なこともある。

<sup>2</sup> 参考資料 4

<sup>3</sup> 参考資料 4 セクション 1

<sup>4</sup> Minnesota DOT, Wisconsin DOT, and FHWA. (2003) Appendix B p.2

### 3. 社会資本整備のメディエーションはどのように進めるべきか

#### (1) メディエーションの始め方

メディエーションは全ての事業に適用すべきか？

メディエーションの実施を支援する組織（MODR や USIECR など）があり、普及、啓発や行政に対するトレーニングなど認知を高める努力がされていることから、社会資本整備のメディエーションを実施する素地が整っている。

行政の紛争処理を促進するために、米国では行政紛争処理法(1996)<sup>5</sup>が制定されている。この法律は、連邦機関を対象とするものであるが、適用対象について、以下の場合には、代替的紛争解決手続を用いないことを検討すべきと法定されている。<sup>6</sup>

- ・ 最終的で権威ある事案の解決が先例的価値の観点から必要であり、紛争解決手続が一般に権威ある先例として受け入れられないと認められるとき。
- ・ 政府の政策の重要問題に関する事案であり、紛争解決手続では、手続的に不十分と認められるとき。
- ・ 確立した方針を維持することがとくに重要であり、紛争解決手続による場合には、個々の決定の間の一貫性を確保しがたいと認められるとき。
- ・ 当該事案が手続の当事者以外の個人や団体に重大な影響を与えるとき。
- ・ 手続の完全な公的記録が重要であり、紛争解決手続による場合には、かかる記録ができないと認められるとき。
- ・ 行政機関が、事情の変化に対応して事案の処理を変更する権限を維持することが必要であり、紛争解決手続による場合には、行政機関が、この任務を果たせないと認められるとき。

#### 【CBIのコメント】

・ ADR 法は基本的に、メディエーションをやっても良いということが定められており、何かをしてはいけないと規制していない。当該部分は、「こういう場合にはメディエーションをしないことを考えなさい」と書いてあり、「してはいけない」と書いてあるのではない。

<関連コメント>

メディエーターの経験則からメディエーションを行わない、行えない場合

ADR 法の規定の中で重要な事項

・ 先例を設定することになるかどうか（この事例で決まったことを、他の事例についても全く同じ形で適用することが求められるかどうか）は重要事項。

その他の重要事項

・ 基本的には、メディエーションをすることがしないことに比べて便益があるかどうかが一番基本のルール。その評価基準は、

<sup>5</sup>参考資料9

<sup>6</sup>宇賀 (2000), 参考資料9 § 572 (b)

長期的な人間関係構築が重要かどうか。  
人を集めることができるかどうか。  
時間の制約は無いか。(既に事業スケジュールが決まっていて、メデイエーションの時間が無いということがあり得る)  
多くの利害関係者に参加する意思があるか。  
行政機関に、外の人を入れようという雰囲気(組織風土)があるか。  
取引できる条件があるかどうか。(計画に調整の余地がないのであれば、交渉の余地がないということ)  
・なお、以上のことは紛争アセスメントで予測出来ないこともあり、メデイエーション開始後に顕在化する場合もある。

【CDR のコメント】

・この ADR 法の目的は、訴訟にならないように全ての関係者・紛争当事者に対して、行政紛争処理を促進するためのもの。それをどこまでやるかに対しては、政府当局によって対応はかなり異なる。

<関連コメント>メデイエーターの経験則からメデイエーションを行わない、行えない場合一方の当事者が圧倒的に強い力を持っていて、もう一方は法的にも他の面でも力が殆んどないというように、力の差が圧倒的にある場合  
当事者の相互依存(Interdependence)が、長期的に無い場合

【ECR のコメント】

・多くの州でも ADR 法のような法律があるが、そのほとんどは ADR を奨励するものである。

米国陸軍工兵隊水資源局の PI マニュアル「Public Involvement Techniques(1998)」<sup>7</sup>には、第三者によるメデイエーション等を導入するための条件として、以下の事項が挙げられている。

1. 交渉を通して解決を図ろうとする意欲がある場合。
2. 各主体の力関係のバランスが取れている場合。
3. 失敗した場合のリスクが大きい場合。
4. メデイエーター等が受け入れられる場合。
5. 交渉の余地がある場合。
6. プロセスの進行管理が可能な場合。

運用上、メデイエーションが実施可能な条件としては、以下のような項目が挙げられる。

1. 長期的な人間関係構築が重要かどうか。
2. 人を集めることができるかどうか。
3. 時間の制約は無いか。(既に事業スケジュールが決まっていて、メデイエーションの時間がないということがあり得る)
4. 多くの利害関係者に参加する意思があるか。

<sup>7</sup>Creighton, (1998) pp.441-442

5. 行政機関に、外の人を入れようという雰囲気（組織風土）があるか。
6. 取引できる条件があるかどうか。（計画に調整の余地がないのであれば、交渉の余地がないということ）
7. 当事者の力の差が圧倒的にあるかどうか。（一方の当事者が圧倒的に強い力を持っていて、もう一方は法的にも他の面でも力がほとんどない場合、交渉にならない）

なお、以上のことは紛争アセスメントで予測出来ないこともあり、メディエーション開始後に顕在化する場合もある。

メディエーション実施の判断の際、紛争アセスメントは必ず実施され、時間的・予算的制約がある場合や、比較的少人数しか関与していない場合などであっても、縮小した紛争アセスメントを実施する。

**【ECR のコメント】**

- ・アセスメントを実施する前に、関係者がメディエーションに関心があるかどうかを検討するが、たとえ全ての人々がメディエーションに不安を抱えていたとしても、簡単なアセスメントは実施する。
- ・また、時間的・予算的制約がある場合や、比較的少人数しか関与していない場合なども縮小したアセスメントを実施する。

**【CDR のコメント】**

- ・長い短いは別にしても何らかの形で紛争アセスメントは実施する。

**【CBI のコメント】**

- ・紛争アセスメントをしないでメディエーションに進むべきかどうか判断することはできないであろう。
- ・完全なアセスメントに進む前に予備アセスメントを実施し、そこで先に進むか否か判断する。

**誰がメディエーションを発議するのか？**

行政が発議するケースが多いようである。また、社会問題の解決を支援している財団などがメディエーションを働きかける場合もあるようである。社会資本整備の場合、行政以外の当事者（財団や民間会社など）も発議出来ないことはないが、行政が発議することが一般的である。行政以外の当事者が発議した場合でも、費用は行政が負担する。

**【CDR のコメント】**

- ・社会資本整備の場合、行政が発議することがほとんどである。
  - ・市民がメディエーションを要請できるのかといえば、できる。その場合でも、費用は行政が負担することになるだろう。
- <関連コメント>
- ・社会資本整備以外では、一般企業であってもあり得る。例として、行政、財団、民間会社でも発議できる。

事業のどの段階でメディエーションを行うことが有効か？

1. 紛争予防の段階

市民に対してはPIを実施している。行政間では、プロジェクトの懸念は何か、調査方法や収集すべきデータは何か等についてメディエーションを通じて話し合う。大規模なプロジェクトで地域への影響が大きい場合は、この段階から市民がメディエーションに参加することもある。

2. 意見の不一致、反対運動等があった段階

3. 訴訟や抗告があった段階

4. 供用後の監視段階

長期的に影響が出ていないか、行政が環境緩和策を実施しているか等も紛争の争点になることがあるため、供用前における解決案の履行の有無などをモニタリングするため、メディエーションを行うことがある。

【CDR のコメント】

予防措置の段階

・プロジェクトにどのような懸念があるのかを始めとして、どのような科学的調査をどのような方法で行うか、収集しなければならないデータは何か等を検討する。問題が起きる前に対応することが目的。

・この段階では、市民に対して、パブリック・インボルブメントは実施するが、交渉には必ずしも入っているとは限らない。大規模で地域への影響が大きいと想定されるプロジェクトの場合は、この段階から市民の参加を得てメディエーションを行うこともある。

プロジェクトに関して意見の不一致があった段階

監視段階

・プロジェクトの完成後において、長期的に影響が出ていないか、政府が影響緩和策を実施しているか等も紛争の争点になることがあるため、供用前における合意事項の履行の有無などをモニタリングするためのメディエーションを行うことがある。

【CBI のコメント】

計画の上流段階：主にパブリック・インボルブメントとして情報提供等をするのみ。

計画の中流段階：反対運動が起きて、それに対応するためにメディエーションを導入。

計画の下流段階：訴訟が起きた後、調停のためにメディエーションを導入。

建設・供用後の監視段階：計画段階で紛争が処理されても、この段階でまた揉めごとが起こることがあるため、メディエーションを導入。

【ECR のコメント】

・メディエーションは計画の策定直前で必要とされる。

・計画の目的設定や案の検討段階では主にファシリテーション を実施する。

・行政への抗告を受けた場合でもメディエーションの導入が検討される。

：PIの中でのファシリテーションを指す趣旨のコメントと思われる

## (2) 行政の関わり方

行政はメディエーションに参加すべきか？

米国では行政がメディエーションに入る場合と入らない場合がある。

1. 行政が、交渉、決定に関わる
2. 規則上・制度上・技術上の情報提供者として加わり、交渉には関わらない
3. オブザーバーとして加わり、交渉には関わらない
4. \*メディエーションを発議し、場を設けるが、その場には参加しない
5. 当該事業に関わる紛争に一切関わりを持たない(メディエーションを発議せず、情報提供や条件の提示もせず、当事者として交渉にも関わらない)

\*：行政が直接的な責任を持つ案件で、4のように、メディエーションを発議しながら、関わりを持たないケースは稀である。

関わりを持つかどうか、どの程度の関わりを持つかの判断は、次の事項を勘案して行う。

- a. 法的義務があるかどうか(例：水資源配分)
- b. プロジェクトに利害を有する場合において、当該紛争の解決に関わった方が有利かどうか
- c. メディエーションによる問題解決に比べて優れている代替策があるかどうか
- d. メディエーションの活用が可能かどうか

### 【CDR のコメント】

・ケースバイケースで以下の選択肢の中から行政の立場を決める。

- 1) 行政が交渉、決定に関わる
- 2) 規則上・制度上・技術上の情報提供者として加わり、交渉には関わらない(解決策の範囲の提示も含む)
- 3) オブザーバーとして加わり、交渉には関わらない
- 4)\* メディエーションを発議し、場を設けるが、その場には参加しない
- 5) 当該事業に関わる紛争に一切関わりを持たない(メディエーションを発議せず、情報提供や条件の提示もせず、当事者として交渉にも関わらない)

\*：行政が直接的な責任を持つ案件で、4)のように、メディエーションを発議しながら、関わりを持たないケースは稀である。

・関わりを持つかどうか、どの程度の関わりを持つかの判断は、次の事項を勘案して行う

- a) 法的義務があるかどうか(例：水資源配分)
- b) プロジェクトに利害を有する場合において、当該紛争の解決に関わった方が有利かどうか
- c) メディエーションによる問題解決に比べて優れている代替策があるかどうか
- d) メディエーションの活用が可能かどうか

### 【CBI のコメント】

・最も主要なステークホルダーである行政が出席しない限り、メディエーションではない。それは他のステークホルダーが提案を検討する単なるフォーラムである。

行政間の調整をどうすべきか？

交通分野では、TEA-21<sup>8</sup>（21世紀陸上交通最適化法）で、NEPA<sup>9</sup>（国家環境政策法）に基づく環境評価手続迅速化のため、行政間の調整を図り、紛争を解決することを促進する旨規定<sup>10</sup>されていた。

TEA-21 で義務づけられた行政間調整は、ワークショップなど様々な方法で行われてきた。この TEA-21 の規定は、2005 年 8 月に成立した SAFETEA-LU<sup>11</sup>によって新たな規定<sup>12</sup>に置き換えられた。この新たな規定においては、事業部局は環境影響評価に関する他のすべての行政機関を早期に特定して手続の参加を促すこととされ(139 条(d))、また、事業部局との関係行政機関は手続の遅延等につながる争点の特定と解決に協力して当たらなければならないこととされている(同条(h))。

【CDR のコメント】

・TEA21 で義務づけられた行政間調整は、ワークショップなど様々な方法で行われている。

【ECR のコメント】

・米国の多くのメディエーションでは、1 つ以上の行政機関が関与する。例えば、新しい高速道路計画の場合、陸軍工兵隊の許可、連邦高速道路庁の合意が必要なためである。また、例えば絶滅危惧種への影響がある場合、魚類・野生生物局が生物学的見解を作成する必要がある。

<sup>8</sup>Transportation Equity Act for the 21<sup>st</sup> Century

<sup>9</sup>National Environment Policy Act

<sup>10</sup>参考資料 10

<sup>11</sup>Safe, Accountable, Flexible and Efficient Transportation Act: a Legacy for Users

<sup>12</sup>参考資料 11

### (3) メディエーションの参加者

メディエーションに参加すべき人をどのように特定するか？

米国では「紛争アセスメント」の中で、雪だるま式にヒアリングを行うことを通して参加対象者を特定している。

参加に応じない人をどのようにして話し合いの場についてもらうか？

メディエーションに応じない人の参加を促すテクニックとしては以下の方法が挙げられる。

やんわりとした強制 (friendly coercion)

環境庁がある製紙会社に働きかけた例；製紙業者に対して「参加義務はないが、私たち（行政）が許認可を出すのですが。」と働きかけ。

順序立て (sequencing)

参加してくれそうな人から声をかける。参加してくれ無さそうな人に「乗り遅れるわけにはいかない」という状況を作り出す。

BATNA<sup>13</sup>の操作

知事と産業界の交渉例；知事はメディエーション導入を希望したが、産業界は参加せずに現状維持を望んだ。知事は産業界に不利な規制をすることがあり得る旨を示唆し、参加しないことによるコストを高めることを告げた。

メディエーターの信頼を高める

市民が政府に対し不信感を抱いている場合、メディエーターに対しても、政府に雇われているという理由で信用を受けない場合がある。そういう場合は、とにかく長い時間話し合い、メディエーターは市民に対して気にかけている、心配していることを理解してもらう。

市民に BATNA を認識してもらう。参加しないことがどういう悪影響をもたらすのか、きちんと冷静になって考えてもらう。例えば、他の全ての人が交渉をしてその結果得られた解決案に反対または否定できるか。

政治的・時間的コストを考えさせる（参加を渋る政府機関に対して）

メディエーションに参加しないことは、政治的・時間的コストのリスクを高めることを考えてもらう。例えば、コミュニティの意見を取り入れないような計画を行政機関が作ると、地元から反発を受け、地元選出の連邦議会議員から圧力を受ける等。

メディエーターはメディエーションの参加を強制するのではなく、あくまでできる

---

<sup>13</sup>Best Alternative To a Negotiated Agreement

限り公平な正しい立場から、話し合いによってお互いに価値を創出できるかどうかということの評価して提案する。

また、参加したがない理由を探り、対応を図ることも重要である。例として、交渉力を持っていない、またはロビー活動や直接的な行動の方が容易だと考えている場合には、交渉トレーニングの実施を図る。十分なリソース（時間、コスト等）がない場合には、政府から、予算（交通費、宿泊費、日当、調査費など）、情報、コンピューターシミュレーションなどを提供することが考えられる。

#### 【CBI のコメント】

やんわりとした強制 (friendly coercion)

- ・環境庁がある製紙会社に働きかけた例；製紙業者に対して「参加義務はないが、私たち（行政）が許認可を出すのですが。」と働きかけ。

順序立て (sequencing)

- ・参加してくれそうな人から声をかける。参加してくれ無さそうな人に「乗り遅れるわけにはいかない」という状況を作り出す。

BATNA の操作

- ・知事と産業界の交渉例；知事はメディエーション導入を希望したが、産業界は参加せずに現状維持を望んだ。知事は産業界に不利な規制をすることがあり得る旨を示唆し、参加しないことによるコストを高めることを告げた。

メディエーターの信頼を高める

- ・市民が政府に対し不信感を抱いている場合、メディエーターに対しても、政府に雇われているという理由で信用を受けない場合がある。そういう場合は、とにかく長い時間話し合い、メディエーターは市民に対して気にかけている、心配していることを理解してもらう。

- ・市民に BATNA を認識してもらう。参加しないことがどういう悪影響をもたらすのか、きちんと冷静になって考えてもらう。

政治的・時間的コストを考えさせる (参加を渋る政府機関に対して)

- ・メディエーションに参加しないことは、政治的・時間的コストのリスクを高めることを考えてもらう。例えば、コミュニティの意見を取り入れないような計画を行政機関が作ると、地元から反発を受け、地元選出の連邦議会議員から圧力を受ける等。

- ・メディエーターはメディエーションの参加を強制するのではなく、あくまでできる限り公平な正しい立場から、話し合いによってお互いに価値を創出できるかどうかということの評価して提案する。

#### 【CDR のコメント】

- ・参加を拒む理由を考え、それをもとに対応策を考えることが基本。

自分達に組織力がない、組織ができていない場合

交渉力を持っていない、またはロビー活動や直接的な行動の方が容易だと考えている場合。

交渉トレーニングの実施

十分なリソース(時間、コスト等)がない場合

政府から、予算(交通費、宿泊費、日当、調査費など)、情報、コンピューターシミュレーションなどの提供

何もしない事が市民にとっての最良案の場合

地元の議員と強力なコネがあり、その議員がプロジェクトに賛成していない場合

- ・メディエーターが直接交渉し、参加を促す場合の考え方としては、参加する、しないの理由と、得られる効果またはリスクを考えてもらう。例えば、他の全ての人が交渉をしてその結果得られた合意に反対または否定できるか。

### (4) メディエーター

メディエーターにはどのような資質が求められるか？社会資本整備に関する専門知識は必要か？

メディエーターの条件は、自分自身で公平な考え方ができる人で、広い見地に立ち、参加している当事者から時には難しい質問をしながら意見を吸い上げ、それを解決案に

結びつけられる力を持った人である。

メディエーターは特定のバックグラウンドは必要としない。ジェネラリストでなければならないが、専門分野は細分化している。その分野の専門家である必要はないが、良く理解していることが望ましい。そのため、プロジェクトごとに必要な技術を見極め、その技術を持った人員でチームを構成している。

社会資本のメディエーターに求められる能力としては、以下の項目が挙げられる。

1. 言葉が分かること
2. プロジェクトに関する専門知識(話についていけなければならない、市民に対して、技術者の発言を翻訳できる能力)
3. 1対1ではなく、多人数との対話をマネジメントするスキル(離婚調停等のメディエーターは必ずしも社会資本整備のメディエーターになれない)
4. 行政の意思決定プロセスに関する知識(公式の手続だけでなく、実際どう行われているかということについても知っていなければならない)

【CBI のコメント】

<バックグラウンド>

・メディエーターはある特定のバックグラウンドを必要としない。

<必要とされる資質、能力>

・社会資本のメディエーターになる条件は、

言葉が分かること

プロジェクトに関する専門知識(話についていけなければならない、市民に対して、技術者の発言を翻訳できる能力)

1対1ではなく、多人数との対話をマネジメントするスキル

(離婚調停等のメディエーターは必ずしも社会資本整備のメディエーターになれない)

【CDR のコメント】

<バックグラウンド>

・特定のバックグラウンドを必要としない。CDR では弁護士、および資源、生物、水、社会科学など、様々なバックグラウンドを持ったメディエーターがいる。

<必要とされる資質、能力>

・メディエーターになる条件は、自分自身で公平な考え方ができる人で、広い見地に立ち、参加している当事者から時には難しい質問をしながら意見を吸い上げ、それを意思決定に結びつけられる力を持った人

<チーム構成>

・プロジェクトごとに必要な技術が何なのか見極め、必要な技術をもった人員でチームを形成。

【CBI のコメント】

・行政の意思決定のプロセスに関する知識は必要。

・公式の手続だけでなく、実際どう行われているかということについても知っていなければならない。

【CDR のコメント】

・メディエーターは、ジェネラリストでなければならないが、どんどん専門分野は細分化している。その分野の専門家である必要はないが、よく知っている人が望ましい。

<関連コメント>

・ヒアリングを受けて頂いたメディエーターは、水、交通に関連した環境の案件を主に受け、どの分野でも受けるということはないとのこと。

どうしたらメディエーターの中立性を確保できるか？

米国でもメディエーターの中立性は問題とされているが、メディエーターが中立性を欠く行動を取れば、その評価が次の仕事に不利に働くこととなるため、メディエーターがすべての参加者に偏りなく関わりを持つようにすることや、直接判断を下さないようにして中立性を確保しているとされている。

また、環境紛争などのように対立の大きな案件では、以下のような工夫をすることにより、中立性の問題を回避する努力が行われている。

メディエーターを参加者の合意の下で選ぶ

複数のメディエーターでチームを構成

各グループからメディエーターを出してチームを構成

参加者が費用を負担しあう

無記名ファンドを設立し拠出する

CBI では、契約書に ACR の「メディエーター行動規範」<sup>14</sup>を添付しており、この中にメディエーターの中立性について規定している。ここでいう契約とは、発注者と CBI との契約であるが、グラウンドルール<sup>15</sup>に含まれることもある。

グラウンドルールにメディエーター(ファシリテーター)の中立性を記述した例  
CDR メディエーションのグラウンドルール例(参考資料 4)より抜粋

ファシリテーター

CDR Associates チームのファシリテーターは、総会のメンバー全体のために、独立したプロセスデザイナーとして、会議のファシリテーターとしての役目を果たす。ファシリテーターは連邦環境紛争処理研究所の契約者であり、Spring Rise 提案の構築に関係した実質的な議論にかかわる政府機関や組織の契約者でも、そうした機関や組織の恩義を受けている者でもない。

ファシリテーターは、個別のメンバーや利害関係グループに対してではなく、グループ全体に対して責任を負う。ファシリテーターは、協議される問題の内容に対してインパーシャリティを保つ。

<sup>14</sup>参考資料 7

<sup>15</sup>参考資料 4

ファシリテーターは、中核的計画グループのメンバーと協調して、最初の総会会議の作業セッションでの議題を企画する。その後、CDR チーム（Moore と McMahon、Price、または Golten）が、総会の調整委員会と協議の上で、すべての総会会議ならびにできるだけ多くの技術ワーキンググループ会議を企画し、円滑に進行させる。

ファシリテーターは、グループが受け入れたグラウンドルールを実施する。さらに、ファシリテーターは、総会および技術ワーキンググループのメンバーがそれぞれの会議に先立って重要な情報を入手できることを確保する。

ECR では、ROSTER の除名方針<sup>16</sup>があり、ACR 等の「メディエーター行動規範」を逸脱した場合、ROSTER から除名することとなっている。

#### ロスターからの除名の根拠 ECR ロスター除名方針(参考資料 3)より抜粋

ロスター登録者は登録時に同意したロスター登録条件に準じて、以下の場合、除名されることがある。

- ・ ロスター登録者にメディエーターの行動規定を逸脱する行為があった時
- ・ ロスター登録者に ECR の機密保持規定を逸脱する行為があった時（規定が適用される場合）
- ・ 以下のような正当な理由
  - 重大な虚偽の情報を記載した申込書を提出した場合
  - ECR がロスターの管理や評価のために要求した機密事項以外の情報を提供しなかった場合
  - 当事者となりうる人や団体に対して、利害の対立や、事実上あるいは見かけ上の偏見を生み出す可能性のある状況を情報開示しなかった場合
  - ロスター推薦プロセスを通して扱った案件に関連して、非倫理的または非合法的行為に携わった場合
  - ロスター推薦プロセスを通して扱った案件に関連して、機密を不当に漏洩した場合

<sup>16</sup>参考資料 3

「メディエーター行動規範」には、メディエーターは、えこひいきや偏見などからメディエーションを公平に実施することができない場合には、メディエーションを断らなければならない、と規定されている。

また、メディエーターは、メディエーターの公平性に関する疑問を招くものであるとみなされる利害の対立を可能な限り速やかに開示し、すべての当事者が同意した場合は、メディエーションを続行することができる、ことなどが規定されている。

### メディエーターの公平性を確保するための規定

AAA, ABA, ACR メディエーター行動規範モデル (参考資料 7) より抜粋

#### 規範 II. 公平性 (IMPARTIALITY)

- A. メディエーターは、メディエーションを公平に実施することができない場合、かかるメディエーションを断らなければならない。公平性とは、えこひいき、偏見、先入観のないことを意味する。
- B. メディエーターは、メディエーションを公平に実施し、不公平に見える行為は避けなければならない。
1. メディエーターは、参加者の個人的な性格、背景、価値観、信念、もしくはメディエーションにおける振る舞い、またはその他の理由に基づいて、不公正や先入観をもって行動すべきではない。
  2. メディエーターは、メディエーターの実際のもしくは認識される公平性に関して疑問を招くような贈答品、恩恵、融資、その他の価値あるものの授受をすべきではない。
  3. メディエーターは、メディエーションを円滑化するためまたは文化的な規範を尊重するために提供される僅少な贈答品または付随的な品目もしくはサービスであれば、当該行為がメディエーターの実際のもしくは認識される公平性に関して疑問を招かない範囲において、これを授受することができる。
- C. いかなるときでもメディエーターがメディエーションを公平に実施することができない場合、メディエーターは辞退しなければならない。

#### 規範 III. 利害の対立 (CONFLICT OF INTEREST)

- A. メディエーターは、メディエーションの期間中およびその後においても利害の対立または利害の対立に見えることを避けなければならない。利害の対立は、過去であれ現在であれ、個人的であれ職業上であれ、メディエーターの公平性に関する疑問を合理的に招くような紛争の主題へのメディエーターの関与から、またはメディエーターとメディエーション参加者とのそうした関係から生じる可能性がある。

- B. メディエーターは、メディエーターについて潜在的もしくは実際の利害の対立が生じそうであると、正当な個人がみなすであろう事実が存在しているかどうかを見極めるために、正当な調査を行わなければならない。潜在的な利害の対立に関する正当な調査を完遂されることが求められるメディエーターは、経験にもとづき多様な行動をとることになるであろう。
- C. メディエーターは、メディエーターが合理的に知り、メディエーターの公平性に関する疑問を招くものであると合理的にみなされうる実際のまたは潜在的な利害の対立すべてを、可能な限り速やかに開示しなければならない。開示の後、すべての当事者が合意した場合は、かかるメディエーターはメディエーションを続行することができる。
- D. メディエーターが、メディエーションを受諾した後に、メディエーターの業務に関して潜在的なまたは実際の利害の対立を生じているという疑問を招く事実を知った場合、メディエーターは、かかる事実を可能な限り速やかに開示しなければならない。開示の後、すべての当事者が合意した場合は、かかるメディエーターはメディエーションを続行することができる。
- E. メディエーターの利害の対立がメディエーションの完全性を損なうものであると合理的にみなされうる場合、当事者がそれに反する希望または合意を表明しているか否かに関係なく、メディエーターは、かかるメディエーションから手を引き、またはかかるメディエーションの続行を断らなければならない。
- F. メディエーションの後、メディエーターは、メディエーションの完全性に関して疑問を招くようないかなる事項においても、いかなる参加者とも新たな関係を築いてはならない。メディエーターが、当事者、その他の個人または組織と、その者が関与したメディエーションの後に個人的なまたは職業上の関係を築く場合、メディエーターは、その関係が認識上または実際の利害の対立を生じうるか否かを判断する際に、メディエーション後の経過期間、築かれる関係の性質、提供されたサービスなどの要因を考慮すべきである。

なお、「国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン」<sup>17</sup>は、国際商事仲裁のものであるが、情報開示すべき場合が例示されており、参考にすることができる。

参加者に対しては、発注者との契約で中立性を規定していることより、むしろ参加者の目に触れる可能性が高い次のものが重要とされている。

参加者に送付する委嘱状

紛争アセスメントの調査票・インタビュー方法を記載した文書<sup>18</sup>

メディエーションのグラウンドルールやプロトコル等。(これは全ての当事者とメディエーターとの取り決め、約束事である。)<sup>19</sup>

この中で、誰がメディエーターか、メディエーターは中立的で公平な存在であり、意

<sup>17</sup> 参考資料 8

<sup>18</sup> 参考資料 6

<sup>19</sup> 参考資料 4

思決定には関わらず、助けるのがメディエーターである等を記載する。さらには、メディエーターが中立性を確保するためには、契約や文書よりも、実際の行動の方がはるかに重要である。

メディエーターの選び方はケースバイケースで、実際には以下のような方法で行われている。

- a. 選定パネルによる選定（ネブラスカの取水問題の事例：知事、行政、イリゲーター（灌漑利用者）が各1名ずつパネルを選び、パネルがメディエーターを選定）
- b. 各ステークホルダーの代表が候補者を選定し、投票により選定
- c. 行政がロスターから案件に合致する専門分野のメディエーター候補を複数選定し、その中から行政以外のステークホルダーが1名を選定

メディエーターの中立性を確保するための忌避事由などについて

**【ECR のコメント】**

- ・メディエーターやプロセスに懸念がある場合は ECR に言ってもらおうよう口頭で伝えている。
- ・これまでに、メディエーターを変えてほしいというようなことは無かった。もし、そういうことがあれば、ECR は苦情に関する調査を行い、メディエーターに会った上で、他のステークホルダーとも話をすることになるだろう。メディエーターが信頼されていないようであれば、プロセスを先に進めないようアドバイスするであろう。

<関連コメント>

- ・ECR では、ROSTER の除名方針<sup>20</sup>があり、ACR 等の「メディエーター行動規範」を逸脱した場合、ROSTER から除名することとなっている。
- ・行動規範<sup>21</sup>には、メディエーターは、えこひいきや偏見などからメディエーションを公平に実施することができない場合には、メディエーションを断らなければならない、と規定されている。
- ・また、メディエーターは、メディエーターの公平性に関する疑問を招くものであるとみなされる利害の対立を可能な限り速やかに開示し、すべての当事者が合意した場合は、メディエーションを続行することができる、ことなどが規定されている。

**【CDR のコメント】**

- ・実際のメディエーター選出に際しては、全ての人が納得出来ないこともあるが、どこかで落としどころを探ることになる。

中立性を確保するためのメディエーターとの契約内容について

**【CBI のコメント】**

- ・CBI では、契約書に ACR の「メディエーター行動規範」を添付しており、この中にメディエーターの中立性について規定している。ここでいう契約とは、発注者と CBI との契約であるが、Groundrule<sup>22</sup>に含まれることもある。
- ・契約書は個々の案件で検討されるもので、ひな型は無い。

<sup>20</sup>参考資料 3

<sup>21</sup>参考資料 7

<sup>22</sup>参考資料 4

ただし、参加者に対しては、契約で中立性を規定していることより、むしろ参加者の目に触れる可能性が高い次のものが重要。この中で、誰がメディエーターか、メディエーターの中立性とは何か等を記載する。

参加者に送付する委嘱状<sup>23</sup>

紛争アセスメントの調査票・インタビュー方法を記載した文書

参加の場のグラウンドルール等

さらには、メディエーターが中立性を確保するためには、契約や文書よりも、実際の行動の方がはるかに重要。

#### 【CDR のコメント】

・メディエーションのグラウンドルールやプロトコルといったものに、メディエーターの役割(中立的で公平な存在であり、意思決定には関わらず、助けるのがメディエーターである等)を記載する。グラウンドルール等は、全ての当事者とメディエーターとの取り決め、約束事である。これはメディエーターがたたき台を作成し、交渉に先立って最初の対話の中で当事者が内容を確認・変更する。<sup>24</sup>

複数のメディエーターの候補を選出する具体的なプロセスについて

#### 【ECR のコメント】

・当事者が ECR の Roster から直接選出するため、メディエーター候補の選出に ECR は関わらない。

< 関連コメント >

・アービトレーターの場合、選出に慎重となる場合がある(アービトレーターは解決策を決定・勧告するため)

・2者の当事者がそれぞれアービトレーターを選出し、その2人のアービトレーターが3人目のアービトレーターを選ぶことがある。

#### 【CDR のコメント】

・プロジェクトごとに必要な技術が何なのか見極め、必要な技術をもった人員でチームを形成。

・まず、メディエーションの本質を踏まえ、選定方法の元となる考え方が重要。中立性が重要(例えばアービトレーターの場合)なのか、それとも、問題解決能力(深く案件や当事者に関わりを持ち、問題解決に必要な知識を持ち得ること)が重要なのかを判断すべき。メディエーターの役割は弁護士のそれとは異なるという主張はここにある。参加者の間でメディエーションの本質が問題解決にあると認識できれば、後者の方法が好ましい。ただし、案件や地域の特性による。

・メディエーターの選び方は、基本的にはケースバイケース。実際には様々な方法で行われている。

- 選定パネルによる選定: < ネブラスカの取水問題の事例 > 知事、行政(agency)、イリゲーター(灌漑利用者)が各1名ずつパネルを選び、パネルがメディエーターを選定。

- 各ステークホルダーの代表が候補者を選定し、投票により選定。

- 行政(agency)がロスターから案件に合致する専門分野のメディエーター候補を複数選定し、その中から行政以外のステークホルダーが1名を選定。

<sup>23</sup> 参考資料 6

<sup>24</sup> 参考資料 4

## (5) 紛争アセスメントにおける個人情報の扱い

紛争アセスメント(関係者分析)における個人情報保護すべきか？

紛争アセスメントを通して得られた個人情報等は秘密保持が原則となっている。紛争アセスメントの報告書においては、ヒアリング対象者(氏名リスト)と個人が特定されない限りの論点(対立点や共通点)がとりまとめられ、対象者の同意を得た上で公表されている。

## (6) メディエーション手続の公開

メディエーションの手続を公開すべきか？

結果について解決案が作成されれば、途中過程の詳細な情報は必要ないと考えられている。行政紛争処理法(1996)は、連邦機関を対象とするものであるが、メディエーション等に関わる情報の公開について、次のように規定されている。<sup>25</sup>

1. メディエーターは、原則として、紛争解決過程におけるコミュニケーション等を通して得た情報を任意に公開してはならないとされている。
2. ただし、紛争解決手続に関係するすべての当事者とメディエーター等が書面合意する場合等においては、公開できることが規定されている。
3. また、同様に紛争解決手続の当事者も任意に情報を公開してはならず、公開できる場合の例外が規定されている。

注) 上記規定は、そもそもメディエーターや当事者の守秘義務について規定したものであり、会議の公開、非公開を規定したものではないと考えられる。

社会資本整備のメディエーションにおいては、一般的に議論の場は公開(一般傍聴、マスコミ等)している。(訴訟が起きた後の和解交渉は非公開)

メディエーターが特定の当事者と話した内容の情報は公開しない(メモも破棄)。話し合いの場の資料については、当事者の合意があれば、一部を非公開とすることもある。(特定企業の財務情報など)

### 【CDR のコメント】

- ・社会資本整備の場合、ほとんどが、話し合いの場は公開(傍聴者、マスコミ)している。(訴訟が起きた後の和解交渉は非公開である)
- ・話し合いの場の資料については、当事者の合意があれば一部を非公開とすることもある。(特定企業の財務情報など)
- ・メディエーターが特定の当事者と話した内容の情報は公開しない(メモも破棄する)

<sup>25</sup>宇賀(2000), 参考資料9

## (7) メディエーションで解決案の作成に至らなかった場合の対応

メディエーションで解決案の作成に至らなかった場合はどうすべきか？

米国行政紛争処理法は、連邦機関を対象とするものであるが、「すべての当事者が合意すれば代替的紛争解決手段として、仲裁手続を用いることを明示的に規定」している<sup>26</sup>。

メディエーションで解決案の作成に至らない場合に、仲裁を適用するのは、ほとんどが雇用・労使問題などの小規模案件である。社会資本整備の場合、行政が意思決定権を有するため、仲裁は行われない。非拘束アービトレーションを適用する場合はある。ECRでは、当事者間での解決案の作成を導き出すことが重要であるとの考えから、アービトレーションは行わない。

### 【CDR のコメント】

- ・メディエーションで合意に至らない場合に、仲裁を適用するのは、ほとんどが雇用・労使問題などの小規模案件である。
- ・社会資本整備の場合、行政が意思決定権を有するため仲裁は行わない。非拘束アービトレーションを適用する場合はある。

### 【ECR のコメント】

- ・ECR では、当事者間での合意を導き出すことが重要であるとの考えから、アービトレーションは行わない。

<sup>26</sup>宇賀 (2000), 参考資料9

#### 4. 社会資本整備のメデイエーションを支援するためにどのような仕組みが必要か？

##### (1) 支援組織、体制

社会資本整備のメデイエーションを支援する組織は必要か？またその組織はどのような役割を担うべきか？

##### 支援組織の概要

米国では、ECR や MODR のように、メデイエーションやファシリテーション、トレーニングのサービスを自ら提供する他、メデイエーター等の斡旋、監督も行っている組織が存在する。

##### メデイエーター名簿

米国では、メデイエーターの名簿 (Roster) をもとに選出されている。Roster には、以下の情報が記載されている。<sup>27</sup>

- プロフィール (氏名/住所/TEL/FAX/e-mail/所属組織・役職/企業種類)
- 紛争解決および解決案作成サービスの提供
- 過去の業務地域・国
- 特別な要望に対応する能力
- 料金体系
- 実績 (案件名/案件タイプ/当事者数/役割/規模/複雑か否か/案件概要)
- トレーニング実績 (コース名称/時間/時期/スポンサー/役割)
- 大学院及び認定資格 (学校名/場所/学位・認定資格/学位分野/取得年)
- 関連業務及び専門ボランティア経験 (組織/フル or パート/職業・役職/開始日/終了日)
- 実績総括 (過去 10 年間の件数/1 件あたり所要時間)
- 言語 (およびその能力) /民族/性別/所属するマイノリティ集団
- 教育及び職務経験 (分野)
- 過去案件の種類

ECR では、過去の実績とトレーニング受講実績をもとに得点を計算し、基準<sup>28</sup>に照らして Roster 登録者を選定している。

Roster 登録の選定にあたっては、申請者からの自己申告をもとに判断している。申請

---

<sup>27</sup> 参考資料 2

<sup>28</sup> 参考資料 1

書は連邦政府（ECR）宛の書類であり、虚偽の申請は文書偽造に当たるため。またメディエーターとして申請する者は、倫理観の高いプロであることから、信用している。ただし申請には2人の推薦人が必要であり、無作為で15%の推薦人に、申込者の経験した役割（第三者としてのメディエーターを担っていたか、広報（Public Relation）や代弁者（Advocate）にとどまっていなかったか）を確認している。

**【ECR のコメント】**

- ・経験年数等は、申請者の申告通りであり、証明するようなものは必要としない。その理由は、申込書は連邦政府の書類であり、虚偽の申請をしたら文書偽造になる。（ただしこの抑止はそれほど重要な意味を持たない）
- ・メディエーターとして申請する者は、倫理観の高いプロであること。
- ・ただし、申請には2人の推薦人が必要であり、無作為で15%の推薦人に、申込者の経験した役割（第三者としてのメディエーターを担っていたか、広報（Public Relation）や代弁者（Advocate）にとどまっていなかったか）を確認している。

**メディエーションの評価**

ECR では、メディエーション等の評価システムを開発している。評価結果はメディエーターの評価・格づけのためではなく、ECR の業績を連邦議会へ報告するため、またプロジェクトマネージャーやメディエーターに報告され、将来的改善に活かされる。メディエーションの参加者にも評価結果がフィードバックされる。

**【ECR のコメント】**

- ・評価プログラムはメディエーター格づけのために利用していない。
- ・評価結果は、特に USIECR の業績を連邦議会への報告するために用いられる。
- ・評価結果はプロジェクトマネージャーやメディエーターにも報告され、将来的改善に活かされる。
- ・なお、メディエーションの参加者にも、評価結果レポートがフィードバックされる。
- ・案件だけでなく、USIECR の活動であるトレーニング等も対象に評価を行う。
- ・今年からは USIECR で扱う全ての案件について評価が始まる。

## ECR におけるメディエーション等の評価システム

ECR は、環境紛争解決および協働プロセスの評価システムを開発

現在、ECR を中心とした 6 つの政府機関は、協同で評価システムを用いた事例調査プロジェクトを実施中

事例調査プロジェクトの概要：

- 全国の環境紛争案件 37 事例を対象
- 紛争解決・協働プロジェクトのプロセス終了後にアンケート等を実施
- アンケートは、案件に関係した参加者およびメディエーター等を対象

評価システムおよび事例調査プロジェクトの目的：

- 協働プロセスのパフォーマンスを測り、報告する
- パフォーマンスに作用する要因を特定する
- 継続的な改善を行うために有用な情報を作成する

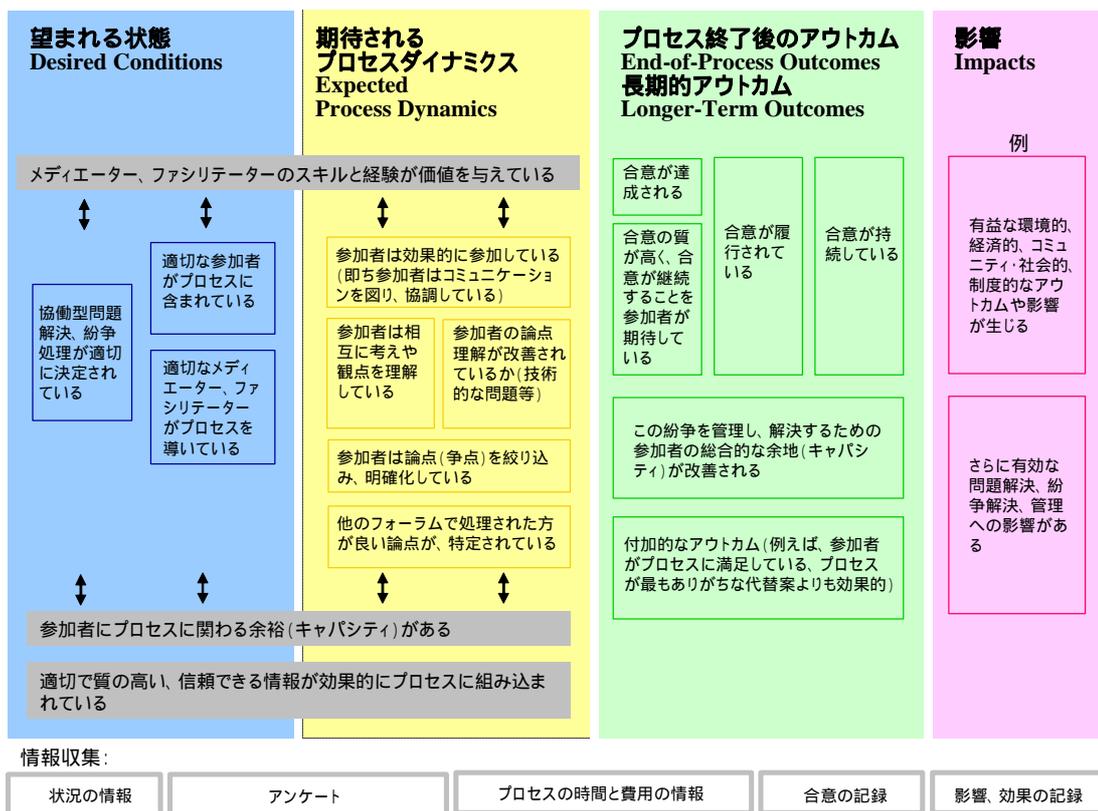


図 環境紛争処理と協働問題解決の概念モデル  
(Environmental Conflict Resolution and Collaborative Problem Solving Evaluation Model)

図 3-2 ECR におけるメディエーション等の評価システム

以下 URL をもとに作成：<http://www.ecr.gov/multiagency/pdf/EvalPhaseFindings.pdf>

## トレーニング

CDR では、メディエーション技術を学ぶトレーニングと、メディエーションの参加者のためのトレーニングを実施している。メディエーション技術を学ぶトレーニング<sup>29</sup>の受講者は、メディエーションを行おうとする者の他、メディエーターをどう雇い、どう使うかを学ぼうとする行政も少なくない。公共政策や公共事業では、一般的に多数の関係者やメディアが関わり、政治的あるいは組織的な問題が絡み、さらには必ずしも信頼されない技術情報が大量に供給されるという特徴があるため、それらへの対応が一般のメディエーションのトレーニングと異なる。

ECR では、メディエーションの基盤を広げるため、政府機関や非政府機関を対象としたトレーニングを実施している。その内容は、公共政策の問題・紛争がメディエーションに適しているか否か調査する方法や、ファシリテーターやメディエーターの探し方等が含まれる。

### 【ECR のコメント】

- ・メディエーターのトレーニングについては、民間セクターのトレーニングがあることから、ECR では実施していない。
- ・ECR は、メディエーションの基盤を広げるため、政府機関、非政府機関を対象としたトレーニング「キャパシティ・デベロップメント・トレーニング」を主催、実施している。
- ・内容は、
  - 公共政策の問題・紛争がメディエーションに適しているか否か調査する方法
  - ファシリテーター・メディエーターの探し方等が含まれる

### 【CDR のコメント】

- ・CDR のメディエーション・トレーニングには、メディエーション技術を学ぶトレーニングと、メディエーション参加者のためのトレーニングがあり、前者には公共事業に特化したものもある。
- ・前者の参加者には、メディエーションを行おうとする者（コンサルタント等）の他、メディエーターをどう雇いどう使うかを学ぼうとする行政も少なくない。単なる PI では済まなくなった案件において、応用技術としてメディエーションを習得しようとする動機が生じている。
- ・後者はこれからメディエーションに参加しようとする当事者が、全体の仕組みやプロセスを理解し、メディエーションの健全な利用を促すためのもの。
- ・一般のメディエーション・トレーニングには、多様な分野からの参加者がいる。例えば医師（病院の従事者の紛争や病院と患者の紛争解決のための技術論を学ぶため）など。
- ・頻度はクライアントのニーズに拠る。
- ・規模は、1 コース 20-30 人が参加。

<sup>29</sup> 参考資料 5

・社会資本整備に関するメディエーション・トレーニングのカリキュラムとして次のような例がある。<sup>30</sup>

**「危機管理と公共紛争: 怒れる市民への対応の仕方と戦略」** 水資源開拓局・CDR 共催

- 1 日目: 危機の原因分析、紛争の激化の分析 等
- 2 日目: 危機的状況における危機管理計画と意思決定 等
- 3 日目: 報道・市民・関心の高いグループとのコミュニケーション、危機的状況における聴く技術、危機管理ツールとしてのネゴシエーション 等
- 4 日目: 危機的状況における組織内部・組織間の調整と意思決定、危機的状況における第三者の使い方 等

・公共政策や公共事業では、一般的に多数の関係者やメディアが関わり、政治的あるいは組織的な問題が絡み、さらには必ずしも信頼されない技術情報が大量に供給されるという特徴があるため、それらへの対応が一般のメディエーションのトレーニングと異なる。

・なお、カリキュラムは、クライアントの具体的なニーズに応じてカスタマイズしている。

## (2) 制度的な仕組み

社会資本整備分野において、一定の品質のメディエーションを普及、促進するため、法的に位置づけるべきか？ガイドラインなどを策定すべきか？

連邦の行政機関では、行政手続に関連する問題解決のために、当事者が合意すれば紛争解決手続を用いることができる\*ことを規定する法律(行政紛争処理法, ADR 法(1996))が制定されている。( \*:紛争解決手続の利用の是非の判断は行政機関に委ねられており、その利用を義務づけるものではない)<sup>31</sup>

多くの州で行政紛争処理法のような法律があり、そのほとんどは ADR を奨励するものである。カリフォルニア、ニューヨーク、フロリダなどの大きい州は、連邦の行政紛争処理法が制定される以前から ADR の導入に向かっていった。

交通分野では、「TEA-21」(21世紀陸上交通最適化法)で、NEPA(国家環境政策法)に基づく環境評価手続迅速化のため、行政間の調整を図り、紛争を解決することを促進する旨規定されている。

また、交通省では「Collaborative Problem Solving: Better and Streamlined Outcomes for All (2002)」、環境庁では「Resource Guide: Resolving Environmental Conflicts in Communities (2002)」、陸軍工兵隊水資源局では「Public Involvement Techniques (1998)」など、メディエーション等の紛争解決の手法(ツール)に関するガイダンスや、マニュアル等を策定している。

<sup>30</sup> 参考資料 5

<sup>31</sup> 宇賀 (2000), 大橋 (1999), 参考資料 9

メディエーションは、需要と供給（メディエーションのサービス提供会社、トレーニングコースなど）のバランスが保たれていないと成り立たない。日本でのメディエーション導入期では、実験を少しずつ行いながら、バランスを取りながら広げていくべきと考えられる。

**【ECR のコメント】**

- ・多くの州で ADR 法のような法律があり、そのほとんどは ADR を奨励するもの。
- ・カリフォルニア、ニューヨーク、フロリダなどの大きい州は、連邦の ADR 法が制定される以前から ADR の導入に向かっていた。

**【CBI のコメント】**

<関連コメント>

- ・メディエーションは、需要（主に行政機関の需要）と供給（メディエーションのサービス提供会社、トレーニングコースなど）のバランスが保たれていないと成り立たない。日本では、実験を少しずつ行いながら、バランスを取りながら広げていくべき。

既往の法制度とどのような調整が必要か？

米国のメディエーターの Roster には、弁護士も多く登録されている。米国でも法律事務の実施は弁護士に限定されている。メディエーターが弁護士に限定されないのは、提供するサービスが弁護士とは異なるからである。討議促進のためのスキルが求められており、法律のアドバイスは求められない。また、法律事務以外の知識が必要であり、弁護士に限定する理由はない。

**【ECR のコメント】**

- ・米国でも法律事務の実施は弁護士に制約されている。
- ・メディエーターが弁護士に限定されないのは、提供するサービスが弁護士とは非常に異なるからである。メディエーターは討議促進のためのスキルが必要であって、当事者に専門的な法律のアドバイスをすることは求められていない。
- ・一方、メディエーターの免許制は論議になっており、ACR でも検討されている。また、テキサス州は免許制度があるが、その結果、多くは弁護士が業務をしている状況である。

**【CBI のコメント】**

- ・社会資本整備のメディエーターには、法律事務以外に知っておかなければならないことがたくさんあり、弁護士に限定する理由はまったくない。メディエーターを弁護士に限定するような先例を絶対に日本につくらないでほしい。

## 第4章

わが国の社会資本整備へのメディエーション

導入・普及の考え方

## 第4章 わが国の社会資本整備へのメディエーション導入・普及の考え方

### 1. 社会資本整備にメディエーションを導入すべきか？

#### (1) 社会資本整備にメディエーションを導入する動機はあるか？

わが国のいくつかの社会資本整備の事業においては、行政と住民の間で事業の是非をめぐる紛争が発生している。また、今後、さらなる紛争が起きる可能性もある。ただし、行政対市民の紛争と捉えがちな問題であっても、社会資本整備の場合は、関係する市民が多様なニーズを有していることに加え、行政側も事業部局や環境部局などが様々なニーズを有していることから、各主体のニーズを探り出し、それらの関係を浮き彫りにし、調整することが重要である。その上で、行政 - 市民、行政 - 行政、市民 - 市民間の調整を図り、事業の長期化等による社会的な損失を防ぐため、メディエーションを導入するニーズがある。

これまでは社会資本整備の是非をめぐる紛争が起こると、計画を凍結し、再開の目処が立たないまま必要な社会資本が整備できない状態が続くことや、あるいは反対を押し切って整備するものの、後々まで行政不信を残すことになりかねなかった。もしくは司法解決手続に判断を委ね、勝者と敗者を生む結果となっていた。メディエーションを導入することで、こうした状況を回避し、関係者がお互いにとってメリットがある結果を得る可能性を高めることができると考えられる。

また、社会資本整備において紛争が起こると、行政は事業者としての役割と、紛争を解決するために意見調整をする役割の2つの役割を担っていた。行政にとってはこの2つの役割が明確に分離され、紛争解決のための意見調整が中立的第三者の介入により行われることになれば、紛争解決の円滑化、効率化が期待できる場合も多いと考えられる。一方、市民にとっても、中立的第三者が市民のニーズを探り出し、相手に的確に伝えることが可能なメディエーションの導入は、メリットがあるものと考えられる。

#### (2) 社会資本整備にメディエーションを導入することは有効か？

米国の社会資本整備においても、行政と市民との紛争や行政間調整の煩雑さによる事業の長期化等社会的損失が大きいことが問題となり、その解決手段として、メディエーションが活用され、手法も確立してきている。わが国の社会資本整備においても、メディエーションを導入することで同様の問題解決が可能と考えられる。

( 3 ) 社会資本整備にメディエーションを導入することをどう考えるか？

メディエーションとは、話し合いを通してお互いにとってメリットがある結果( Win-Win )を得ようとするものである。したがって社会資本整備のメディエーションとは、関係者がより良い解決策を模索し、より質の高い計画や事業づくりに資するものである。

問題を賛成、反対というような二元論ではなく、各々の利害・関心に立脚した交渉( Interest-Based Negotiation )を行うため、対立構造を解き、解決策を見つけることが容易となる。裁判のような司法解決手法では、必然的に勝者と敗者( Win-Lose )の関係で決着するため、必ずしも望ましい結果が得られるとは限らない。また、費用や時間も要し、事業の長期化につながる可能性も高いが、メディエーションはこれらを抑えることが可能と考えられる。

紛争アセスメント( 後述 )を行うため、メディエーションに参加すべき利害関係者を見落とすことが少なくなる。ただし、メディエーションは、社会資本整備におけるすべての紛争案件に適用できるものではなく、紛争アセスメントを行った上で、適用可能か否か判断するものである。

( 4 ) 社会資本整備のメディエーションはどのような前提で取り組むことが必要となるか？

社会資本整備のメディエーションでは、お互いにとってより良い解決策を模索するため、お互いの意見が変わりうることを前提に話し合いに取り組むことが重要である。

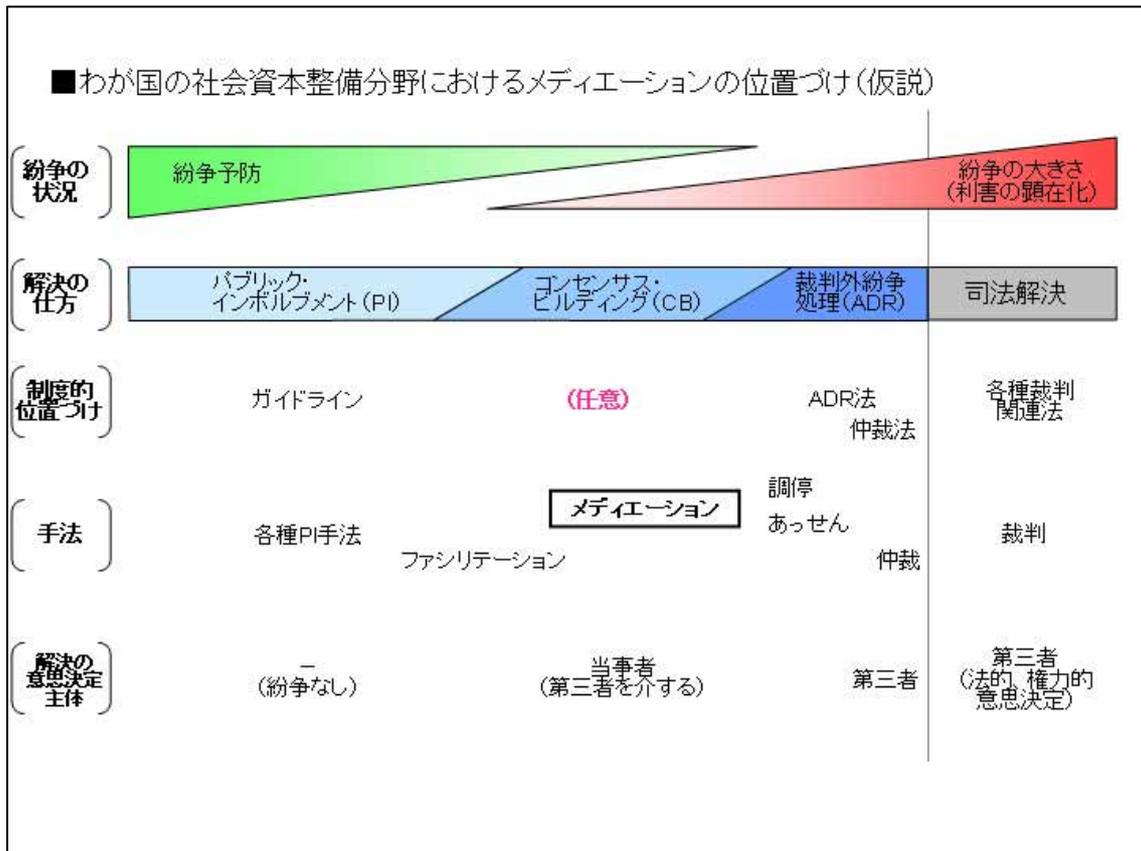


図 4-1 わが国の社会資本整備におけるメディエーションの位置づけ

## 2. 社会資本整備のメディエーションは民 - 民のメディエーションと異なるのか？

### (1) 社会資本整備のメディエーションは民 - 民のメディエーションと異なるのか？

社会資本整備のメディエーションは、民 - 民のメディエーションと区別する必要がある。社会資本整備のメディエーションは、当事者が明確で限定されている民 - 民のメディエーションとは異なり、不特定多数の関係者が関わることとなる。また、メディエーションの結果が、メディエーションの参加者以外にも影響を与えることがある。

### (2) 社会資本整備においてメディエーションの結果と行政の意思決定の関係をどのように考えるべきか？

社会資本整備では、メディエーションにより作成した解決案と、最終的な行政（事業者）の意思決定とは区別すべきである。その理由として、

1. 全てのステークホルダーがメディエーションに参加することは実質的に不可能な場合がある
2. 将来世代や観光客など参加が不可能なステークホルダーにも配慮が必要
3. 事業採択や予算編成の決定権限や責任が、行政や議会に負託されている
4. 行政の意思決定が、メディエーションにより作成された解決案に拘束されることになると、自由な議論を阻害しかねない  
こと等が挙げられる。

ただし、行政においてメディエーションによる解決案と異なる意思決定を行う場合には、その理由が具体的に説明可能でなければならない。

なお、行政の意思決定をメディエーションによる解決案によって拘束することについては、行政法学の立場からも、

私的自治の原則により支配される民事上の法律関係とは異なって、行政上の法律関係における行政の処分権能は、公益の適切妥当な実現のために行使されるべきであり、和解の当事者である行政側が争われている法律関係について処分権限、例えば裁量権を有している場合でも、必ずしも和解による紛争解決が許されるとは限らない。<sup>32</sup>

との指摘があり、こうした理由から、行政の意思決定をメディエーションによる解決案によって拘束しようとしても、結局はその法的拘束力が裁判所によって否定されてしまうこともありうる。例えば、昭和39年に京都市が文化保護特別税を創設した際に、同

---

<sup>32</sup> 石井(1997), p.26

市長と関係社寺との間で締結された「税の期限は...5年限りとし、期限後においてこの種の税はいかなる名目においても新設又は延長しない」との覚書について、次のような理由を挙げてその法的拘束力を否定した裁判例がみられる（京都地裁昭和59年3月30日判決、判例時報1115号51頁）。<sup>33</sup>

市議会議員の議案提出権を剥奪・制限することは、地方自治法に違反し許されない。市長の条例案提出権を拘束する趣旨であるとしても、市町村法定外普通税の採否は、地方公共団体の財政については住民全体の利益にかかわる事柄であるから、特別の利害関係のある私人との間での取り決めに法的拘束力があるとはできない。

他方で、上記裁判例に関して、

仮に覚書のある条項を直接には契約と解することができないとしても、...通常、これらの覚書は行政主体が裁量的な判断を下す過程で締結されるものであり、覚書等が行政主体の一方的都合で破棄されるような場合には、当該行政処分等の適法性を疑ってみる必要がある...。特に公害発生施設の建設等に関して住民との間にかわされる覚書等は、たとえそれが法外なものであっても住民参加手続の一つとして評価しうるのであって、その違反は判断過程に瑕疵があるものとして裁量を違法とし、あるいは損害賠償請求訴訟や差止訴訟の際の事業者の加害行為の違法性を認定するための一つの要素となると解すべきだろう。<sup>34</sup>

との指摘も見られる。

以上のことから、最終的な意思決定権は行政が有していること、行政においてメディエーションによる解決案と異なる意思決定を行う場合には、その理由が具体的に説明可能でなければならないことを、メディエーションの開始前に明確にして、参加者間で共有しておくことが重要である。

---

<sup>33</sup> 2審は既に特別徴収義務者の指定処分が行われているために無名抗告訴訟を許容する必要性がないとして訴えを却下（大阪高裁昭和60年11月29日判決、判例時報1178号48頁）。また、上告は昭和61年2月4日に取下げ。

<sup>34</sup> 畠山（1983）, p.26

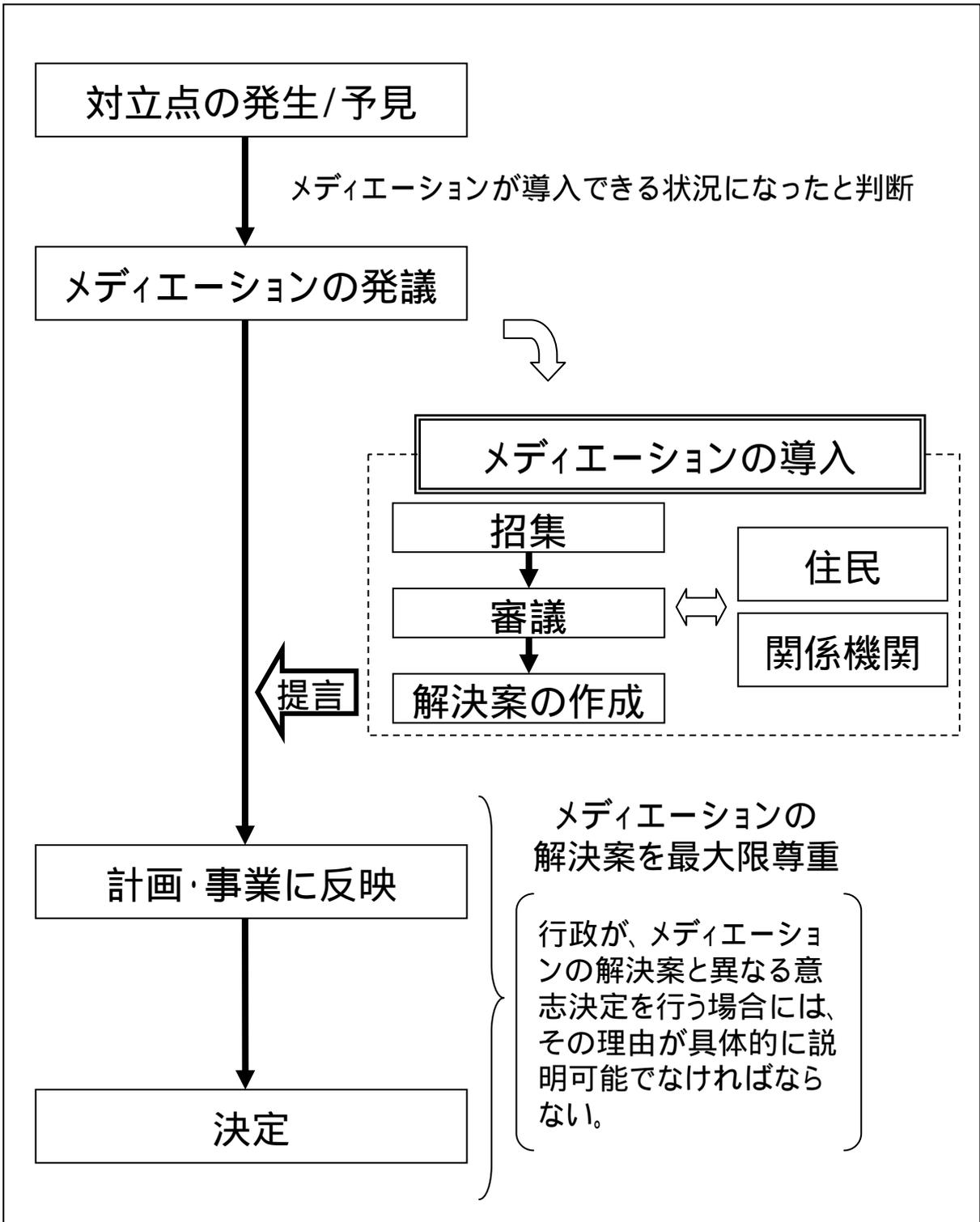


図 4-2 メディエーション導入時における合意形成のフローチャート

### 3. 社会資本整備のメディエーションはどのように進めるべきか？

#### (1) メディエーションの始め方

メディエーションはすべての事業に適用すべきか？

調整が必要な場合や対立が発生し、又は予見される社会資本整備では、お互いの利益を高めるような問題解決を図るためにメディエーションを導入することができる。メディエーションによる交渉を通して解決を図りたい、訴訟リスクを回避したい等の動機があれば、メディエーションを導入するべきである。

ただし、まずはメディエーターが紛争アセスメントを実施し、その結果を行政に報告してメディエーションの次のステップに進むかどうかを判断する。適さないと判断される場合には、紛争アセスメントで終了する。ちなみに、メディエーションに進むかどうかは、米国でとられているように次のような観点から判断することが考えられる。

1. 長期的な人間関係構築が重要かどうか。
2. 利害関係者を集めることができるかどうか。
3. 時間の制約は無いか。(既に事業スケジュールが決まっていて、メディエーションの時間がないということがあり得る)
4. 多くの利害関係者に参加する意思があるか。
5. 行政機関に、外の人を入れようという雰囲気(組織風土)があるか。
6. 調整できる条件があるかどうか。(計画に調整の余地がないのであれば、交渉の余地がないということ)
7. 当事者の力の差が圧倒的にあるかどうか(一方の当事者が圧倒的に強い力を持っていて、もう一方は法的にも他の面でも力がほとんどない場合、交渉にならない)

誰がメディエーションを発議するのか？

行政が発議し、メディエーションプロセスを開始することが想定される。ただし、行政以外の者(市民、NPOなど)がメディエーションを発議する可能性もある。行政以外の者がメディエーションを発議した場合でも、紛争の解決・回避自体が公益にかなうものであることから、費用は行政が負担することも考えられる。

事業のどの段階でメディエーションを行うことが有効か？

メディエーションを適用することが有効なのは、事業段階にかかわらず、対立点が発生あるいは予見された段階である。ただし、事業段階が進むにつれ、交渉の余地が少なくなることから、対立が小規模又は限定的なものであったとしても、その段階からメディエーションの適用を考慮すべきである。

## ( 2 ) 行政の関わり方

行政はメディエーションに参加すべきか？

行政の事業部局は、状況に応じて、いろいろなメディエーションへの関わり方ができる。

1. 交渉、決定に関わる
2. 規則上・制度上・技術上の情報提供者として加わり、交渉には関わらない（解決策の範囲の提示も含む）
3. オブザーバーとして加わり、交渉には関わらない

主として住民間に事業のあり方等についての考え方の相違や対立があり、住民間での調整が必要な場合などは、行政の事業部局は、オブザーバーとしてメディエーションに参加することもあり得る。行政の事業部局がメディエーションに参加する場合、場に参加できない市民に配慮して交渉を行う必要がある。

メディエーションに行政の事業部局が入らない場合、仮に解決案の作成に至ったとしても実現不可能な案になるおそれがあるため、行政上の専門的な判断や制約条件を代弁できる参加者やメディエーターが加わる必要がある。

行政間の調整をどうすべきか？

関係行政間（事業部局、環境部局など）の調整にもメディエーションは有効であり、縦割りの弊害等を解消することができるため積極的に導入することが必要である。

市民とのメディエーションの場にも、事業部局以外の関係する行政機関が参加することもある。行政内部において事業部局以外が利害関係を持つ場合には、そのような部局もできる限りメディエーションに参加させることが望ましく、参加しない場合にも、問題解決に向けて極力サポートを行うべきである。いずれにしても、メディエーションに参加、関係する部局は、当該案件に関わる自らの権限・利害を明確にして臨むべきである。

### (3) メディエーションの参加者

メディエーションに参加すべき人をどのように特定するか？

「紛争アセスメント」を実施し、メディエーションへの参加対象者を特定し、メディエーションのプロセスを実施する。

参加に応じない人をどのようにして話し合いの場に着いてもらうか？

メディエーションとは何かということや、参加することのメリットあるいは参加してもデメリットになることはない、ということに参加者に浸透する必要がある。

ただし、参加の判断はあくまで当事者の意思で決めてもらう必要がある。

また、ステークホルダーの中にはメディエーションの開始当初から参加に応じない人もいることが考えられる。このような人が途中からでもメディエーションに参加できるようにするため、メディエーションの進捗状況等を継続的に情報提供するなどフォローアップをしておくことが重要である。

### (4) メディエーター

メディエーターにはどのような資質が求められるか？社会資本整備に関する専門知識は必要か？

社会資本整備のメディエーションでは、コミュニケーション能力に加え、民 - 民と異なり広く社会一般の利益を考慮する必要があり、また、技術的問題や不確実性が重要な論点となることなどから、専門性を有するメディエーターが必要である。また、メディエーターは、社会資本整備に関わる行政の意思決定手続や構造を熟知していることが望ましい。

バックグラウンドの異なる複数のメディエーターがチームを組むことも有効である。メディエーターは、議論の場でいきなりメディエーション手法を使うことはせず、しばらくはファシリテーション（対話の促進）をしつつ関係者の利害、関心や行政の意思決定手続の把握に努め、その後メディエーション手法を用いることも考えられる。

どうしたらメディエーターの中立性を確保できるか？

メディエーターの選定にあたって、中立性を確保するための方法として、米国で採られている次のようなものが考えられる。

1. 選定パネルが選定（各ステークホルダーグループが1名ずつパネルを選び、パネルがメディエーターを選定）
2. 各ステークホルダーの代表が候補者を選定し、投票により選定
3. 行政がロスターから案件に合致する専門分野のメディエーター候補を複数選定し、その中から行政以外のステークホルダーが1名を選定

メディエーターは、すべての参加者に偏りなく関わりを持ち、ファシリテーション（対話の促進）に徹して中立性を確保する。また、このことをグラウンドルール（話し合いの場の規約）等に明記しておくことが重要である。メディエーターは中立性に関する疑問を招くような利害関係がある場合、参加者に情報を開示し、全ての参加者が同意した場合にメディエーションを続行すべきである。メディエーターは、参加者の信頼を得て、実質的な中立性を得られるような倫理観を持つことが大切である。

メディエーションを委託する費用の拠出元が中立性を保つ上で問題となるような場合には、参加者が費用を分担するなどの工夫が考えられる。

行政がメディエーターとの間で契約を締結する際に、事業部局が建設コンサルタント業務の委託に使用している標準契約書をそのまま使用することは適切ではない。例えば、国土交通省で使用されている建築工事監理業務委託契約書（平成13年2月15日国官地第3-2号）第34条には受注者が契約を解除することができる場合が列挙されているが、メディエーターの中立性に関して疑問を抱くような利害関係が生じたためにメディエーションを続行できなくなった場合等はこれに含まれていない。したがって、今後、社会資本整備におけるメディエーションの普及、促進と並行して、メディエーションの契約書のあり方も検討する必要がある。なお、当然のことながら、メディエーターとの契約は、解決案の作成ではなく手続を進めること自体に報酬を支払うことを約するものであるから、メディエーションが不調となり解決案の作成に至らなかったとしても、手続が終了すればメディエーターは業務を完了したことになる。

#### （5） 紛争アセスメントにおける個人情報の扱い

紛争アセスメント(関係者分析)において個人情報を保護すべきか？

関係者は各人の意見等が他の関係者に知られると感じた場合、本音を素直に発言しなくなり、交渉に支障が生じると考えられる。紛争アセスメントで知り得た個人情報（個人が特定される意見等）については、外には漏らさないことを紛争アセスメント実施者との契約に明記する。

## (6) メディエーション手続の公開

メディエーションの手続を公開すべきか？

### 1) 議論の場

メディエーターが手続の進行上支障がないと判断し、かつ、参加者の同意があれば、議論の場は原則的に公開とする。

### 2) 会議の情報(資料、議事録等)

公開された会議の資料、議事録等は原則として公開する。非公開とされた会議の資料、議事録等のうち行政機関が保有するものの公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律<sup>35</sup>に基づいて個々に判断する必要があるが、同法第5条第1号は個人識別情報を原則不開示としている。

また、同条第6号は公にすることにより国の機関等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示としており、例えば、登記所の統廃合をめぐる折衝の際の発言内容等の情報について、「開示された場合には、当該関係者に対し、様々な立場の者から様々な意見や批判等が提示され、あるいは、当該関係者がそのような意見や批判等を予測し、発言を制御することなどが十分に考えられ、その結果、今後行われるべき折衝の際に、これら関係者との間の率直で自由な意見の交換が損なわれるおそれがあるとともに、そもそも、そのような折衝自体を行い得ない状況に陥るおそれも認められる」との理由から、同号に該当し不開示が妥当であるとした情報公開審査会答申<sup>36</sup>がみられる。

なお、米国の行政紛争解決法では、「原則として、紛争解決手続の中立者は、紛争解決過程における通信または、秘密を条件に中立者に対してなされた他の全ての通信に関する情報を、任意に開示してはならないし、また、ディスカバリーその他の強制手続によっても、開示を義務づけられない」等の規定がおかれており、これらは、裁判外紛争解決手続により合意を得るためには秘密が保たれることが必要であるという要請と、行政機関の合意の正当性という観点からの公開性の要請との間の均衡をいかに図るかという「問題に立法的解決を与えた点でも意義がある」とされている<sup>37</sup>。わが国においても、社会資本整備における合意形成のためのメディエーションを含む裁判外紛争解決手続の行政による利用が活発化していくにつれて、こうした問題につき、立法的解決を検討する必要性が高まっていくのではないかと思われる。もっとも、現行法の下でも、会議の資料、議事録等を行政機関が保有していなければ、開示請求の対象にはならない。

<sup>35</sup> 参考資料 12

<sup>36</sup> 参考資料 13

<sup>37</sup> 宇賀(2000) p.8

3) メディエーターと参加者の非公式打合せ

メディエーターがある特定の関係者との間で得た情報は、公開しない。

(7) メディエーションで解決案の作成に至らなかった場合の対応

メディエーションで解決案の作成に至らなかった場合はどうすべきか？

まずはメディエーションで解決案の作成に努めることが重要である。

社会資本整備の場合、行政の意思決定を一部の利害関係者との合意や仲裁人の判断によって拘束すべきではないことを考慮すると、さらに利用可能な手法としては、評価型メディエーションや非拘束アービトレーション等が考えられるが、それが適切かどうかは、今後調査、検討することが必要である。

#### 4. 社会資本整備へのメディエーション導入・普及の考え方

##### (1) 支援組織、体制

社会資本整備のメディエーションを支援する組織は必要か？また、その組織はどのような役割を担うべきか？

社会資本整備のメディエーションを普及、支援するための組織を確保する。メディエーション支援組織の役割は次のとおり考えられる。

1. メディエーターの名簿（Roster）を用意する。
2. メディエーターを育成するためのトレーニングコースや、行政向けのメディエーションの使い方等についてのトレーニングを開設する。
3. メディエーションの参加者へのアンケート等によって評価し、メディエーターに今後の参考にしてもらおう等のフィードバックを行う。
4. メディエーションを普及・促進するための実験の支援、啓発活動を行う。

また、市民が専門家からのサポートを必要としている場合、中立的な専門家を紹介する役割を担うことも考えられる。

##### (2) 制度的な仕組み

社会資本整備分野において、一定の品質のメディエーションを普及、推進するため、法的に位置づけるべきか？ガイドラインなどを策定すべきか？

当面は、既往のPI 手続と同じく、ガイドラインの策定による。メディエーションは、メディエーター等の供給側が育たないと成立しないことから、まずは実験を先行して行うことが必要である。

既往の法制度とどのような調整が必要か？

1) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）との関係

ADR法<sup>38</sup>は、その第2条第1号において「民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続」と定義する「民間紛争解決手続」について、「民間紛争解決手続を業として行う者...は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる」(第5条)としている。

そして、この認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続であるところの「認証紛争解決手続」及びこの認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者であるところの「認証紛争解決事業者」を対象に、

認証紛争解決事業者(認証紛争解決手続における手続実施者を含む。)は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者との契約で定めるところにより、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる(第28条)

と規定するほか、時効の中断(第25条)、訴訟手続の中止(第26条)等の法律上の効果を付与しているところである。

ところで、「民間紛争解決手続」の客体である「当事者が和解をすることができる民事上の紛争」との文言は、同法の前年に制定された仲裁法の第13条第1項の文言、

仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争(離婚又は離縁の紛争を除く。)を対象とする場合に限り、その効力を有する

に倣ったものと考えられ、また、この条項は、旧公示催告仲裁法(旧民事訴訟法)第786条(「1名又八数名ノ仲裁人ヲシテ争ノ判断ヲ為サシムル合意ハ当事者カ係争物ニ付キ和解ヲ為ス権利アル場合ニ限り其効力ヲ有ス」と同趣旨の規定であるとされている(近藤ほか「仲裁法コンメンタル」45頁)。

そして、これについて、青山「仲裁契約の要件」<sup>39</sup>では、

ここに和解とは、私法上の和解(民695条)をいうが、これを結ぶことが可能か否かの判断にあたっては、訴訟上の和解(法136・203条)の可否に関する理論をも参考にすべきである

とされている。

<sup>38</sup> 参考資料14

<sup>39</sup> 青山(1995)p.622

社会資本整備に関わる住民と行政の間の紛争において訴訟上の和解が成立した事例としては、杉並清掃工場建設反対事件（東京地裁昭和 49 年 11 月 25 日和解、判例タイムズ 315 号 212 頁）がしばしば取り上げられる。これは、ごみ焼却場の建設を目的とする都市計画決定の取消を求める行政事件訴訟において、住民参加によるごみ焼却場の建設、公害防止対策等を内容とする裁判上の和解が成立した事例であるが、判例タイムズにおける解説のとおり、

行政事件訴訟において和解が許されるか否かは、訴訟の対象とされる処分はもともと公益性を有し当事者の自由な処分を許さないのではないか...といった観点から議論の存するところである

なかで、「訴訟の対象である処分の効力には触れず、むしろその有効を前提としながら、公害防止対策を協定したもので」ある。

したがって、この事例においても、住民があくまでも都市計画の取消を求め、紛争の対象が都市計画の取消の是非にとどまっている場合には、和解が認められるかどうかについてはやはり見解が分かれるものとみざるを得ない。また、社会資本整備に関わる住民と行政の間の紛争のなかには行政処分や行政計画には関わらないものもあることを考慮して、

行政事件のなかにもその対象が自由な処分に適するため和解のできるものがあることを素直に認めるべきである。その際、抗告訴訟の場合には認められないとか、当事者訴訟の場合は認めるとか、その他形式的な標準で決定すべきでなく、具体的事件の訴訟物について実質的に判定すべきである。<sup>40</sup>

との見解に立つにしても、紛争解決の依頼を受けた段階で和解が認められるもののみを峻別して引き受けることは事実上困難ではないかと考えられる。

以上より、社会資本整備に関わる住民と行政の間の紛争についてのメディエーションを行おうとする者が ADR 法第 5 条に基づく認証を受けようとする場合には、その取扱う紛争が同法第 2 条第 1 号にいう「紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争」に該当するのかが問題とされる懸念がある。

---

<sup>40</sup> 松浦 (1963) p.229

## 2) 弁護士法第 72 条<sup>41</sup>との関係

弁護士法第 72 条には、

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない

と規定されている。

日本弁護士連合会調査室編著「条解弁護士法（第 3 版）」においては、「和解」とは、争っている当事者に互いに譲歩することを求め争いを止めさせること」とされている。<sup>42</sup>

しかしながら、同条の文言は「和解その他の法律事務」となっており、「その他の」という用語は、「法令用語辞典」<sup>43</sup>によれば、「通常、前に置かれた名詞又は名詞句が、後に続く一層意味内容の広い言葉の一部をなすものとして、その中に包含される場合に用いる」とされているから、ここでいう和解とは、あくまでも「法律事務」の一部をなすものと解される。

また、東京高裁昭和 39 年 9 月 29 日判決（高刑集 17 卷 6 号 597 頁）では、「その他の法律事務」とは、同条例示の事務以外の、法律上の効果を発生変更する事項の処理を指すものと解すべきである」と判示されている。これについては、前掲の「条解弁護士法（第 3 版）」も、

そのみではなく、確定した事項を契約書にする行為のように、法律上の効果を発生・変更するものでないが、法律上の効果を保全・明確化する事項の処理も法律事務と解される

と付言するにとどまっている。<sup>44</sup>

以上より、行政（事業者）の意思決定をメディエーションにより作成された解決案によって拘束しない場合は、当該メディエーションは、「法律上の効果を発生変更する事項の処理」にも「法律上の効果を保全・明確化する事項の処理」にも該当しないことから、弁護士法第 72 条により禁止されている行為には該当しないものと解される。

なお、弁護士法第 72 条の構成要件に該当する場合であっても「正当な業務による行為」

<sup>41</sup> 参考資料 15

<sup>42</sup> 日本弁護士連合会調査室(2003) p.688

<sup>43</sup> 林ほか (1986)

<sup>44</sup> 日本弁護士連合会調査室(2003) p.689

(刑法第 35 条)であれば違法性が阻却されるが、税理士法第 52 条に関して次の通り正当業務行為に該当しないとした判例(東京高裁昭和 40 年 2 月 26 日判決、下級裁判所刑事裁判例集 7 巻 2 号 130 頁)もあることから、行政(事業者)の意思決定をメデイエーションにより作成された解決案の結果によって拘束することとした場合には、メデイエーターに弁護士が加わっていない場合には、弁護士法第 72 条との関係からも問題があるとされる可能性がある。

そもそも、税理士でない者が税理士法所定の除外事由がないのに同法第 2 条所定の税理士業務を行うことは、同法第 52 条によって禁止されているところであり、これに違反する行為は、本件のごとく、たとえばその定款が中小企業等協同組合法に基いて知事の認証を受けたもので、定款の定める目的の範囲内で同法所定の協同組合の事業としてなした行為であつても、刑法第 35 条にいう「正当の業務に因り為したる行為」には該当せず、その違法性を阻却するものではない、「中小企業庁通達「事業協同組合運営指針」のうちには、「事務執行の代行業」と題して、「(1)本事業は、税務、経理労働、配給等組合員がその事業の遂行上必要な事務の執行を組合が代行して行うことにより、これらの事務の執行に不馴なために組合が不利益を蒙ることのないようにしようとするものである。(2)本事業を行うには、その代行業務の内容に従い税務代理士、計理士、代書人等その事務処理に明るいものをおくのが適当である。」との説明がなされているが、これが税務に関して税理士法施行前の税務代理士法および税理士法の禁止規定までも排斥する趣旨のものとはどうてい解されないばかりか、右通達がどのような意図のもとに発せられたものであるにせよ、これが法的効力を持つものではないことはいうまでもない。

## 参考資料

1. ECR ロスター登録要件について
2. ECR ロスター記載内容の例
3. ECR ロスター除名方針
4. CDR メディエーションのグラウンドルール例
5. CDR 社会資本整備に関するメディエーショントレーニングのカリキュラム例
6. CBI ステークホルダーヒアリング依頼状の例
7. AAA, ABA, ACR メディエーター行動規範モデル
8. 国際仲裁における利益相反に関する IBA(国際法曹協会)ガイドライン(抄訳)
9. 米国行政紛争処理法(原文)
10. 21 世紀陸上交通最適化法 (TEA-21) 第 1309 条
11. 米国陸上交通長期法 (SAFETEA-LU) 第 6002 条
12. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)
13. 情報公開審査会平成 13 年度 ( 行情 ) 答申第 167 号
14. 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR 法) (平成 16 年 12 月 1 日法律第 151 号)
15. 弁護士法(抄) ( 昭和 24 年 6 月 10 日法律第 205 号 )

参考資料

参考資料 1. **ECR の名簿(Roster)登録要件について** < 仮訳 >

1. ロスターとは

- ・ USIECR は、ロスター (National roster of environmental dispute resolution and consensus building professionals : 紛争解決およびコンセンサスビルディングの専門家全国名簿) を作成、管理。
- ・ 2000 年 1 月から運用を開始。
- ・ ロスター登録者には弁護士も含まれている。

2. ロスターの登録要件

今までに主任専門家として、環境紛争に関する案件に 2~10 の案件で 200 時間<sup>2)</sup>以上 (つまり、1 案件 20 時間以上) 従事していること。かつ、次の表で合計 60 点を必要とする。

表 ロスター登録基準

カテゴリー	得点の幅
<b>1. 複雑な案件と(200 時間以上の)追加的な案件の経験</b>	(小計上限:65)
a. 過去 10 年間に於いて、 <u>環境または公共政策の案件</u> <sup>1a,b)</sup> について主任専門家 <sup>3,4)</sup> としての経験が認められること( の基準である 200 時間は加算できない) ~ 1 案件につき 5 点、上限 5 件(25 点)まで	0 ~ 25
b. 過去 10 年間に於いて、 <u>環境または公共政策の複雑な案件</u> <sup>1c)</sup> における主任専門家 <sup>3,4)</sup> としての経験が認められること ~ 1 案件につき 5 点、上限 5 件(25 点)まで	0 ~ 25
c. 過去 10 年間に於いて、 <u>環境または公共政策の案件</u> における見習いまたは初級専門家 <sup>5)</sup> としての経験が認められること ~ 1 案件につき 3 点、上限 5 件(25 点)まで	0 ~ 15
<b>2. 参加型プロセストレーニング<sup>6)</sup></b> (このカテゴリーで 25 点を上回った場合でも、25 点を上限とする)	(小計上限:25)
a. 参加型トレーニングの受講経験 紛争解決およびコンセンサスビルディングに関する 24 時間の基礎的なトレーニングコースの受講と、さらに 16 時間の上級コースの受講した	0or10
b. トレーナーの経験 紛争解決およびコンセンサスビルディングに関するトレーニングを 40 時間以上提供した	0or10
c. 主任トレーナー・講師の経験 紛争処理やコンセンサスビルディングに関するトレーニングを 150 時間以上提供した	0or25
<b>3. 実践的な教育と経験</b>	(小計上限:25)
a. 次にあげる分野における学位または大学院のプログラムの修了証明書(法学、環境科学、環境政策、工学、公共管理・マネジメント、コミュニケーション理論、計画、紛争処理分野) ~ 1 つの学位・修了証明書があれば 10 点	0or10
b. 代替的紛争処理(ADR)、環境紛争処理(EDR)に関連する分野(法学、工学、公共管理、計画等)における雇用やボランティアの経験年数 ~ 1 年ごとに 1 点、15 年を上限とする	0 ~ 15

( 出典 : ECR ホームページ [http://www.ecr.gov/r\\_entry.htm](http://www.ecr.gov/r_entry.htm) )

## 用語の定義

### 1) 案件 (Case)

ある論争の一つないしはそれ以上の論点において、実際のまたは潜在的な紛争や、合意の欠如のこと。また案件とは、論争における実際のまたは潜在的論点に関する合意の形成、推奨案や助言の作成、またそれに加え複数関係者間の論争における促進された協働プロセスとも表現される。環境または公共政策の紛争におけるシステム設計や評価作業も案件に含まれる。ロスター登録のためには、環境に関する紛争解決およびコンセンサスビルディングの専門家は、過去 10 年間に於いて一案件あたり 20 時間以上、案件に関わらなくてはならない。

#### a. 環境に関する案件 (environmental case)

環境汚染 (防止、浄化、また影響)、土地利用、自然資源の利用や分配、環境に関する許認可、施設やインフラの立地選定に関する紛争、環境的正義、環境分野案件での交渉による規則制定、執行、又は遵守に関する案件が該当する。

#### b. 公共政策に関する案件 (public policy case)

連邦、地域、州、地方の各レベルの政策決定において、環境や自然資源政策、保健または安全政策、教育政策に関する案件が該当する。

#### c. 複雑な環境または公共政策に関する案件 (complex environmental or public policy case)

以下の特徴のうち少なくとも 3 項目に該当する案件。最低 100 時間; 複数の論点; 異なる利害を代表する最低 4 者がテーブルに着く; その内少なくとも 1 者が政府機関。

### 2) 時間 (Case Hours)

個人またはグループである関係者と実際に接触した時間に加え、紛争アセスメント、紛争解決のプロセス設計、プロセス全段階の実行、プロセスの評価や報告に費やした時間が含まれる。これはプロジェクトに専門家として関わる以前の時間を含まない。

### 3) 環境に関する紛争処理とコンセンサスビルディングの専門家

(Environmental Dispute Resolution and Consensus Building Professional)

紛争や論争の防止、管理および解決のため全関係者の支援に関わった、第三者である中立者のこと。このロスターに登録されるために環境に関する紛争解決とコンセンサスビルディングの専門家は、以下のプロセスのうち一つないしはそれ以上の専門知識・技術を必要とする: ファシリテーション、メディエーション、コンセンサスビルディング、中立的評価 / 事実確認、和解判事、紛争アセスメント、プロセスデザイン、又は紛争システムデザイン。

### 4) 主任専門家 (Principal Professional)

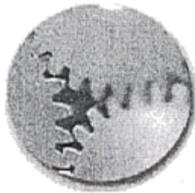
環境に関する紛争解決およびコンセンサスビルディングの専門家とは、案件に関して主導的に関わった人のことを指す。主任専門家には、等しく義務と責任を持つ共同メディエーターないしはメディエーターのような状況にいた人も含む。

### 5) 見習いまたは初級専門家 (Apprentice or Junior Professional)

案件に関する主任専門家のアシスタント

### 6) 参加型プロセストレーニング (Interactive Process Training)

メディエーションやファシリテーション、紛争マネジメントなど、ADR プロセスとテクニックについてのトレーニングで、本質的に双方向型で、相当な数のロールプレイやシミュレーション、グループデモンストレーションが組み込まれているものである。



U.S. INSTITUTE FOR  
ENVIRONMENTAL CONFLICT RESOLUTION  
*Roster of ECR Practitioners*

Log Out

プロフィール最新更新日: October 2, 2005

氏名:	XXXXX,XXXXX	所属組織:	
住所:	XXXX XXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXX	URL:	http://www. XXXXXXXX.XXXX
電話:	XXX XXX XXXX	職位・肩書き:	XXXX
ファックス:	XXX XXX XXXX	企業の種類:	ADR 事務所
eメール:	XXX@XXXXXXXXX.XXX	連邦職員:	No

### 環境紛争解決および合意形成サービスの提供

メディエーション  
ファシリテーション  
規制制定交渉  
合意形成・政策対話  
中立者評価・ファクトファインディング  
紛争アセスメント・プロセス設計  
紛争システム設計

### 過去に業務経験のある地域

中部大西洋岸: (デラウェア州、メリーランド州、ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルバニア州、バージニア州、ウェストバージニア州、ワシントン特別区)  
五大湖周辺: (イリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、ミネソタ州、オハイオ州、ウィスコンシン州)  
中央北部: (アイオワ州、カンザス州、ミズーリ州、ノースダコタ州、ネブラスカ州、サウスダコタ州)  
カリフォルニア州  
太平洋岸北西: (アラスカ州、オレゴン州、ワシントン州)

### 過去に業務経験のある国

## 特別な要望に対応する能力（社内または業務委託による）

複雑な案件に対する後方支援  
会議抄録および報告書  
翻訳および通訳：各種  
情報管理  
コンピュータ支援（リストサージ、ウェブページ作成等）  
専門家の紹介  
他の ADR プロバイダの紹介  
ADR プロセスの評価  
紛争解決トレーニング  
交渉トレーニング  
その他：ワークショップ

## 料金体系

時間単価：

プロボノ（無報酬）・割引料金：  
有り

時間単価に含まれる項目：

通常は、電話代、ファックス通信費等の雑費、  
比較的複雑でない案件の契約管理

時間単価に含まれない項目：

交通費、宿泊代、日当、大量のコピー代

備考：

料金は変動する。

## 案件の詳細情報・概要

案件名：	案件タイプ：	当事者：	ADR の役割：	規模：	複雑な 案件か？：
ウィラメット川 合流点：環境 保護を目的と したネットワー クづくり	農業問題 異文化間問題 エコシステム管理 環境関連の執行および 許可 NEPA 有害物質、農薬 環境保全、リサイクル 水質・河川流域 流域管理・計画 湿地帯・河口域	10以上	プロセス設計	州/地域	YES

## 案件概要：

120 名の熱心な合唱団員（ウィラメット川流域住民）が、時間その他の資源が極めて限られた中で、どのように協力し合うことができるかを検討するために集まった。メンバーに活気を与えるパートナー取引システムを使用した。www.foxmediation.com の“techniques”を参照。

## トレーニングコースの概要

コース名称:	時間:	年:	スポンサー/提供者:	役割:
Mediation in Local Government conflicts	8 時間	1997	Oregon Association of Municipal Recorder	トレーナー
Basic & Advanced Facilitation	16 時間	1999	self	トレーナー
Listen, listen, listen	16 時間	1999	self	トレーナー
Listening and Facilitation Skills	4 時間	1999	Western Center for Environmental Decision-Making	トレーナー
Improving Transportation Project Development and Env I Reviews Through Collaborative Problem Solving	20 時間	2005	Institute for Environmental Conflict Resolution	トレーナー

## 大学院教育および課程認定資格

学校名:	場所:	学位または認定資格:	分野:	取得年:
Iowa State University	Ames, IA	MS	Soil Science	1987
University of Iowa	Iowa City, IA	JD	Law	1990

## 関連業務および専門ボランティア経験

組織:	フル/パートタイム:	職業・地位・肩書き:	開始日:	終了日:
Oregon Division of State Lands	パート	Consensus Builder	08/1990	02/1991
USACE Portland District	フルタイム	Wetland Policy Specialist	08/1993	12/1995
US Army Corps of Engineers, Portland District	フルタイム	Special Asst for Env I Partner	01/1995	03/1997

## 過去の案件の種類

農業問題  
大気質  
損害賠償責任の割り当て  
歴史的遺産の保存、遺跡  
沿岸地帯問題  
異文化間問題  
エコシステム管理  
絶滅の危機に瀕した種  
エネルギー問題(省エネ、水力、原子力、石油およびガス)  
環境関連の執行および許可  
環境正義  
施設立地  
漁業  
氾濫原  
持続可能な開発、成長管理、土地利用  
鉱業  
アメリカ先住民問題  
NEPA  
大洋  
有害物質、農薬  
公衆衛生  
公有地問題  
環境保全、リサイクリング  
資源管理  
スーパーファンド  
交通および都市インフラ  
水管理・割り当て・権利  
水質・河川流域  
流域管理・計画  
湿地帯・河口域  
野生生物問題

出典：USIECR Roster for ECR Practitioners Sample Practitioner Profile

## 環境紛争解決と合意形成の専門家名簿(ロスター)

### ロスター除名手続き

「ロスター」( ECR 実務家のロスターとも呼ばれる )とは、連邦環境紛争処理研究所( ECR )が管理する、全米の環境紛争解決と合意形成の専門家の登録名簿のことである。 ECR は、関係者に対し環境、天然資源、公有地に関する紛争の解決のための支援をする連邦プログラムである。 ECR は、独立連邦機関である Morris K. Udall 基金の一部である。

「ロスターマネジャー(ロスター管理者)」とは、ロスターの作成、管理、監視に直接的、間接的な責任を負う ECR 職員である。

#### 1 . ロスターに登録された人の権利

- A . ロスターへの登録、登録の維持、紛争解決プロジェクトへの推薦や選抜を受け  
る権利は誰も持たない。
- B . ロスターに記載された人は活動休止や再開の申請をすることができる。
- C . ECR は下記のような理由をもって、ロスター登録者を除名する裁量権を持つ。

#### 2 . ロスターからの除名の根拠

ロスター登録者は登録時に同意したロスター登録条件に準じて、以下の場合、除名  
されることがある。

- ・ ロスター登録者にメディエーターの行動規定を逸脱する行為があった時
- ・ ロスター登録者に ECR の機密保持規定を逸脱する行為があった時( 規定が適用  
される場合 )
- ・ 以下のような正当な理由
  - 重大な虚偽の情報を記載した申込書を提出した場合
  - ECR がロスターの管理や評価のために要求した機密事項以外の情報を提  
供しなかった場合
  - 当事者となりうる人や団体に対して、利害の対立や、事実上あるいは見か  
け上の偏見を生み出す可能性のある状況を情報開示しなかった場合
  - ロスター推薦プロセスを通して扱った案件に関連して、非倫理的または非  
合法的行為に携わった場合
  - ロスター推薦プロセスを通して扱った案件に関連して、機密を不当に漏洩  
した場合

### 3. 除名のプロセス

#### A. プロセスの開始

ロスター登録者の除名手続きの開始には、二つの方法がある。一つはロスターマネジャーが主導する場合、もう一つは苦情が提出される場合である。

- i. ロスターマネジャー主導のプロセス：ロスターマネジャーは、登録者が、虚偽の内容を記載した申込書を提出した場合か、ECR がロスターの管理や評価のために要求した機密事項以外の情報の提出を怠った場合、ロスター登録者の除名を開始することができる。
- ii. 苦情提出のプロセス：ECR スタッフを含むロスター登録者の行為についての情報を持つ人は、ロスターマネジャーに苦情を送ることができる。苦情は電子メール、ファックス又は郵送にて以下に送付のこと。

Roster Manager

U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution

130 South Scott Ave.

Tucson, AZ 85701

Fax: 520-670-5530

Email: roster@ecr.gov

苦情は全て書面で、以下の事を記載していなければならない。1) 申し立てられたロスター登録者の行為に関する事実情報 2) その行為がなぜ上記の除名の根拠のいずれかに当てはまると思われるのかの説明。

### 4. ロスター登録者の予備再調査、一時的登録停止と当該登録者への通告

ロスターマネジャーがプロセスを主導する場合：ロスターマネジャーは、当該登録者や他の人が提出した申込プロセスに関するデータなどロスター事務局を通して得た情報や、登録者が適切な情報提供を怠ったことを根拠として、行動を起こすことができる。苦情によってプロセスが開始される場合：ロスターマネジャーは最初の決定を下す前に苦情提出者から追加情報を収集してもよいが、しなくてもよい。苦情や登録者の行為が除名の根拠に当てはまらない場合、ロスターマネジャーはその時点でその苦情を棄却してよい。

予備再調査で集めた情報に基づき、登録者が除名の根拠に当たる行為に携わったかもしれないという結論に達した場合、ロスターマネジャーは次のことができる。ロスターマネジャーは、下記の要領で当該登録者に通告した上で、その登録者の推薦を一時的に中止し、ホームページの検索データベースから最大 90 日間その登録を停止することができる。

ロスターマネジャーはロスター登録者に、書面による通告と、通告から 45 日以内に、以下の両方あるいはいずれかを提出する機会を提供しなければならない。

- 1) 苦情内容の正確さを含む、申し立てに関連する事実情報
  - 2) ロスター登録者が、その行為が除名の根拠を満たさないと考える理由の説明
- 通告には、苦情の内容と除名の根拠、一時的に登録停止がなされたかどうかと、ロスター登録者が期限内に返答しなければ除名になることを記述しなければならない。

## 5. 除名

通告に記載された期日までに、ロスター登録者はロスターマネジャーに書面にて返答しなければならない。期日を確実に守るために、ファックスや電子メール、翌日配達便などの利用が奨励される。ロスター登録者が通告に記載された期日までに返答しなければ、その登録者はロスターから除名される。ロスター登録者が事実情報と通告に対する返答を期限内に提出した場合は、ロスターマネジャーが提出された全ての情報を元に除名が正当であるかどうか判断する。ロスターマネジャーはさらに当該ロスター登録者、苦情提出者、その他関係者から新たな情報を収集してもよいが、しなくてもよい。ロスターマネジャーはロスター登録者から返答を受け取ってから 45 日以内に決断を下し、ロスター登録者に書面で除名するかしないかの決定を通知しなければならない。下記の抗告に関するものを除いて、ロスターマネジャーによる全ての決定は最終決定である。

## 6. 抗告

ロスターマネジャーによって除名された登録者は、ECR 所長に対し、その除名決定へ抗告を行うことが出来る。抗告は、書面で、決定の通知の日付から 30 日以内に ECR に届いていなければならない。期日を確実に守る為に、ファックスや電子メール、翌日配達便などの利用が奨励される。抗告文書は以下に送付のこと。

Roster Manager  
U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution  
130 South Scott Ave.  
Tucson, AZ 85701  
Fax: 520-670-5530  
Email: roster@ecr.gov

ECR 所長は、ロスターマネジャーが再調査に利用した記録と抗告文書を検討しなければならない。ECR 所長が、ロスターマネジャーの決定は妥当で記録に裏付けられていると書面で回答すれば、ロスターマネジャーの決定が確定する。決定が確定すると、ロスター登録者は除名されたままとなる。ECR 所長が、ロスターマネジャーの決定は不当で記録に裏付けがなく、確定しないと書面で回答すれば、当該ロスター登録者は再度登録される。ECR 所長は抗告文書を受け取ってから 30 日以内に決定を下し、書面でその登録者に通知しなければならない。ECR 所長による全ての決定は最終決定である。

## 7. 除名後の再登録と復帰

除名後3年経過すると、「ECRがロスターの管理や評価のために要求した機密事項以外の情報の提供を怠った」という理由で除名された場合を除いては、除名されたロスター登録者は再度登録申請することができる。登録者は、ロスターマネージャーが納得するように、除名の根拠はもはや存在せず、再発もしないと証明しなければならない。「ECRがロスターの管理や評価のために要求した機密事項以外の情報の提供を怠った」という理由で除名された場合については、除名された登録者は要求された情報を提出することで登録を復活することができる。

## 8. 除名プロセスの記録

### A. 除名プロセス書類の機密性

ロスターの除名プロセスにおいて、ECRに提出された情報及びECRが収集した情報は、苦情やロスター登録者からの返答、ECR職員が収集・作成したあらゆる形態（例えば記録、メモ、電子メールなど）の情報を含み、全て機密である。そういった情報は、除名プロセスの関係者にのみ、プロセスの遂行に必要な範囲に限り提供され、被提供者は機密を守るよう要求される。除名プロセスに直接携わるECR職員のみがそういった情報へのアクセス権を持つ。

### B. 除名決定に関する情報

ロスター登録者の除名に至った全ての案件において、ロスターマネージャーは除名決定を記録した簡潔な概要を作成する。概要にはロスター登録者や関係者の個人名や個人情報は一切含まれない。概要は除名プロセス開始の方法、検討された課題、挙げられた政策議論、ECRの決定と分析を記述する。概要は要求に応じて入手可能である。

ECRは、概要統計を報告する以外、除名について公表することはない。除名された登録者に関する問い合わせに対して、ECRは、その個人はもはやロスター登録者ではないとのみ回答する。

出典：USIECR National Roster for Environmental and Dispute Resolution and Consensus Building Professionals: Roster Removal Procedure

## “Spring Rise”提案に対する合意形成のための 政府間 / ステークホルダープロセスのファシリテーションの 実施プロトコルとグラウンドルール

2005年6月1日

### はじめに

本書では、Spring Rise プロセスの目標、運営構造、ならびにコミュニケーションや意思決定の方法について説明する。本書は、総会による修正および承認を経て、我々の共同努力の手引きや指針となる。こうしたプロトコルおよびグラウンドルールでは、主要ステークホルダーから成る総会が、他のワーキンググループや諸機関のサポートを受けながら、ミズーリ川 Spring Rise の計画やマネジメントで使用される基準についての提言を米国陸軍工兵隊 (USACE) にどのように提出するかが説明されている。このプロセス、ならびにステークホルダーの参加により、Spring Rise についての提言は 2005 年 8 月までに完成する予定である。

本書は、Spring Rise プロセスに関する共同活動を説明した次のような各セクションから構成されている。

#### セクション 1 - 背景

セクション 2 - Spring Rise に従事する主要グループの構造、構成、職務

セクション 3 - いかにして責任を請け負い、他者とかかわるか

セクション 4 - コンセンサスを用いてどのように意思決定を下すか

セクション 5 - 総会、技術ワーキンググループ、運営委員会において相互間のコミュニケーションをいかに図るか

セクション 6 - プロセスに直接関与していない個人や団体とのコミュニケーションをいかに図るか

#### セクション 1 - 背景

ミズーリ川のマネジメントに対する全体的な責任を負っている連邦機関は USACE である。USACE は、ミズーリ川に関する USACE への委任事項により、関係する政治組織やステークホルダーによる競合するニーズや用途の間でバランスを取ることが要求されている。総合的なマネジメントのためには、洪水を防止し、ミシシッピ川での航行や船舶輸送を可能にし、先住民族に対する信託責任や義務を果たし、文化的資源や埋葬地を保護し、水力発電を持続させ、様々な用途の給水を保全し、水質を保護し、レクリエーションを促進し、野生生物、特に絶滅危惧種とその生息環境を保護するための努力が要求される。

ミズーリ川のマネジメントに対する USACE のアプローチを概説した手続きは、2004 年のミズーリ川水管理マスターマニュアル(マスターマニュアル)に詳細に記されている。ミズーリ川のマネジメントの方法に影響するもう 1 つの重要な文書が、米国魚類野生動

物庁(USFWS)の2002年の生物意見書(BioOp)と、その2003年改訂版(2003年BioOp)である。2003年BioOpでは、ミズーリ川にある重要な生息環境の破壊や有害な改変、ならびにその結果として絶滅危惧種であるパリッドスタージョン(チョウザメの一種)に及ぶ危険を回避するため、実行可能であれば「Spring Rise」をミズーリ川の特定の流域で行うことが要求されている。2005年には「Spring Rise」は計画されていないが、USACEでは、関係政府機関やその他のステークホルダーと協力して、本流貯水システムの2005～2006年の年間運営計画に含めるSpring Riseの基準を構築することを明言している。

USFWSによると、河川または河川沿いに生息する植物層や動物層は、その持続可能性を確保する上で、一定の河川流パターンに大きく依存していることが多いという。状況によっては、河川流に重大な変化があると、そうした変化に敏感な種の存続が脅かされる。

USFWSは、ミズーリ川に対する過去のマネジメントと規制、ならびに水文パターンの変化が、3つの絶滅危惧種、なかでもパリッドスタージョンに重大な悪影響を及ぼしていると判断している。そうした影響を緩和し、是正するためには、新たな河川流パターンが必要となる。「Spring Rise」とは、水文年の初期における大幅な流量増加であり、一般に、堆砂を移動させてパリッドスタージョンの生息環境となる新たな水路、淵、砂州、島などを作ること、栄養物を提供し、運ぶこと、河岸上の問題ある植物を排除することなど、具体的な目標を達成するために計画されるものである。2003年BioOpでは「Spring Rise」が要求されているが、これを実行に移すには、あらかじめ協議し、決定しておく必要のある様々な問題が存在する。

USACEは、ミズーリ川流域における水管理の課題のいくつかに関するマネジメントについて、より協力的なアプローチを促し、サポートしていくための方法を検討している。この目的で、USACEは、「Spring Rise」提言に関する合意を形成するために、多数のステークホルダーが関与するファシリテーションを用いた政府間プロセスを構築することを約束している。その提言 USACEはコンセンサスに基づいた文書であることを希望している が、USACEに提出され、検討、承認を経て、実施されることになる。

USACEは、連邦環境紛争処理研究所(ECR)の支援を受けて、この活動を実施している。ECRは、プロセスの計画ならびにCDRファシリテーションチームの選択において当事者を支援した。CDRファシリテーションチームは完全に独立しており、ECRに直接対応する。

## セクション2 - Spring Riseに従事する主要グループの構造、構成、職務

### 中核的計画グループ -

このグループは、「Spring Rise」イニシアチブの最初の総会会議を計画するためにECRとCDR Associatesにより設置された。中核的計画グループは、USACE、USFWS、USEPA、NPS、その他の資金提供機関・組織、ならびにその他の主要なパートナーリング機関、組織、政府の代表で構成された。中核的計画グループの役割と機能は、包括的な「Spring Rise」プロセスの適切な設計と戦略を迅速に構築し、最初の総会会議の準備をするためにCDRチームを支援することであった。CDRチームは、2005年5月9～10日にカンザスシティで開催された、中核的計画グループの最初の打ち合わせ会を円滑に進めた。中核的計画グループは、現在進行中のSpring Rise提案調整委員会のメンバーが総会メンバーにより指名され次第、解散する予定である(下記参照)。

#### Spring Rise 提案に関する総会 -

このグループ（関係機関、組織、ステークホルダーが指名する代表者またはその代理で構成される）は、以下について責任を負う。

- 1) Spring Rise 提案の構築についての全体的な方向性とプロセスを明確化すること
- 2) 技術ワーキンググループの委任事項および業務範囲を決定すること
- 3) 技術ワーキンググループにより構築された提案および提言を審査すること
- 4) 米国陸軍工兵隊およびその他の関連連邦機関に提出される Spring Rise の提言に関して最終決定を下すこと

総会メンバーの確立後は、新規メンバーの参加は認められない。総会は、USACE への提言をコンセンサスにより決定する。

#### Spring Rise 提案調整委員会 -

この委員会は、最初の総会会議の終了時に「Spring Rise」イニシアチブの調整機能を中核的計画グループから引き継ぎ、総会の調整委員会としての役目を果たすことになる。Spring Rise 提案に関する総会により指名された代表的な横断的メンバーで構成される。この委員会は、総会会議から次の総会会議までの間の手続き上の調整責任を負い、技術ワーキンググループの活動を監督し、総会、ECR スタッフ、CDR チームの間の連絡役も果たす。この委員会が負うのは調整責任のみである。したがって、手続き上の決定のみを下し、USACE に対する総会の提言に関する決定は下さない。調整委員会は、コンセンサスにより運営される。

#### 技術ワーキンググループ -

総会は、その審議を支援する技術ワーキンググループを設置することができる。技術ワーキンググループは、Spring Rise に関する技術的なデータや提案の構築に対する主たる責任を負い、そうしたデータや提案は、総会に提出され、その検討、承認、またはその両方を受ける。

技術ワーキンググループは、水文学、生態学、絶滅危惧種、水管理の問題に関する知識や専門的技術を備えている技術専門家で構成される。また、行政の意思決定者も技術ワーキンググループに含まれる場合がある。

技術ワーキンググループのメンバーは、総会メンバーにより任命され、承認される。技術ワーキンググループは、総会から委任事項を受け、技術的問題に取り組み、総会に提案を提出し、その検討と承認を受ける責任を負う。

技術ワーキンググループは、可能な限りコンセンサスに基づいた提言を総会に提出するよう努める。技術ワーキンググループには、いかなる問題に関しても最終的な意思決定の権限はない。

技術ワーキンググループの会議は市民に公開される。

#### パブリックミーティング -

パブリックミーティングは、関係する機関、組織、グループのメンバーと、総会もしくは技術ワーキンググループに参加する正式な代表者以外の市民が、意見を表明し、質問

をし、当該組織のメンバーから回答を受ける機会を得られる場である。そのほか、総会や技術ワーキンググループの会議においても、また、提案草稿が作成されて USACE やその他の機関の意思決定者や実施者に付託される前にも、市民の意見を求める時間が設けられる。

連邦環境紛争処理研究所(USIECR) -

環境紛争処理研究所は、本イニシアチブの全体的なプロジェクトマネージャーである。コンサルタントのすべての活動を監督する。

USACE は、Spring Rise ならびにミズーリ川の運営に関する最終的な意思決定を下す委任事項を受けている。

USFWS は、絶滅危惧種の保護や回復を確保する委任事項を受け、その委任事項を達成する手段としての Spring Rise 提案の受容可能性に関して USACE と調整する。

セクション 3 - いかにして責任を請負い、他者とかかわるか

総会、技術ワーキンググループ、調整委員会の各メンバー、ならびにファシリテーターの役割と責任

各メンバー

- 総会および技術ワーキンググループのメンバーは、以下を実施することが求められる。

- 1) 常に作業セッションのための準備を整え、出席すること
- 2) 自分の所属する機関、組織、またはグループの他のメンバー（代理も含む）に対し、総会や技術ワーキンググループで協議されている内容を常に情報提供し、そうした問題に対する意見を求めること
- 3) 自分のグループの利害を明確に示し、断言すること
- 4) 自分と異なる考え方に耳を貸し、他者の利害を理解するよう努めること
- 5) 多様な見解を持つ人々と問題について率直に議論し、相違を解決するための協力的な問題解決手順に参加すること
- 6) タスクフォースにより表明されたニーズに取り組むための選択肢を考え出し、評価すること
- 7) この実施プロトコルに記述されているポイントを支持し、これを遵守することに合意すること

ファシリテーター -

CDR Associates チームのファシリテーターは、総会のメンバー全体のために、独立したプロセスデザイナーとして、会議のファシリテーターとしての役目を果たす。ファシリテーターは連邦環境紛争処理研究所の契約者であり、Spring Rise 提案の構築に関係した実質的な議論にかかわる政府機関や組織の契約者でも、そうした機関や組織の恩義を受けている者でもない。

ファシリテーターは、個別のメンバーや利害関係グループに対してではなく、グループ全体に対して責任を負う。ファシリテーターは、協議される問題の内容に対してインパーシャリティを保つ。

ファシリテーターは、中核的計画グループのメンバーと協調して、最初の総会会議の作業セッションでの議題を企画する。その後、CDR チーム（Moore と McMahon、Price、または Golten）が、総会の調整委員会と協議の上で、すべての総会会議ならびにできるだけ多くの技術ワーキンググループ会議を企画し、円滑に進行させる。

ファシリテーターは、グループが受け入れたグラウンドルールを実施する。さらに、ファシリテーターは、総会および技術ワーキンググループのメンバーがそれぞれの会議に先立って重要な情報を入手できることを確保する。

会議をより創造的なものにするため、総会において諸機関やステークホルダー団体を代表に指名されたメンバーおよびその代理は、自分の所属する組織またはグループの過去の見解に縛られないことが求められる。総会および技術ワーキンググループの目標は、議論されている問題、およびそうした問題に取り組むための選択肢に関して、率直かつオープンな議論をすることである。したがって、グループ全体による最終的な提言に至る前の対話プロセスで提示されるアイデアは、議論を目的としたものにすぎず、総会もしくは技術ワーキンググループのメンバー、またはその所属グループの最終的な見解を反映したものと解釈されるべきではない。

Spring Rise に関する議論では、関連する問題についてできるだけ透明性があり率直な議論を行うことを目標としている。このプロセスでは、参加者ができるだけオープンかつ創造的に発言することも要求されている。それでもやはり、このプロセスは、過去、係争中、ならびに今後発生し得る訴訟や行政抗告の状況下で実施されている。

訴訟手続きに関与している、あるいは関与しうる団体の代表者による自由でオープンな議論を促すため、このプロセスの下でのすべてのコミュニケーションや文書は譲歩や和解の交渉の一部であることが、すべての参加者または参加団体により承諾されている。したがって、総会および技術ワーキンググループのメンバーは、Spring Rise に関する対話 / 交渉プロセスで明かされた情報を、いかなる目的でも係争中もしくはその後の訴訟手続きで使用しないことに合意する。いかなる参加団体も、このプロセスで使用するために作成された文書には、そうした文書であることを識別するためのマークを付けることができる。この使用制限は、それ以外により発見されうる、または許容されうる情報の訴訟手続きにおける使用を妨げるものではない。政府機関が、このプロセスで作成された文書を訴訟手続き（「訴訟手続き」）の対象となっている当該機関の意思決定に使用した場合、当該文書ならびに当該文書を説明するために必要ないかなる情報も、その訴訟手続きにおいて許容されうる。

総会のメンバーは、礼儀上、他の総会メンバーが関係しうる、または Spring Rise の問題に関するグループの審議に悪影響をもたらしうる対審手続きまたは訴訟手続きを開始する前に、ファシリテーターならびに他のすべての総会メンバーに通知することに合意する。そうした通知では、すべての当事者に、総会の作業に対する潜在的な悪影響を最小限にするための選択肢を考慮し、適切な方策を講じるための時間を与えるべきである。

総会は、「Spring Rise」についての提案を構築するために割り当てられた期間内に、その作業を完了させるものとする。総会および技術ワーキンググループは、提案を作成し、検討し、合意に達するために、少なくとも 2 回の会合を開くものとする。付加的な会合も必要に応じて予定される。

総会および技術ワーキンググループは、相互に合意しうる日に会議を開くものとし、その日付は最初の総会会議で特定される。

総会メンバーは、問題解決プロセスを支援するため、自己の組織もしくは政府機関のスタッフや自己の代表する団体のメンバーを連れてくることができる。総会および技術ワーキンググループのメンバーは、そうした人物の専門知識が要求される場合、または総会全体により要請された場合、そうした人物に決定を委譲することができる。ただし、そうしたサポート人物を使用することによって審議が混乱することがあってはならない。意思決定への参加や有効なコンセンサスに基づく意思決定のためには、総会および技術ワーキンググループのメンバーによる一貫した参加が必要である。総会および技術ワーキンググループのメンバーは、できるだけ多くの会議に出席することを約束する。

総会または技術ワーキンググループのメンバーが会議に出席できない場合は、自分に代わって出席する代理を派遣するべきである。そうした代理は、会議で議論されるすべての問題に精通するよう、オブザーバーとして定期的に会議に参加するか、総会または技術ワーキンググループの指定メンバーによる説明を受けておくべきである。過去の会議に参加していなかった人物の復習や対応のために、その他の総会メンバーが問題解決セッションの時間を使用する義務はない。また、総会または技術ワーキンググループ全体で合意されない限り、過去の会議を欠席していたメンバーの懸念に対応するために、前回会議での決定についての交渉が再開されることはない。

#### **セクション 4 - コンセンサスを用いてどのように意思決定を下すか**

総会および技術ワーキンググループは、コンセンサスによる意思決定プロセスを使用する。コンセンサスとは、投票に頼らずに合意に到達するプロセスである。コンセンサスは、参加者全員が合意できる決定もしくは解決策であるため、グループにおいて使用できる最強の意思決定プロセスである。

コンセンサスに基づく決定は、すべての当事者の利害を特定し、探ることによって、また、そうした利益を可能な限り満たす包括的な合意を組み立てることによって構築される。コンセンサスに達するのは、各自の主要な利害が考慮され、満足のいく形で取り組まれたことにすべての当事者が合意したときである。

コンセンサスは、必ずしも全会一致を意味するものではない。ある特定の解決策について、強力に支持している当事者もいれば、実現可能な合意として受け入れられるという当事者もいるかもしれない。このような状況でもコンセンサスを形成しうる。各当事者は、合意の各要素について他の当事者と同じくらいの熱意を持って快諾していなくても、あるいは必ずしも自己の利害が完全に満たされていないなくても、コンセンサスに参加する。しかし、一連の決定における利得やトレードオフの組み合わせを考えれば、コンセンサスは関係当事者が現在の状況や、考えうる代替策を考慮した上で下すことのできる最強の合意である。

任意の問題についてコンセンサスに到達しなかった場合、当事者にはいくつかの選択肢がある。

- 1) グループの全般的な意見に合意しない当事者は、「傍観に回り」、コンセンサスを阻止しないことができる。これは、暗黙の了承、すなわち支持や承認を表明しないまま提案を成立させることにより、あるいは自分は他のグループメンバーに同意しないが、傍観に回ってグループによる決定または措置の実施を許す旨を口述することにより、行われる。
- 2) 当事者は、傍観に回り、グループの他のメンバーがコンセンサスに達することを許し、その上で、その他の見解を詳細に示した少数意見書を最終的な合意文書に加えるよう要請することができる。

3) 当事者は、コンセンサスを阻止し、特定の問題に関してグループが合意に達しなかった旨を発表するよう要請することができる。コンセンサスを阻止した人物、グループの他のメンバー、あるいはグループ全体が、意見不一致の根拠に関する詳細な説明、満たす必要のある利害のリスト、調査されたが合意に至らなかった解決策の一部の選択肢などを会議の最終報告書に記載することを要請できる。また、利害に基づいたプロセスを通じて構築され、すべての当事者の利害を満たすことが試みられたが、道義上の問題や、一人もしくは複数の当事者の重大なニーズを満たせないためにコンセンサスに至らなかった選択肢を提示することも可能である。

生産的な審議と意思決定を促進するため、次のようなガイドラインが採用されている。総会、調整委員会、および技術ワーキンググループのメンバーは、こうしたガイドラインに従うべく「最善を尽くす」ことを約束し、ファシリテーターにこうしたガイドラインの執行権限を与える。

誰もが自分の意見を述べ、他者の意見を聞く機会を得ることが重要である。したがって、総会および技術ワーキンググループのメンバーは、

- ・ 会議で議論されていることに注意を払い、私語を慎む
- ・ 他のメンバーに話をさせ、話を中断させない
- ・ 簡潔に、的を射た発言をする

創造的で革新的な解決策を見いだすことが重要である。したがって、総会および技術ワーキンググループのメンバーは、

- ・ 時期尚早な判断は避ける
- ・ その考えを生み出したニーズや利害を考える
- ・ 提案を向上させる方法を考える
- ・ 偏見を持たないようにする

ある程度の意見の相違は避けられないが、特定の見解を示している人々に対してではなく、問題そのものに的を絞るべきである。したがって、総会および技術ワーキンググループのメンバーは、

- ・ 協力的な対話を促し、他の参加者を侮辱するような競争的な行動は避ける
- ・ 生産的な議論や合意を促す前向きな行動を促し、グループの作業を分裂させるような行動は避ける
- ・ 相手に敬意を表して話しかける

## **セクション 5 - プロセスに直接関与していない個人や団体とのコミュニケーションをいかに図るか**

作業セッションのメモやその他の作業文書は、市民も要請すれば入手可能である。議事録も含め、情報は連邦環境紛争処理研究所の管理するウェブサイトにも掲載される。関係者が十分な情報を得ていれば、総会の提言が承認される見込みが高まる。政府機関や他の団体を代表する総会メンバーは、それぞれの関係者に情報を提供し、協議中の問題に関する意見を求める。総会メンバーは、各団体の利害を代表し、構成員の懸念やア

アイデアを審議に持ち込む。総会のメンバーは、団体の定期的な会合（正式なコーカス）を開催し、作業セッションのメモの写しなどを関係者に提出してコメントを求め、関係者との形式張らないコミュニケーションを図る。

総会および技術ワーキンググループの会議はすべて、市民に公開される。ただし、総会および技術ワーキンググループがその目標を達成するためには、作業セッションでの議論や審議は、的が絞られ、管理可能でなければならない。総会メンバー以外の参加は、総会メンバー全体の裁量による。総会および技術ワーキンググループの会議は、市民の意見を求める時間を含む。

総会および技術ワーキンググループの作業セッションは、市民に公開され、これにはメディアも含まれる。コンセンサスのプロセスは、ソリューション指向の問題解決アプローチであって、メディアを通じて市民に働きかける場ではない。総会の審議を個々のメンバーがメディアの注目を集める場として利用すべきではない。

総会全体または調整委員会が、グループとしてマスコミと正式にコミュニケーションを図る必要があると決定した場合は、スポークスマンを指定し、または声明文を策定する。ステークホルダーは、プロセスに関する質問についてマスコミを CDR チームに差し向けることができる。

メディアや一般市民とのコミュニケーションにおいては、予備的な情報、検討中のコンセプトペーパーや提案と、最終決定とを明確に区別すべきである。議論と決定とを区別することが重要である。予備的な文書には、「草稿」または「議論目的のみ」と明記する。

総会または技術ワーキンググループの各メンバーは、自分が代表している機関や団体を代表してマスコミに自由に発言することができるが、そうしたコメントがステークホルダーグループ全体に帰するものではないことを明確にしなければならない。いかなる総会メンバーも、総会全体のコンセンサスによる明示的な許可なしには、総会に代わって正式に発言することも、総会を代表することもしないものとする。いかなる総会メンバーも、マスコミに対し、他のステークホルダー代表者の見解を示してはならない。

出典：CDR, Operating Protocol and Groundrules for the Facilitation of an Intergovernmental and Stakeholder Process to Develop Agreement on a “Spring Rise” Proposal (June 1, 2005)

社会資本整備に関するメディエーショントレーニングのカリキュラム例 < 仮訳 >

---

危機管理と公共紛争：怒れる市民への対応の仕方と戦略

米国開拓局(BOR)紛争管理サービス、CDR アソシエーツ 共催  
Conversant Conference Center、コロラド州ボルダー  
2002年10月1~4日

アジェンダ

- 1日目** 午前8:30 - 午後5:30
- 午前のセッション** 午前8:30 - 午後12:30
- ・イントロダクション
  - ・アジェンダの説明
  - ・危機に関わる各個人の経験について(ディスカッション)
  - (休憩)
  - ・危機の本質、BORが直面した潜在的な危機の識別と潜在的な影響と確率の予測
  - ・危機の予測、予防、対応計画：その要因と行動
  - ・紛争激化と危機のケーススタディ
- 昼食** 12:15 - 1:30
- 午後のセッション** 午後1:30 - 5:30
- ・危機の原因分析：紛争の循環論法
  - ・参加者が経験した危機の原因を分析
  - (休憩)
  - ・紛争激化や重大な事件の出来事の分析と、それらに対処するための選択肢の検討
  - ・映画鑑賞とディスカッション (13 デイズ)
- 2日目** 午前8:30 - 午後5:00
- 午前のセッション** 午前8:30 - 午後12:30
- ・1日目の復習と質問、2日目のアジェンダの説明
  - ・BORが扱った案件のケーススタディ：Klamath
  - (休憩)
  - ・危機に関わる多様な当事者の価値、見解、利害を理解し、当事者が互いに何を望んでいるか、そして知っておくべき幅広い市民を明確にする
  - ・紛争の予測と管理を行うチームを組織する

### 3日目

午前 8:30 – 午後 5:30

#### 午前のセッション

午前 8:30 – 午後 12:30

- ・ 2日目の復習と質問、3日目のアジェンダの説明
- ・ 活動家 (activist) のものの考え方を学び、活動家の社会変革戦略、戦術に対する独創的な対応を考え出す  
(休憩)
- ・ 戦略と創造的な対応の開発

昼食 12:00 – 1:15

#### 午後のセッション

午後 1:15 – 5:30

- ・ 報道、市民、共通利害者団体とのコミュニケーション：危機の前後や危機の際の効果的なコミュニケーション戦略を考案する  
(休憩)
- ・ 危機の際の聴く技術：感情や内容の聴き取りと対立への対処
- ・ 危機管理ツールとしてのネゴシエーション

### 4日目

午前 8:30 – 午後 4:30

#### 午前のセッション

午前 8:30 – 午後 12:30

- ・ 3日目の復習と質問、4日目のアジェンダの説明
- ・ 危機的状況下における組織内・組織間調整と意思決定  
(休憩)
- ・ 危機管理における戦略ゲーム

昼食 12:15 – 1:30

#### 午後のセッション

午後 1:30 – 4:30

- ・ 危機的な状況での第三者の利用(プレゼンテーションとディスカッション)
- ・ 参加者の事例における危機の予測と予防、危機管理計画  
(休憩)
- ・ プレゼンテーションとディスカッション
- ・ ワークショップのまとめと評価

2001 年 3 月

ステークホルダー各位

この度、貴殿にクリーブランドにおける素晴らしいパイロットプロジェクトにご参加いただきたくご連絡申し上げます。クリーブランドの団体、企業、市民などで構成する、クリーブランド市内の大気有害物質を削減するためのワーキンググループを召集するために、貴殿にご助力いただきたいと考えております。

クリーブランド市は、連邦環境保護庁(EPA)から、地域の大気有害物質リスクを自発的な方策で削減するパイロットプロジェクトを行う都市に選ばれました。大気有害物質には、ベンゼン、ダイオキシン、水銀、ホルムアルデヒド、クロロカーボン、殺虫剤、そして癌や他の重大な健康被害を及ぼす、あるいは及ぼす可能性のある、揮発性有機化合物が含まれます。

プロジェクトはクリーブランド市全体にも便益をもたらしますが、St. Clair Superior と Slavic Village の二つの地域に焦点を絞って行われます。このプロジェクトは、地元の利害関係者が EPA のアドバイスと支援を得て、協働で大気有害物質を早期に減少させる方法を実践することを目的としています。大気有害物質減少のための取り組みには、ディーゼルエンジンの改良、地元企業が汚染物質の排出を抑制するためのインセンティブ、地元の学校の運営やメンテナンスに使う有害物質を削減する努力、そして個人が自宅で大気有害物質を削減するよう奨励するプログラムがあります。パイロットプログラムは、屋内と屋外両方で大気有害物質発生源の削減努力をすることで、包括的な取り組みを行うおうというものです。

地域と市の活発な参加が、このプロジェクトの主要な要素となります。現在は以下の役割を果たすステークホルダーグループの代表を招集する初期段階です。

- ・ リスク削減のための重要な方策を考案する
- ・ 考えうる方策に優先順位をつける
- ・ 地元や市内全域でいくつかの方策を実行する

このプロジェクトを開始する為に、EPA は、ステークホルダーグループを召集し、グループ会議を進行するための独立の(independent)ファシリテーターを雇っております。この中立的な(impartial)ファシリテーション組織である CBI は、マサチューセッツ州ケンブリッジにある非営利組織です。CBI は環境問題の分野で地域との取り組みの経験が豊富です。Sanda Kaufman 博士、Patrick Field 氏、Liora Zion 氏がファシリテーターを務めることになっています。Kaufman 氏はクリーブランド州立大学 Levin College of

Urban Affairs の都市計画・行政学の教授です。

CBI は、ステークホルダーグループの召集を支援するために、地域や市内の主要なステークホルダーグループの代表者にインタビューします。これらのインタビューは全て内密(confidential)に行われます。CBI は、個人であれ特定の組織であれ、インタビューで受けた発言の発言者を口頭でも文書でも開示することはしません。CBI は、これらのインタビューに基づいて召集報告書(Convening Report)案を作成します。この報告書は

- ・ 組織や個人(つまり、「ステークホルダー」)の主要な質問や懸念をまとめ、
- ・ パイロットプロジェクトに参加する様々な関係者の利害・関心を突き止め、
- ・ プロジェクトのワーキンググループに参加する見込みのあるステークホルダーグループの代表者または代表者を選考する方法を特定し、
- ・ ワーキンググループ以外に人々が参加できる手段を設定し、
- ・ ワーキンググループの基本原則(groundrules)の草案を作成し、第1回委員会会議の議題、日時と開催場所を決定します。

召集報告書の中で、CBI は各コメントがどのステークホルダーグループから出たものかを公開しますが、特定の個人や組織名は開示しません(例えば、「ある学校関係者は・・・と感じたが、地元の企業は・・・と述べた」など)。CBI は報告書のドラフトをインタビューを受けた人全員に配布します。その為、貴殿も、自分の意見や懸念をCBI が正確に理解したかどうかを確認し、提言の章からフィードバックを得て、コメントする機会があります。最終報告書は、コメントが送付されてから間もなく発行されます。最終報告書の完成後、CBI はステークホルダーやEPA とともに第1回ワーキンググループを招集します。

CBI 職員が2、3週間の内にインタビューの時間を設定する為にお電話いたします。インタビューは45分から1時間ほどかかります。なるべく多くの人にインタビューするため、インタビューはプロジェクト地域の中心部にて行われます。もし都合で対面できない場合は、電話インタビューを行います。パイロットプロジェクトや大気有害物質の背景情報が書かれた資料をこの手紙に同封いたします。

貴重なお時間を割いてCBI とお話しただけのことを深く感謝申し上げます。この取り組みについてご質問があれば、遠慮なくSanda Kaufman かPatrick Field にご連絡ください。また、CBI についての情報はCBI のホームページ([www.cbi-web.org](http://www.cbi-web.org))にてご覧いただけます。

Sanda Kaufman  
電話番号  
メールアドレス

Patrick Field  
電話番号  
メールアドレス

この取り組みにおける貴殿のご助力に改めて御礼申し上げます。

出典：Consensus Building Institute

**メディエーター行動規範モデル**  
**MODEL STANDARDS OF CONDUCT**  
**FOR MEDIATORS**

米国仲裁協会  
AMERICAN ARBITRATION ASSOCIATION  
( 2005 年 9 月 8 日採択 )

米国法曹協会  
AMERICAN BAR ASSOCIATION  
( 2005 年 8 月 9 日採択 )

紛争処理協会  
ASSOCIATION FOR CONFLICT RESOLUTION  
( 2005 年 8 月 22 日採択 )

2005 年 9 月

## メディエーター行動規範モデル

2005年9月

メディエーター行動規範モデルは、1994年、米国仲裁協会、米国法曹協会の紛争解決セクション、ならびに紛争処理協会<sup>1</sup>により作成された。これらの後継組織の代表者で構成される合同委員会が、2005年にその規範モデルを修正した<sup>2</sup>。当初の1994年版も2005年修正版も、各参加組織の承認を受けている<sup>3</sup>。

### 序文

メディエーションは、様々な状況での広範な紛争を解決するために使用される。本規範は、現実的なあらゆる状況においてメディエーションを行う人物のための基本的な倫理指針として使用されることを目的としている。本規範の主な目的は、メディエーターの行動の手引きとなること、メディエーションの当事者に提供されること、紛争解決プロセスとしてのメディエーションに対する市民の信頼を高めることの3つである。

メディエーションとは、公平な第三者がコミュニケーションや交渉を促進させ、紛争の当事者による自発的な意思決定を促すプロセスである。

メディエーションには、当事者が問題を定義、明確化し、様々な観点を理解し、利害・関心を識別し、考えうる解決策を探り、その評価を行い、要望される場合は相互に満足していく合意に到達するための機会を提供することなど、様々な目的がある。

### 解釈に関する注記

本規範は、全体として読まれ、解釈されるべきものである。本規範における記載順は優先順位を意味するものではない。

規範において「shall(～しなければならない)」という語が使用されている場合、メディエーターは記述されている行為に従わなければならないことを示している。「should(～すべきである)」という語が使用されている場合、その規範の中で記述されている行為が非常に望ましいが、義務づけられているわけではなく、非常に確固とした理由がある場合のみ当該行為からの逸脱が可能であるが、ただし慎重な判断や裁量が要求されることを示している。

---

#### [脚注]

1 紛争処理協会は家事調停官アカデミー、紛争処理教育ネットワーク、および紛争処理専門家協会(SPIDR)の合併により設立された。このうちSPIDRが、1994年の規範の構築に参加した第三の組織であった。

2 報告者注釈(本規範の一部ではないため、どの組織からも特に承認を受けていない)に、この修正に関するコメントが記載されている。

3 規範モデルの2005年修正版は、2005年8月9日に米国法曹協会の代議員会により、2005年8月22日に紛争処理協会の理事会により、そして2005年9月8日に米国仲裁協会の執行委員会により、それぞれ承認された。

「メディエーター」という語の使用は、包括的であり、共同メディエーターのモデルにも適用するものと理解される。

本規範は、メディエーションを参照する際の具体的な時間的パラメータを含んでいないため、メディエーションの厳密な開始と終了は定義していない。

本規範で取り上げているいくつかの事項も含め、メディエーションの様々な側面は、適用する法律、裁判所規則、規制、その他の適用する職業上の規則、当事者が合意しているメディエーション規則、ならびに当事者によるその他の合意によっても影響を受けうる。そうした典拠は、本規範との矛盾を生む場合や、本規範に優先する場合もありうる。ただし、メディエーターは、そうした矛盾の解決に際して、本規範の精神と意図に従うべくあらゆる努力を払うべきである。こうした努力は、前述のような他の典拠に矛盾しないその他すべての規範を尊重することも含むべきである。

本規範は、裁判所またはその他の規制当局により採択されない限り、法的拘束力を持たないものである。しかしながら、本規範はそれぞれの後援組織により採択されているという事実に基づき、メディエーターは、本規範がメディエーターの注意義務の規範を確立するものとみなされる可能性があるという事実には注意すべきである。

## 規範 I. 自己決定 (SELF-DETERMINATION)

A. メディエーターは、当事者の自己決定の原則に基づいてメディエーションを実施しなければならない。自己決定とは、各当事者がプロセスおよびアウトカムに関して情報に基づいた自由な選択を行い、自発的な、強要によらない決定に到達する行為である。当事者は、メディエーターの選任、プロセスの設計、プロセスへの参加または離脱、アウトカムなど、メディエーションのいかなる段階でも自己決定を行使することができる。

1. プロセスの設計に関する当事者の自己決定はメディエーション実施の基本原則であるが、メディエーターは、そうした当事者の自己決定を、本規範に則った良質なプロセスを実施するというメディエーターの職務とバランスを取る必要があるかもしれない。

2. メディエーターは、特定の決定に到達するために各当事者が情報に基づいた自由な選択をしたことを個人的に保証することはできないが、メディエーターは、必要に応じて、情報に基づいた選択をするために他の専門家に相談して助けを得ることの重要性を当事者に認識させるべきである。

B. メディエーターは、和解額の上昇、エゴ、手数料の引き上げ、あるいは裁判所職員、プログラム管理者、提供組織、メディアなど外部からの圧力といった理由で、いかなる当事者の自己決定も損なってはならない。

## 規範 II. 公平性 (IMPARTIALITY)

A. メディエーターは、メディエーションを公平に実施することができない場合、かかるメディエーションを断らなければならない。公平性とは、えこひいき、偏見、先入観のないことを意味する。

B. メディエーターは、メディエーションを公平に実施し、不公平に見える行為は避けなければならない。

1. メディエーターは、参加者の個人的な性格、背景、価値観、信念、もしくはメディエーションにおける振る舞い、またはその他の理由に基づいて、不公正や先入観をもって行動すべきではない。

2. メディエーターは、メディエーターの実際のもしくは認識される公平性に関して疑問を招くような贈答品、恩恵、融資、その他の価値あるものの授受をすべきではない。

3. メディエーターは、メディエーションを円滑化するためまたは文化的な規範を尊重するために提供される僅少な贈答品または付随的な品目もしくはサービスであれば、当該行為がメディエーターの実際のもしくは認識される公平性に関して疑問を招かない範囲において、これを授受することができる。

C. いかなるときでもメディエーターがメディエーションを公平に実施することができない場合、メディエーターは辞退しなければならない。

## 規範 III. 利害の対立 (CONFLICT OF INTEREST)

A. メディエーターは、メディエーションの期間中およびその後においても利害の対立または利害の対立に見えることを避けなければならない。利害の対立は、過去であれ現在であれ、個人的であれ職業上であれ、メディエーターの公平性に関する疑問を合理的に招くような紛争の主題へのメディエーターの関与から、またはメディエーターとメディエーション参加者とのそうした関係から生じる可能性がある。

B. メディエーターは、メディエーターについて潜在的もしくは実際の利害の対立が生じそうであると、正当な個人がみなすであろう事实在存在しているかどうかを見極めるために、正当な調査を行わなければならない。潜在的な利害の対立に関する正当な調査を完遂されることが求められるメディエーターは、経験にもとづき多様な行動をとることになるであろう。

C. メディエーターは、メディエーターが合理的に知り、メディエーターの公平性に関する疑問を招くものであると合理的にみなされうる実際のまたは潜在的な利害の対立す

べてを、可能な限り速やかに開示しなければならない。開示の後、すべての当事者が合意した場合は、かかるメディエーターはメディエーションを続行することができる。

D. メディエーターが、メディエーションを受諾した後に、メディエーターの業務に関して潜在的なまたは実際の利害の対立を生じているという疑問を招く事実を知った場合、メディエーターは、かかる事実を可能な限り速やかに開示しなければならない。開示の後、すべての当事者が合意した場合は、かかるメディエーターはメディエーションを続行することができる。

E. メディエーターの利害の対立がメディエーションの完全性を損なうものであると合理的にみなされうる場合、当事者がそれに反する希望または合意を表明しているか否かに関係なく、メディエーターは、かかるメディエーションから手を引き、またはかかるメディエーションの続行を断らなければならない。

F. メディエーションの後、メディエーターは、メディエーションの完全性に関して疑問を招くようないかなる事項においても、いかなる参加者とも新たな関係を築いてはならない。メディエーターが、当事者、その他の個人または組織と、その者が関与したメディエーションの後に個人的なまたは職業上の関係を築く場合、メディエーターは、その関係が認識上または実際の利害の対立を生じうるか否かを判断する際に、メディエーション後の経過期間、築かれる関係の性質、提供されたサービスなどの要因を考慮すべきである。

#### 規範 IV. 能力 (COMPETENCE)

A. メディエーターは、メディエーターが当事者の合理的な期待を満たすために必要な能力を備えている場合のみ、メディエーションを行わなければならない。

1. いかなる個人も、当事者がメディエーターとしてのその能力および適格性に満足していることを条件として、メディエーターとして選任されうる。メディエーターの能力を得るには、トレーニング、メディエーションの経験、技能、文化的理解、その他の特性が要求されることが多い。メディエーターの役目を果たすことを申し出る人物は、その人物が効果的にメディエーションを行う能力を備えていることが期待される。

2. メディエーターは、メディエーションに関係したメディエーターの知識や技能を維持し、強化するための教育プログラムや関連活動に参加すべきである。

3. メディエーターは、メディエーターのトレーニング、教育、経験、およびメディエーション実施のアプローチに関連する当事者の情報を入手可能にすべきである。

B. メディエーターが、メディエーションの過程において、自分はメディエーションを十分に実施することができないと判断した場合、かかるメディエーターは、その判断について可能な限り速やかに当事者と協議し、辞退するかまたはしかるべき支援を要請するなど、その状況に対処するための適切な措置を講じなければならない。

C. メディエーターがメディエーションを実施する能力が薬物、アルコール、投薬、またはその他によって損なわれる場合、メディエーターは、メディエーションを実施してはならない。

#### 規範 V. 機密保持 (CONFIDENTIALTY)

A. メディエーターは、当事者による別段の合意がない限り、または適用する法律により別段の要求がない限り、メディエーションにおいてメディエーターが入手したすべての情報の機密を維持しなければならない。

1. メディエーションの当事者が、メディエーターがメディエーション中に入手した情報を開示してよいことに合意した場合、メディエーションはかかる情報を開示することができる。

2. メディエーターは、いかなる非参加者に対しても、メディエーションにおいて当事者がどのように行動したかに関する情報を知らせるべきではない。もし要求された場合には、メディエーターは、予定されたメディエーションに当事者が出席したか否か、当事者が解決策に到達したか否かを報告することができる。

3. メディエーターがメディエーションの教示、調査、または評価に参加する場合、かかるメディエーターは、当事者の匿名性を保護し、機密保持に関する当事者の合理的な期待を守るべきである。

B. メディエーション中に非公開会議で個人と面談するメディエーターは、かかる非公開会議で入手したいかなる情報も、開示側当事者の合意なしには、他のいかなる者にも直接的にも間接的にも伝達してはならない。

C. メディエーターは、当事者がメディエーションで入手する情報の機密を維持する範囲についての当事者間の理解を促進しなければならない。

D. メディエーションの状況によっては、メディエーターが取り組むべき機密保持に関する当事者の期待が異なる場合がある。当事者が機密保持に関して独自のルールを設けるか、または個々のメディエーターまたは機関による受け入れられた慣行によって特定の期待が示されることもある。

## 規範 VI. プロセスの質 (QUALITY OF THE PROCESS)

A. メディエーターは、本規範に従い、また、配慮、適時性、安全性、しかるべき参加者の出席、当事者の参加、手順の公正さ、当事者の能力、ならびにすべての参加者間の相互の尊敬を促進するような方法で、メディエーションを実施しなければならない。

1. メディエーターは、メディエーターが効果的なメディエーションのために不可欠な注意を払う用意ができているときのみメディエーションを行うことに合意するべきである。

2. メディエーターは、メディエーターがメディエーションの時期に関する当事者の合理的な期待を満たせる場合のみ、当該事件を受諾するべきである。

3. メディエーションへの出席または欠席は、当事者およびメディエーターの合意に依る。当事者およびメディエーターは、特定の会議またはすべての会議から他者を除外できることに合意しうる。

4. メディエーターは、すべての参加者間における正直さと率直さを促進すべきであり、メディエーターは、メディエーションの過程で重大な事実または状況について故意に虚偽の陳述をしてはならない。

5. メディエーターの役割は、他の職業の役割と実質的に異なっている。メディエーターの役割と別の職業の役割を混合することは問題であり、よって、メディエーターはそうした役割を区別すべきである。メディエーターは、メディエーターがトレーニングまたは経験により提供する資格のある情報を、メディエーターが本規範に従って行うことのできる場合に限り、提供することができる。

6. メディエーターは、メディエーション以外で紛争解決手続きを実施してはならず、メディエーションに関係した規則、法令、その他の統治当局の保護を得る努力をメディエーションと分類しなければならない。

7. メディエーターは、必要に応じて、当事者に対し、アービトレーション、カウンセリング、中立者評価、またはその他のプロセスを通じた紛争の解決を考慮するよう推奨することができる。

8. メディエーターは、当事者の合意なしに同一事項における付加的な紛争解決の役割を引き受けてはならない。そうしたサービスを提供する前に、メディエーターは、プロセスの変更の実施を当事者に通知し、かかる変更に対する合意を得なければならない。そうした役割を引き受けるメディエーターは、他の規範が適用しうる異なる職務および責任を負う。

9. メディエーションが犯罪行為の促進に使用されている場合、メディエーターは、必要に応じて、メディエーションの延期、辞退、終了など、適切な措置を講じるべきである。

10. 当事者がプロセス、問題、または解決の選択肢を理解することが困難であるまたはメディエーションへの参加が困難であるように見える場合、メディエーターは、かかる当事者が理解し、参加し、自己決定を行使できるようにするための状況ならびに潜在的な便宜、修正、調整を探るべきである。

B. メディエーターが当事者間の家庭内暴力に気づいた場合、メディエーターは、必要に応じて、メディエーションの延期、辞退、終了など、適切な措置を講じるべきである。

C. メディエーターの行為も含め、参加者の行為が本規範に則ったメディエーションの実施を脅かしているとメディエーターが考える場合、メディエーターは、必要に応じて、メディエーションの延期、辞退、終了など、適切な措置を講じるべきである。

#### 規範 VII. 宣伝と勧誘 (ADVERTISING AND SOLICITATION)

A. メディエーターは、メディエーターの適格性、経験、サービス、および料金について宣伝、勧誘、またはその他のコミュニケーションを図る際には、信頼性がなければならず、誤解を招いてはならない。

1. メディエーターは、名刺、便せん、コンピュータ通信を含めたいかなるやりとりにおいても、アウトカムに関するいかなる約束も含めるべきではない。

2. メディエーターは、政府機関または民間組織によるメディエーターの適格性を満たしていると主張するのは、当該機関または組織がメディエーターの適格性を審査するための認識された手順を設けており、そうした資格をメディエーターに付与している場合のみにすべきである。

B. メディエーターは、いずれかの当事者に対する不公平さの印象を与えるような、またはそれ以外によりプロセスの完全性を損なうような方法で勧誘をしてはならない。

C. メディエーターは、宣伝用の資料において、またはその他のコミュニケーション形態を通じて、メディエーションサービスを提供している相手の名前を相手の許可なく示してはならない。

## 規範 VIII. 手数料およびその他の料金(FEES AND OTHER CHARGE)

A. メディエーターは、各当事者および各当事者の代表者に、メディエーションに関連して発生しうるメディエーション料、費用、およびその他の実際のもしくは潜在的な料金に関する真正かつ完全な情報を提供しなければならない。

1. メディエーターが手数料を課す場合、メディエーターは、当該事項の種類や複雑さ、メディエーターの適格性、所要期間、そうしたメディエーションサービスの一般的な料金など、すべての関連要因を考慮して、手数料を定めるべきである。

2. メディエーターの手数料の取り決めは、当事者が別段の要請をしない限り、書面で行うべきである。

B. メディエーターは、メディエーターの公平性を損なうような方法で手数料を請求してはならない。

1. メディエーターは、メディエーションの結果または和解額を条件とした手数料契約を結ぶべきではない。

2. メディエーターは各当事者から異なる額の手数料支払いを受けることができるが、メディエーターは、メディエーターが公平にメディエーションを実施できることに悪影響を及ぼすような手数料の取り決めを使用すべきではない。

## 規範 IX. メディエーション実施の促進 (ADBANCEMENT OF MEDIATION PRACTICE)

A. メディエーターは、メディエーションの実施を促進するような方法で行動すべきである。メディエーターは、次に掲げることの一部または全部に従事することにより、本規範を促進する。

1. メディエーションの領域における多様性を促進すること

2. メディエーションの使用を選択した者がメディエーションを利用できるようにするために、状況に応じて減額した料金または無料でサービスを提供するなどの努力をすること

3. 機会を与えられたときには、必要に応じて参加者からのフィードバックを得るなど、調査に参加すること

4. 市民がメディエーションに対する理解や評価を高めるための支援をすべく、アウトリーチや教育の活動に参加すること

5. 経験の浅いメディエーターを、トレーニング、指導、ネットワークなどを通じて支援すること

B. メディエーターは、この領域内での異なる観点を尊重し、他のメディエーターから学ぶべく努め、他のメディエーターと協力することにより、この職業を向上させ、紛争当事者に対するサービスを高めるべきである。

参考資料 8.

国際仲裁における利益相反に関する I B A ガイドライン (抄訳)

IBA GUIDELINES ON CONFLICTS OF INTERESTS

IN INTERNATIONAL ARBITRATION

(Approved on 22 May 2004 by the Council of the Internatioinal Bar Association)

1. 放棄不可能なレッドリスト(仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があると認められる事由のうち何人も自己の審判者たりえないという大原則に由来するもの)

1.1 There is an identity between a party and the arbitrator, or the arbitrator is a legal representative of an entity that is a party in the arbitration.	1.1 当事者と仲裁人とが同一であり、又は、仲裁人が当事者である団体の法的な代表者である。
1.2 The arbitrator is a manager, director or member of the supervisory board, or has a similar controlling influence in one of the parties.	1.2 仲裁人が、一方の当事者の支配人、取締役、監理委員会委員又はこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある。
1.3 The arbitrator has a significant financial interest in one of the parties or the outcome of the case.	1.3 仲裁人が、一方の当事者又は事件の結果について、重大な資金的利害を有する。
1.4 The arbitrator regularly advises the appointing party or an affiliate of the appointing party, and the arbitrator or his or her firm derives a significant financial income therefrom.	1.4 仲裁人が、これを選任した当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社に対して、定期的に助言をしており、仲裁人又はその法律事務所が、これによって重大な資金収入を得ている。

2. 放棄可能なレッドリスト(仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があると認められる事由のうち当事者が利益相反を認識しつつ仲裁人とすることを求める場合に限り放棄可能なもの)

2.1 Relationship of the arbitrator to the dispute	2.1 仲裁人と紛争との関係
2.1.1 The arbitrator has given legal advice or provided an expert opinion on the dispute to a party or an affiliate of one of the parties. (Throughout the Application Lists, the term affiliate encompasses all companies in one group of companies including the parent company.)	2.1.1 仲裁人が、紛争に関して、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社に、法的な助言をし、又は、専門家としての意見を述べたことがある。
2.1.2 The arbitrator has previous involvement in the case.	2.1.2 仲裁人が、以前に事件に関わっていたことがある。

<p><b>2.2 Arbitrator's direct or indirect interest in the dispute</b></p> <p>2.2.1 The arbitrator holds shares, either directly or indirectly, in one of the parties or an affiliate of one of the parties that is privately held.</p> <p>2.2.2 A close family member of the arbitrator has a significant financial interest in the outcome of the dispute. (Throughout the Application Lists, the term close family member refers to a spouse, sibling, child, parent or life partner.)</p> <p>2.2.3 The arbitrator or a close family member of the arbitrator has a close relationship with a third party who may be liable to recourse on the part of the unsuccessful party in the dispute.</p>	<p><b>2.2 仲裁人の紛争における直接又は間接の利害</b></p> <p>2.2.1 仲裁人が、民間企業である一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社の持分を、直接又は間接に保有している。</p> <p>2.2.2 仲裁人の近親者(配偶者、兄弟、子、親又は生涯の伴侶(life partner)をいう。以下同じ。)が、紛争の結果について、重大な資金的利害を有する。</p> <p>2.2.3 仲裁人又はその近親者が、紛争に敗れた当事者の側において遡求の責任を負う可能性がある第三者との間に、親密な関係を有する。</p>
<p><b>2.3 Arbitrator's relationship with the parties or counsel</b></p> <p>2.3.1 The arbitrator currently represents or advises one of the parties or an affiliate of one of the parties.</p> <p>2.3.2 The arbitrator currently represents the lawyer or law firm acting as counsel for one of the parties.</p> <p>2.3.3 The arbitrator is a lawyer in the same law firm as the counsel to one of the parties.</p> <p>2.3.4 The arbitrator is a manager, director or member of the supervisory board, or has a similar controlling influence, in an affiliate of one of the parties if the affiliate is directly involved in the matters in dispute in the arbitration.</p>	<p><b>2.3 仲裁人と当事者又は代理人との関係</b></p> <p>2.3.1 仲裁人が、現在、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社の代理人であり、又は、顧問である。</p> <p>2.3.2 仲裁人が、現在、一方の当事者の顧問である弁護士又は法律事務所の代理人である。</p> <p>2.3.3 仲裁人が、一方の当事者の代理人と同じ法律事務所に所属している。</p> <p>2.3.4 一方の当事者と同じ企業グループに属する会社が仲裁において紛争となっている事項に直接に関係している場合において、仲裁人が、その支配人、取締役、監理委員会委員又はこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある。</p>
<p>2.3.5 The arbitrator's law firm had a previous but terminated involvement in the case without the arbitrator being involved himself or herself.</p>	<p>2.3.5 仲裁人の法律事務所が、過去において、当該事件に関わっていたが、仲裁人はこれに関わっておらず、かつ、現在ではその関係が終了している。</p>

	2.3.6 The arbitrator's law firm currently has a significant commercial relationship with one of the parties or an affiliate of one of the parties.		2.3.6 仲裁人の法律事務所が、現在、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社との間で、重大な商業上の関係を有する。
	2.3.7 The arbitrator regularly advises the appointing party or an affiliate of the appointing party, but neither the arbitrator nor his or her firm derives a significant financial income therefrom.		2.3.7 仲裁人が、これを選任した当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社に対して、定期的に助言をしているが、仲裁人又はその法律事務所が、これによって重大な資金収入を得ているわけではない。
	2.3.8 The arbitrator has a close family relationship with one of the parties or with a manager, director or member of the supervisory board or any person having a similar controlling influence in one of the parties or an affiliate of one of the parties or with a counsel representing a party.		2.3.8 仲裁人が、一方の当事者、一方の当事者若しくはこれと同じ企業グループに属する会社の支配人、取締役、監理委員会委員若しくはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者又は当事者の代理人との間で、近親者の関係にある。
	2.3.9 A close family member of the arbitrator has a significant financial interest in one of the parties or an affiliate of one of the parties.		2.3.9 仲裁人の近親者が、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社について、重大な資金的利害を有する。

**3 .オレンジリスト(当事者の目からみて仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生じさせる可能性がある(may)事由。仲裁人には開示の義務あり。)**

3.1	<p><b>Previous services for one of the parties or other involvement in the case</b></p> <p>3.1.1 The arbitrator has within the past three years served as counsel for one of the parties or an affiliate of one of the parties or has previously advised or been consulted by the party or an affiliate of the party making the appointment in an unrelated matter, but the arbitrator and the party or the affiliate of the party have no ongoing relationship.</p> <p>3.1.2 The arbitrator has within the past three years served as counsel against one of the parties or an affiliate of one of the parties in an unrelated matter.</p>	3.1	<p><b>過去における一方の当事者への役務の提供その他事件との関わり</b></p> <p>3.1.1 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事件につき、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社の代理人を務め、又は、選任を行った当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社に助言し又は相談を受けたが、現時点では、仲裁人と当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社との関係が継続していない。</p> <p>3.1.2 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事件につき、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社の相手方の代理人を務めた。</p>
-----	---	-----	--

	<p>3.1.3 The arbitrator has within the past three years been appointed as arbitrator on two or more occasions by one of the parties or an affiliate of one of the parties.</p>		<p>3.1.3 仲裁人が、過去3年以内に、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社から、2回以上仲裁人に選任された。</p>
	<p>3.1.4 The arbitrator's law firm has within the past three years acted for one of the parties or an affiliate of one of the parties in an unrelated matter without the involvement of the arbitrator.</p>		<p>3.1.4 仲裁人の法律事務所が、過去3年以内に、無関係な事件につき、当該仲裁人が関与することなく、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社のために訴訟行為を行った。</p>
	<p>3.1.5 The arbitrator currently serves, or has served within the past three years, as arbitrator in another arbitration on a related issue involving one of the parties or an affiliate of one of the parties.</p>		<p>3.1.5 仲裁人が、現在又は過去3年以内に、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社を当事者とする他の関連する事項についての仲裁の仲裁人を務めており、又は務めていた。</p>
<p><b>3.2</b></p>	<p><b>Current services for one of the parties</b></p>	<p><b>3.2</b></p>	<p><b>現在における一方の当事者への役務の提供</b></p>
	<p>3.2.1 The arbitrator's law firm is currently rendering services to one of the parties or to an affiliate of one of the parties without creating a significant commercial relationship and without the involvement of the arbitrator.</p>		<p>3.2.1 仲裁人の法律事務所が、現在、重大な商業上の関係をつくることなく、かつ、当該仲裁人が関与することなく、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社に役務を提供している。</p>
	<p>3.2.2 A law firm that shares revenues or fees with the arbitrator's law firm renders services to one of the parties or an affiliate of one of the parties before the arbitral tribunal.</p>		<p>3.2.2 仲裁人の法律事務所と収入又は報酬を分配し合っている法律事務所が、仲裁廷における紛争について、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社に役務を提供している。</p>
	<p>3.2.3 The arbitrator or his or her firm represents a party or an affiliate to the arbitration on a regular basis but is not involved in the current dispute.</p>		<p>3.2.3 仲裁人又はその事務所が、日常的に一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社を代理しているが、現在の紛争には関与していない。</p>
<p><b>3.3</b></p>	<p><b>Relationship between an arbitrator and another arbitrator or counsel</b></p>	<p><b>3.3</b></p>	<p><b>仲裁人と他の仲裁人又は当事者の代理人との関係</b></p>
	<p>3.3.1 The arbitrator and another arbitrator are lawyers in the same law firm.</p>		<p>3.3.1 仲裁人と他の仲裁人とが、同じ法律事務所の弁護士である。</p>
	<p>3.3.2 The arbitrator and another arbitrator or the counsel for one of the parties are members of the same barristers' chambers.</p>		<p>3.3.2 仲裁人と他の仲裁人又は一方の当事者の代理人とが、同じ弁護士事務室の会員である。</p>

	<p>3.3.3 The arbitrator was within the past three years a partner of, or otherwise affiliated with, another arbitrator or any of the counsel in the same arbitration.</p>		<p>3.3.3 仲裁人が、過去3年以内に、同じ仲裁における他の仲裁人又は代理人と、共同事業者その他の提携関係にあった。</p>
	<p>3.3.4 A lawyer in the arbitrator's law firm is an arbitrator in another dispute involving the same party or parties or an affiliate of one of the parties.</p>		<p>3.3.4 仲裁人の法律事務所の弁護士が、同じ当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社が関与する他の紛争の仲裁人である。</p>
	<p>3.3.5 A close family member of the arbitrator is a partner or employee of the law firm representing one of the parties, but is not assisting with the dispute.</p>		<p>3.3.5 仲裁人の近親者が、一方の当事者を代理している法律事務所に勤務しており、又はその共同事業者であるが、当該紛争には関与していない。</p>
	<p>3.3.6 A close personal friendship exists between an arbitrator and a counsel of one party, as demonstrated by the fact that the arbitrator and the counsel regularly spend considerable time together unrelated to professional work commitments or the activities of professional associations or social organizations.</p>		<p>3.3.6 仲裁人と当事者の代理人が個人的に親しい友人であり、常日頃から、職務の遂行又は職能団体若しくは社交団体の活動とは関わりなく、かなりの時間を共に過ごす。</p>
	<p>3.3.7 The arbitrator has within the past three years received more than three appointments by the same counsel or the same law firm.</p>		<p>3.3.7 仲裁人が、過去3年以内に、同じ代理人又は法律事務所から、3回以上選任された。</p>
<p><b>3.4 Relationship between arbitrator and party and others involved in the arbitration</b></p>	<p>3.4.1 The arbitrator's law firm is currently acting adverse to one of the parties or an affiliate of one of the parties.</p> <p>3.4.2 The arbitrator had been associated within the past three years with a party or an affiliate of one of the parties in a professional capacity, such as a former employee or partner.</p>	<p><b>3.4 仲裁人と当事者その他仲裁に関与する者との関係</b></p>	<p>3.4.1 仲裁人の法律事務所が、現在、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社の相手方のために訴訟行為を行っている。</p> <p>3.4.2 仲裁人が、過去3年以内に、例えば一方の当事者の従業員又は共同事業者であった等、職業能力の観点から一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社との関係を有していた。</p>

	<p>3.4.3 A close personal friendship exists between an arbitrator and a manager or director or a member of the supervisory board or any person having a similar controlling influence in one of the parties or an affiliate of one of the parties or a witness or expert, as demonstrated by the fact that the arbitrator and such director, manager, other person, witness or expert regularly spend considerable time together unrelated to professional work commitments or the activities of professional associations or social organizations.</p>		<p>3.4.3 仲裁人と一方の当事者若しくはこれと同じ企業グループに属する会社の支配人、取締役、監理委員会委員若しくはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者又は証人若しくは鑑定人が個人的に親しい友人であり、常日頃から、職務の遂行又は職能団体若しくは社交団体の活動とは関わりなく、かなりの時間を共に過ごす。</p>
	<p>3.4.4 If the arbitrator is a former judge, he or she has within the past three years heard a significant case involving one of the parties.</p>		<p>3.4.4 仲裁人が元裁判官である場合において、過去3年以内に、一方の当事者の関与する重大な事件につき審問を行った。</p>
<p><b>3.5 Other circumstances</b></p>		<p><b>3.5 その他の事由</b></p>	
	<p>3.5.1 The arbitrator holds shares, either directly or indirectly, which by reason of number or denomination constitute a material holding in one of the parties or an affiliate of one of the parties that is publicly listed.</p>		<p>3.5.1 仲裁人が、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社の公開された持分を、数又は額面からみて重要な持分を形成する程度に、直接又は間接に保有している。</p>
	<p>3.5.2 The arbitrator has publicly advocated a specific position regarding the case that is being arbitrated, whether in a published paper or speech or otherwise.</p>		<p>3.5.2 仲裁人が、自らが仲裁人に選任されている仲裁される事件に関して、刊行物によるか、講演によるか、又はその他の手段によるかを問わず、特定の立場にたった主張を公にした。</p>
	<p>3.5.3 The arbitrator holds one position in an arbitration institution with appointing authority over the dispute.</p>		<p>3.5.3 仲裁人が、仲裁機関において、当該紛争につき仲裁人を選任する権限をもつ地位にある。</p>
	<p>3.5.4 The arbitrator is a manager, director or member of the supervisory board, or has a similar controlling influence, in an affiliate of one of the parties, where the affiliate is not directly involved in the matters in dispute in the arbitration.</p>		<p>3.5.4 仲裁人が、一方の当事者と同じ企業グループに属する会社の支配人、取締役、監理委員会委員若しくはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある場合において、当該会社が仲裁において紛争となっている事項に直接には関与していない。</p>

4. グリーンリスト(合理的かつ客観的な観点からみて利益相反がない事由。仲裁人に開示義務なし。)

<p><b>4.1 Previously expressed legal opinions</b></p> <p>4.1.1 The arbitrator has previously published a general opinion (such as in a law review article or public lecture) concerning an issue which also arises in the arbitration (but this opinion is not focused on the case that is being arbitrated).</p>	<p><b>4.1 過去に表明された法的見解</b></p> <p>4.1.1 仲裁人が、過去に、仲裁においても浮上する論点に関して一般的な意見を(法律雑誌の記事や講義のなかで)公にした。(ただし、この意見は、仲裁される事件に焦点を合わせたものではない。)</p>
<p><b>4.2 Previous services against one party</b></p> <p>4.2.1 The arbitrator's law firm has acted against one of the parties or an affiliate of one of the parties in an unrelated matter without the involvement of the arbitrator.</p>	<p><b>4.2 過去における一方の当事者の相手方への役務の提供</b></p> <p>4.2.1 仲裁人の法律事務所が、関係のない事件について、仲裁人が関与することなく、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社の相手方のために訴訟行為を行った。</p>
<p><b>4.3 Current services for one of the parties</b></p> <p>4.3.1 A firm in association or in alliance with the arbitrator's law firm, but which does not share fees or other revenues with the arbitrator's law firm, renders services to one of the parties or an affiliate of one of the parties in an unrelated matter.</p>	<p><b>4.3 現在における一方の当事者への役務の提供</b></p> <p>4.3.1 仲裁人の法律事務所と連合関係又は協力関係にあるが、報酬又は収入を分配しあっていない法律事務所が、関係のない事項につき、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社に役務を提供している。</p>
<p><b>4.4 Contacts with another arbitrator or with counsel for one of the parties</b></p> <p>4.4.1 The arbitrator has a relationship with another arbitrator or with the counsel for one of the parties through membership in the same professional association or social organization.</p> <p>4.4.2 The arbitrator and counsel for one of the parties or another arbitrator have previously served together as arbitrators or as co-counsel.</p>	<p><b>4.4 他の仲裁人又は一方の当事者の代理人との接触</b></p> <p>4.4.1 仲裁人と、他の仲裁人又は一方の当事者の代理人が、同じ職能団体又は社交団体の会員である。</p> <p>4.4.2 仲裁人と一方の当事者の代理人又は他の仲裁人とが、過去に、仲裁人又は共同代理人として共に勤務した。</p>

<p><b>4.5 Contacts between the arbitrator and one of the parties</b></p>	<p><b>4.5 仲裁人と一方の当事者との間の接触</b></p>
<p>4.5.1 The arbitrator has had an initial contact with the appointing party or an affiliate of the appointing party (or the respective counsels) prior to appointment, if this contact is limited to the arbitrator's availability and qualifications to serve or to the names of possible candidates for a chairperson and did not address the merits or procedural aspects of the dispute.</p>	<p>4.5.1 仲裁人が、その選任より前に、これを選任した当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社(又はそれぞれの代理人)と最初の接触をしたが、その内容が、仲裁人の能力及び資格又は仲裁廷の長の候補たりうる者の氏名に限定され、紛争の本案や手続には及んでいない。</p>
<p>4.5.2 The arbitrator holds an insignificant amount of shares in one of the parties or an affiliate of one of the parties, which is publicly listed.</p>	<p>4.5.2 仲裁人が、一方の当事者又はこれと同じ企業グループに属する会社の公開された持分を、重大でない分量だけ保有している。</p>
<p>4.5.3 The arbitrator and a manager, director or member of the supervisory board, or any person having a similar controlling influence, in one of the parties or an affiliate of one of the parties, have worked together as joint experts or in another professional capacity, including as arbitrators in the same case. A flow chart is attached to these Guidelines for easy reference to the application of the Lists. However, it should be stressed that this is only a schematic reflection of the very complex reality. Always, the specific circumstances of the case prevail.</p>	<p>4.5.3 仲裁人と一方の当事者若しくはこれと同じ企業グループに属する会社の支配人、取締役、監理委員会委員又はこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者とは、過去に、共同の専門家として、又は、他の職業能力に関して勤務(同じ事件の仲裁人としての勤務を含む。)した。</p>

## ADMINISTRATIVE DISPUTE RESOLUTION ACT OF 1996

### §571. Definitions

For the purposes of this subchapter, the term--

- (1) "agency" has the same meaning as in section 551(1) of this title;
- (2) "administrative program" includes a Federal function which involves protection of the public interest and the determination of rights, privileges, and obligations of private persons through rule making, adjudication, licensing, or investigation, as those terms are used in subchapter II of this chapter;
- (3) "alternative means of dispute resolution" means any procedure that is used to resolve issues in controversy, including, but not limited to, conciliation, facilitation, mediation, fact finding, minitrials, arbitration, and use of ombuds, or any combination thereof;
- (4) "award" means any decision by an arbitrator resolving the issues in controversy;
- (5) "dispute resolution communication" means any oral or written communication prepared for the purposes of a dispute resolution proceeding, including any memoranda, notes or work product of the neutral, parties or nonparty participant; except that a written agreement to enter into a dispute resolution proceeding, or final written agreement or arbitral award reached as a result of a dispute resolution proceeding, is not a dispute resolution communication;
- (6) "dispute resolution proceeding" means any process in which an alternative means of dispute resolution is used to resolve an issue in controversy in which a neutral is appointed and specified parties participate;
- (7) "in confidence" means, with respect to information, that the information is provided--
  - (A) with the expressed intent of the source that it not be disclosed; or
  - (B) under circumstances that would create the reasonable expectation on behalf of the source that the information will not be disclosed;
- (8) "issue in controversy" means an issue which is material to a decision concerning an administrative program of an agency, and with which there is disagreement--
  - (A) between an agency and persons who would be substantially affected by the decision; or
  - (B) between persons who would be substantially affected by the decision;
- (9) "neutral" means an individual who, with respect to an issue in controversy, functions specifically to aid the parties in resolving the controversy;
- (10) "party" means--
  - (A) for a proceeding with named parties, the same as in section 551(3) of this title; and
  - (B) for a proceeding without named parties, a person who will be significantly affected by the decision in the proceeding and who participates in the proceeding;
- (11) "person" has the same meaning as in section 551(2) of this title; and
- (12) "roster" means a list of persons qualified to provide services as neutrals.

### §572. General authority

- (a) An agency may use a dispute resolution proceeding for the resolution of an issue in controversy that relates to an administrative program, if the parties agree to such proceeding.
- (b) An agency shall consider not using a dispute resolution proceeding if--
  - (1) a definitive or authoritative resolution of the matter is required for precedential value, and such a proceeding is not likely to be accepted generally as an authoritative precedent;
  - (2) the matter involves or may bear upon significant questions of Government policy that require additional procedures before a final resolution may be made, and such a proceeding would not likely serve to develop a recommended policy for the agency;
  - (3) maintaining established policies is of special importance, so that variations among individual decisions are not increased and such a proceeding would not likely reach consistent results among individual decisions;
  - (4) the matter significantly affects persons or organizations who are not parties to the proceeding;
  - (5) a full public record of the proceeding is important, and a dispute resolution proceeding cannot provide such a record; and

- (6) the agency must maintain continuing jurisdiction over the matter with authority to alter the disposition of the matter in the light of changed circumstances, and a dispute resolution proceeding would interfere with the agency's fulfilling that requirement.
- (c) Alternative means of dispute resolution authorized under this subchapter are voluntary procedures which supplement rather than limit other available agency dispute resolution techniques.

**§573. Neutrals**

- (a) A neutral may be a permanent or temporary officer or employee of the Federal Government or any other individual who is acceptable to the parties to a dispute resolution proceeding. A neutral shall have no official, financial, or personal conflict of interest with respect to the issues in controversy, unless such interest is fully disclosed in writing to all parties and all parties agree that the neutral may serve.
- (b) A neutral who serves as a conciliator, facilitator, or mediator serves at the will of the parties.
- (c) The President shall designate an agency or designate or establish an interagency committee to facilitate and encourage agency use of dispute resolution under this subchapter. Such agency or interagency committee, in consultation with other appropriate Federal agencies and professional organizations experienced in matters concerning dispute resolution, shall--
  - (1) encourage and facilitate agency use of alternative means of dispute resolution; and
  - (2) develop procedures that permit agencies to obtain the services of neutrals on an expedited basis.
- (d) An agency may use the services of one or more employees of other agencies to serve as neutrals in dispute resolution proceedings. The agencies may enter into an interagency agreement that provides for the reimbursement by the user agency or the parties of the full or partial cost of the services of such an employee.
- (e) Any agency may enter into a contract with any person for services as a neutral, or for training in connection with alternative means of dispute resolution. The parties in a dispute resolution proceeding shall agree on compensation for the neutral that is fair and reasonable to the Government.

**§574. Confidentiality**

- (a) Except as provided in subsections (d) and (e), a neutral in a dispute resolution proceeding shall not voluntarily disclose or through discovery or compulsory process be required to disclose any dispute resolution communication or any communication provided in confidence to the neutral, unless--
  - (1) all parties to the dispute resolution proceeding and the neutral consent in writing, and, if the dispute resolution communication was provided by a nonparty participant, that participant also consents in writing;
  - (2) the dispute resolution communication has already been made public;
  - (3) the dispute resolution communication is required by statute to be made public, but a neutral should make such communication public only if no other person is reasonably available to disclose the communication; or
  - (4) a court determines that such testimony or disclosure is necessary to--
    - (A) prevent a manifest injustice;
    - (B) help establish a violation of law; or
    - (C) prevent harm to the public health or safety, of sufficient magnitude in the particular case to outweigh the integrity of dispute resolution proceedings in general by reducing the confidence of parties in future cases that their communications will remain confidential;
- (b) A party to a dispute resolution proceeding shall not voluntarily disclose or through discovery or compulsory process be required to disclose any dispute resolution communication, unless--
  - (1) the communication was prepared by the party seeking disclosure;
  - (2) all parties to the dispute resolution proceeding consent in writing;
  - (3) the dispute resolution communication has already been made public;
  - (4) the dispute resolution communication is required by statute to be made public;
  - (5) a court determines that such testimony or disclosure is necessary to--
    - (A) prevent a manifest injustice;
    - (B) help establish a violation of law; or
    - (C) prevent harm to the public health and safety, of sufficient magnitude in the

particular case to outweigh the integrity of dispute resolution proceedings in general by reducing the confidence of parties in future cases that their communications will remain confidential;

- (6) the dispute resolution communication is relevant to determining the existence or meaning of an agreement or award that resulted from the dispute resolution proceeding or to the enforcement of such an agreement or award; or
  - (7) except for dispute resolution communications generated by the neutral, the dispute resolution communication was provided to or was available to all parties to the dispute resolution proceeding.
- (c) Any dispute resolution communication that is disclosed in violation of subsection (a) or (b), shall not be admissible in any proceeding relating to the issues in controversy with respect to which the communication was made.
- (d) (1) The parties may agree to alternative confidential procedures for disclosures by a neutral. Upon such agreement the parties shall inform the neutral before the commencement of the dispute resolution proceeding of any modifications to the provisions of subsection (a) that will govern the confidentiality of the dispute resolution proceeding. If the parties do not so inform the neutral, subsection (a) shall apply.  
(2) To qualify for the exemption established under subsection (j), an alternative confidential procedure under this subsection may not provide for less disclosure than the confidential procedures otherwise provided under this section.
- (e) If a demand for disclosure, by way of discovery request or other legal process, is made upon a neutral regarding a dispute resolution communication, the neutral shall make reasonable efforts to notify the parties and any affected nonparty participants of the demand. Any party or affected nonparty participant who receives such notice and within 15 calendar days does not offer to defend a refusal of the neutral to disclose the requested information shall have waived any objection to such disclosure.
- (f) Nothing in this section shall prevent the discovery or admissibility of any evidence that is otherwise discoverable, merely because the evidence was presented in the course of a dispute resolution proceeding.
- (g) Subsections (a) and (b) shall have no effect on the information and data that are necessary to document an agreement reached or order issued pursuant to a dispute resolution proceeding.
- (h) Subsections (a) and (b) shall not prevent the gathering of information for research or educational purposes, in cooperation with other agencies, governmental entities, or dispute resolution programs, so long as the parties and the specific issues in controversy are not identifiable.
- (I) Subsections (a) and (b) shall not prevent use of a dispute resolution communication to resolve a dispute between the neutral in a dispute resolution proceeding and a party to or participant in such proceeding, so long as such dispute resolution communication is disclosed only to the extent necessary to resolve such dispute.
- (j) A dispute resolution communication which is between a neutral and a party and which may not be disclosed under this section shall also be exempt from disclosure under section 552(b)(3).

#### **§575. Authorization of arbitration**

- (a) (1) Arbitration may be used as an alternative means of dispute resolution whenever all parties consent. Consent may be obtained either before or after an issue in controversy has arisen. A party may agree to--
- (A) submit only certain issues in controversy to arbitration; or
  - (B) arbitration on the condition that the award must be within a range of possible outcomes.
- (2) The arbitration agreement that sets forth the subject matter submitted to the arbitrator shall be in writing. Each such arbitration agreement shall specify a maximum award that may be issued by the arbitrator and may specify other conditions limiting the range of possible outcomes.
- (3) An agency may not require any person to consent to arbitration as a condition of entering into a contract or obtaining a benefit.
- (b) An officer or employee of an agency shall not offer to use arbitration for the resolution of issues in controversy unless such officer or employee--
- (1) would otherwise have authority to enter into a settlement concerning the matter; or
  - (2) is otherwise specifically authorized by the agency to consent to the use of arbitration.
- (c) Prior to using binding arbitration under this subchapter, the head of an agency, in

consultation with the Attorney General and after taking into account the factors in section 572(b), shall issue guidance on the appropriate use of binding arbitration and when an officer or employee of the agency has authority to settle an issue in controversy through binding arbitration.

**§576. Enforcement of arbitration agreements**

An agreement to arbitrate a matter to which this subchapter applies is enforceable pursuant to section 4 of title 9, and no action brought to enforce such an agreement shall be dismissed nor shall relief therein be denied on the grounds that it is against the United States or that the United States is an indispensable party.

**§577. Arbitrators**

- (a) The parties to an arbitration proceeding shall be entitled to participate in the selection of the arbitrator
- (b) The arbitrator shall be a neutral who meets the criteria of section 573 of this title.

**§578. Authority of the arbitrator**

An arbitrator to whom a dispute is referred under this subchapter may-

- (1) regulate the course of and conduct arbitral hearings;
- (2) administer oaths and affirmations;
- (3) compel the attendance of witnesses and production of evidence at the hearing under the provisions of section 7 of title 9 only to the extent the agency involved is otherwise authorized by law to do so; and
- (4) make awards.

**§579. Arbitration proceedings**

- (a) The arbitrator shall set a time and place for the hearing on the dispute and shall notify the parties not less than 5 days before the hearing.
- (b) Any party wishing a record of the hearing shall--
  - (1) be responsible for the preparation of such record other parties and the arbitrator of the preparation of such record;
  - (2) notify the other parties and the arbitrator of the preparation of such record;
  - (3) furnish copies to all identified parties and the arbitrator; and
  - (4) pay all costs for such record, unless the parties agree otherwise or the arbitrator determines that the costs should be apportioned.
- (c)
  - (1) The parties to the arbitration are entitled to be heard, to present evidence material to the controversy, and to cross-examine witnesses appearing at the hearing.
  - (2) The arbitrator may, with the consent of the parties, conduct all or part of the hearing by telephone, television, computer, or other electronic means, if each party has an opportunity to participate.
  - (3) The hearing shall be conducted expeditiously and in an informal manner.
  - (4) The arbitrator may receive any oral or documentary evidence, except that irrelevant, immaterial, unduly repetitious, or privileged evidence may be excluded by the arbitrator.
  - (5) The arbitrator shall interpret and apply relevant statutory and regulatory requirements, legal precedents, and policy directives.
- (d) No interested person shall make or knowingly cause to be made to the arbitrator an unauthorized ex parte communication relevant to the merits of the proceeding, unless the parties agree otherwise. If a communication is made in violation of this subsection, the arbitrator shall ensure that a memorandum of the communication is prepared and made a part of the record, and that an opportunity for rebuttal is allowed. Upon receipt of a communication made in violation of this subsection, the arbitrator may, to the extent consistent with the interests of justice and the policies underlying this subchapter, require the offending party to show cause why the claim of such party should not be resolved against such party as a result of the improper conduct.
- (e) The arbitrator shall make the award within 30 days after the close of the hearing, or the date of the filing of any briefs authorized by the arbitrator, whichever date is later, unless--
  - (1) the parties agree to some other time limit; or
  - (2) the agency provides by rule for some other time limit.

**§580. Arbitration awards**

- (a) (1) Unless the agency provides otherwise by rule, the award in an arbitration proceeding

under this subchapter shall include a brief, informal discussion of the factual and legal basis for the award, but formal findings of fact or conclusions of law shall not be required.

(2) The prevailing parties shall file the award with all relevant agencies, along with proof of service on all parties.

- (b) The award in an arbitration proceeding shall become final 30 days after it is served on all parties. Any agency that is a party to the proceeding may extend this 30-day period for an additional 30-day period by serving a notice of such extension on all other parties before the end of the first 30-day period.
- (c) A final award is binding on the parties to the arbitration proceeding, and may be enforced pursuant to sections 9 through 13 of title 9. No action brought to enforce such an award shall be dismissed nor shall relief therein be denied on the grounds that it is against the United States or that the United States is an indispensable party.
- (d) An award entered under this subchapter in an arbitration proceeding may not serve as an estoppel in any other proceeding for any issue that was resolved in the proceeding. Such an award also may not be used as precedent or otherwise be considered in any factually unrelated proceeding, whether conducted under this subchapter, by an agency, or in a court, or in any other arbitration proceeding.

#### **§581. Judicial Review**

- (a) Notwithstanding any other provision of law, any person adversely affected or aggrieved by an award made in an arbitration proceeding conducted under this subchapter may bring an action for review of such award only pursuant to the provisions of sections 9 through 13 of title 9.
- (b) A decision by an agency to use or not to use a dispute resolution proceeding under this subchapter shall be committed to the discretion of the agency and shall not be subject to judicial review, except that arbitration shall be subject to judicial review under section 10(b) of title 9.

#### **§582. Compilation of Information (Repealed)**

#### **§583. Support Services**

For the purposes of this subchapter, an agency may use (with or without reimbursement) the services and facilities of other Federal agencies, State, local, and tribal governments, public and private organizations and agencies, and individuals, with the consent of such agencies, organizations, and individuals. An agency may accept voluntary and uncompensated services for purposes of this subchapter without regard to the provisions of section 1342 of title 31.

#### **§584. Authorization of appropriations**

There are authorized to be appropriated such sums as may be necessary to carry out the purposes of this subchapter.

## TEA-21(Transportation Equity Act for THE 21<sup>st</sup> CENTURY)

### 環境評価プロセスの合理化を規定する条項 ( Section1309 )

SEC. 1309. ENVIRONMENTAL STREAMLINING. <<NOTE: 23 USC 109 note.>>

(a) Coordinated Environmental Review Process.--

(1) Development and implementation.--The Secretary shall develop and implement a coordinated environmental review process for highway construction projects that require--

(A) the preparation of an environmental impact statement or environmental assessment under the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.), except that the Secretary may decide not to apply this section to the preparation of an environmental assessment under such Act; or

(B) the conduct of any other environmental review, analysis, opinion, or issuance of an environmental permit, license, or approval by operation of Federal law.

(2) Memorandum of understanding.--

(A) In general.--The coordinated environmental review process for each project shall ensure that, whenever practicable (as specified in this section), all environmental reviews, analyses, opinions, and any permits, licenses, or approvals that must be issued or made by any Federal agency for the project concerned shall be conducted concurrently and completed within a cooperatively determined time period. Such process for a project or class of project may be incorporated into a memorandum of understanding between the Department of Transportation and Federal agencies (and, where appropriate, State agencies).

(B) Establishment of time periods.--In establishing the time period referred to in subparagraph (A), and any time periods for review within such period, the Department and all such agencies shall take into account their respective resources and statutory commitments.

(b) Elements of Coordinated Environmental Review Process.--For each project, the coordinated environmental review process established under this section shall provide, at a minimum, for the following elements:

(1) Federal agency identification.--The Secretary shall, at the earliest possible time, identify all potential Federal agencies that--

(A) have jurisdiction by law over environmental-related issues that may be affected by the project and the analysis of which would be part of any environmental document required by the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.); or

(B) may be required by Federal law to independently--

(i) conduct an environmental-related review or analysis; or

(ii) determine whether to issue a permit, license, or approval or render an opinion on the environmental impact of the project.

(2) Time limitations and concurrent review.--The Secretary and the head of each Federal agency identified under paragraph (1)--

(A)(i) shall jointly develop and establish time periods for review for--

(I) all Federal agency comments with respect to any environmental review documents required by the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.) for the project; and

(II) all other independent Federal agency environmental analyses, reviews, opinions, and decisions on any permits, licenses, and approvals that must be issued or made for the project;

whereby each such Federal agency's review shall be undertaken and completed within such established time periods for review; or

(ii) may enter into an agreement to establish such time periods for review with respect to a class of project; and

(B) shall ensure, in establishing such time periods for review, that the conduct of any such analysis, review, opinion, and decision is undertaken concurrently with all other environmental reviews for the project, including the reviews required by the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.); except that such review may not be concurrent if the affected Federal agency can demonstrate that such concurrent review would result in a significant adverse impact to the environment or substantively alter the operation of Federal law or would not be possible without information developed as part of the environmental review process.

(3) Factors to be considered.--Time periods for review established under this section shall be consistent with the time periods established by the Council on Environmental Quality under sections 1501.8 and 1506.10 of title 40, Code of Federal Regulations.

(4) Extensions.--The Secretary shall extend any time periods for review under this section if, upon good cause shown, the Secretary and any Federal agency concerned determine that additional time for analysis and review is needed as a result of new information that has been discovered that could not reasonably have been anticipated when the Federal agency's time periods for review were established. Any memorandum of understanding shall be modified to incorporate any mutually agreed-upon extensions.

(c) Dispute Resolution.--When the Secretary determines that a Federal agency which is subject to a time period for its environmental review or analysis under this section has failed to complete such

review, analysis, opinion, or decision on issuing any permit, license, or approval within the established time period or within any agreed-upon extension to such time period, the Secretary may, after notice and consultation with such agency, close the record on the matter before the Secretary. If the Secretary finds, after timely compliance with this section, that an environmental issue related to the project that an affected Federal agency has jurisdiction over by operation of Federal law has not been resolved, the Secretary and the head of the Federal agency shall resolve the matter not later than 30 days after the date of the finding by the Secretary.

(d) Participation of State Agencies.--For any project eligible for assistance under chapter 1 of title 23, United States Code, a State, by operation of State law, may require that all State agencies that have jurisdiction by State or Federal law over environmental-related issues that may be affected by the project, or that are required to issue any environmental-related reviews, analyses, opinions, or determinations on issuing any permits, licenses, or approvals for the project, be subject to the coordinated environmental review process established under this section unless the Secretary determines that a State's participation would not be in the public interest. For a State to require State agencies to participate in the review process, all affected agencies of the State shall be subject to the review process.

(e) Assistance to Affected Federal Agencies.--

(1) In general.--The Secretary may approve a request by a State to provide funds made available under chapter 1 of title 23, United States Code, to the State for the project subject to the coordinated environmental review process established under this section to affected Federal agencies to provide the resources necessary to meet any time limits established under this section.

(2) Amounts.--Such requests under paragraph (1) shall be approved only--

(A) for the additional amounts that the Secretary determines are necessary for the affected Federal agencies to meet the time limits for environmental review; and

(B) if such time limits are less than the customary time necessary for such review.

(f) Judicial Review and Savings Clause.--

(1) Judicial review.--Nothing in this section shall affect the reviewability of any final Federal agency action in a district court of the United States or in the court of any State.

(2) Savings clause.--Nothing in this section shall affect the applicability of the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.) or any other Federal environmental statute or affect the responsibility of any Federal officer to comply with or enforce any such statute.

(g) Federal Agency Defined.--In this section, the term "Federal agency" means any Federal agency or any State agency carrying out affected responsibilities required by operation of Federal law.

## SAFETA-LU (Safe, Accountable, Flexible, Efficient Transportation Equity Act: A Legacy for Users)

事業の意思決定のため効率の良い環境評価を規定する条項 (Section 6002)

### SEC. 6002. EFFICIENT ENVIRONMENTAL REVIEWS FOR PROJECT DECISION MAKING.

(a) In General.--Subchapter I of chapter 1 of title 23, United States Code, is amended by inserting after section 138 the following:

[[Page 119 STAT. 1858]]

``Sec. 139. Efficient environmental reviews for project decisionmaking

``(a) Definitions.--In this section, the following definitions apply:

``(1) Agency.--The term `agency' means any agency, department, or other unit of Federal, State, local, or Indian tribal government.

``(2) Environmental impact statement.--The term `environmental impact statement' means the detailed statement of environmental impacts required to be prepared under the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.).

``(3) Environmental review process.--

``(A) In general.--The term `environmental review process' means the process for preparing for a project an environmental impact statement, environmental assessment, categorical exclusion, or other document prepared under the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.).

``(B) Inclusions.--The term `environmental review process' includes the process for and completion of any environmental permit, approval, review, or study required for a project under any Federal law other than the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.).

``(4) Lead agency.--The term `lead agency' means the Department of Transportation and, if applicable, any State or local governmental entity serving as a joint lead agency pursuant to this section.

``(5) Multimodal project.--The term `multimodal project' means a project funded, in whole or in part, under this title or chapter 53 of title 49 and involving the participation of more than one Department of Transportation administration or agency.

``(6) Project.--The term `project' means any highway project, public transportation capital project, or multimodal project that requires the approval of the Secretary.

``(7) Project sponsor.--The term `project sponsor' means the agency or other entity, including any private or public-private entity, that seeks approval of the Secretary for a project.

``(8) State transportation department.--The term `State transportation department' means any statewide agency of a State with responsibility for one or more modes of transportation.

``(b) Applicability.--

``(1) In general.--The project development procedures in this section are applicable to all projects for which an environmental impact statement is prepared under the National Environmental Policy Act of 1969 and may be applied, to the extent determined appropriate by the Secretary, to other projects for which an environmental document is prepared pursuant to such Act.

``(2) Flexibility.--Any authorities granted in this section may be exercised for a project, class of projects, or program of projects.

``(c) Lead Agencies.--

[[Page 119 STAT. 1859]]

``(1) Federal lead agency.--The Department of Transportation shall be the Federal lead agency in the environmental review process for a project.

``(2) Joint lead agencies.--Nothing in this section precludes another agency from being a joint lead agency in accordance with regulations under the National Environmental Policy Act of 1969.

``(3) Project sponsor as joint lead agency.--Any project sponsor that is a State or local governmental entity receiving funds under this title or chapter 53 of title 49 for the project shall serve as a joint lead agency with the Department for purposes of preparing any environmental document under the National Environmental Policy Act of 1969 and may prepare any such environmental document required in support of any action or approval by the Secretary if the Federal lead agency furnishes guidance in such preparation and independently evaluates such document and the document is approved and adopted by the Secretary prior to the Secretary taking any subsequent action or making any approval based on such document, whether or not the Secretary's action or approval results in Federal funding.

``(4) Ensuring compliance.--The Secretary shall ensure that the project sponsor complies with all design and mitigation commitments made jointly by the Secretary and the project sponsor in any environmental document prepared by the project sponsor in accordance with this subsection and that such document is appropriately supplemented if project changes become necessary.

``(5) Adoption and use of documents.--Any environmental document prepared in accordance with this subsection may be adopted or used by any Federal agency making any approval to the same extent that such Federal agency could adopt or use a document prepared by another Federal agency.

``(6) Roles and responsibility of lead agency.--With respect to the environmental review process for any project, the lead agency shall have authority and responsibility--

``(A) to take such actions as are necessary and proper, within the authority of the lead agency, to

facilitate the expeditious resolution of the environmental review process for the project; and  
    ``(B) to prepare or ensure that any required environmental impact statement or other document required to be completed under the National Environmental Policy Act of 1969 is completed in accordance with this section and applicable Federal law.

``(d) Participating Agencies.--

    ``(1) In general.--The lead agency shall be responsible for inviting and designating participating agencies in accordance with this subsection.

    ``(2) Invitation.--The lead agency shall identify, as early as practicable in the environmental review process for a project, any other Federal and non-Federal agencies that may have an interest in the project, and shall invite such agencies to become participating agencies in the environmental review process for the project. The invitation shall set a deadline for responses to be submitted. The deadline may be extended by the lead agency for good cause.

[[Page 119 STAT. 1860]]

    ``(3) Federal participating agencies.--Any Federal agency that is invited by the lead agency to participate in the environmental review process for a project shall be designated as a participating agency by the lead agency unless the invited agency informs the lead agency, in writing, by the deadline specified in the invitation that the invited agency--

        ``(A) has no jurisdiction or authority with respect to the project;

        ``(B) has no expertise or information relevant to the project; and

        ``(C) does not intend to submit comments on the project.

    ``(4) Effect of designation.--Designation as a participating agency under this subsection shall not imply that the participating agency--

        ``(A) supports a proposed project; or

        ``(B) has any jurisdiction over, or special expertise with respect to evaluation of, the project.

    ``(5) Cooperating agency.--A participating agency may also be designated by a lead agency as a `cooperating agency' under the regulations contained in part 1500 of title 40, Code of Federal Regulations.

    ``(6) Designations for categories of projects.--The Secretary may exercise the authorities granted under this subsection for a project, class of projects, or program of projects.

    ``(7) Concurrent reviews.--Each Federal agency shall, to the maximum extent practicable--

        ``(A) carry out obligations of the Federal agency under other applicable law concurrently, and in conjunction, with the review required under the National Environmental Policy Act of 1969 (42 U.S.C. 4321 et seq.), unless doing so would impair the ability of the Federal agency to carry out those obligations; and

“(B) <<NOTE: Procedures.>> formulate and implement administrative, policy, and procedural mechanisms to enable the agency to ensure completion of the environmental review process in a timely, coordinated, and environmentally responsible manner.

“(e) <<NOTE: Notification.>> Project Initiation.--The project sponsor shall notify the Secretary of the type of work, termini, length and general location of the proposed project, together with a statement of any Federal approvals anticipated to be necessary for the proposed project, for the purpose of informing the Secretary that the environmental review process should be initiated.

“(f) Purpose and Need.--

“(1) Participation.--As early as practicable during the environmental review process, the lead agency shall provide an opportunity for involvement by participating agencies and the public in defining the purpose and need for a project.

“(2) Definition.--Following participation under paragraph (1), the lead agency shall define the project's purpose and need for purposes of any document which the lead agency is responsible for preparing for the project.

“(3) Objectives.--The statement of purpose and need shall include a clear statement of the objectives that the proposed action is intended to achieve, which may include--

“(A) achieving a transportation objective identified in an applicable statewide or metropolitan transportation plan;

[[Page 119 STAT. 1861]]

“(B) supporting land use, economic development, or growth objectives established in applicable Federal, State, local, or tribal plans; and

“(C) serving national defense, national security, or other national objectives, as established in Federal laws, plans, or policies.

“(4) Alternatives analysis.--

“(A) Participation.--As early as practicable during the environmental review process, the lead agency shall provide an opportunity for involvement by participating agencies and the public in determining the range of alternatives to be considered for a project.

“(B) Range of alternatives.--Following participation under paragraph (1), the lead agency shall determine the range of alternatives for consideration in any document which the lead agency is responsible for preparing for the project.

“(C) Methodologies.--The lead agency also shall determine, in collaboration with participating agencies at appropriate times during the study process, the methodologies to be used and the level of detail required in the analysis of each alternative for a project.

“(D) Preferred alternative.--At the discretion of the lead agency, the preferred alternative for a project, after being identified, may be developed to a

higher level of detail than other alternatives in order to facilitate the development of mitigation measures or concurrent compliance with other applicable laws if the lead agency determines that the development of such higher level of detail will not prevent the lead agency from making an impartial decision as to whether to accept another alternative which is being considered in the environmental review process.

“(g) Coordination and Scheduling.--

“(1) Coordination plan.--

“(A) In general.--The lead agency shall establish a plan for coordinating public and agency participation in and comment on the environmental review process for a project or category of projects. The coordination plan may be incorporated into a memorandum of understanding.

“(B) Schedule.--

“(i) In general.--The lead agency may establish as part of the coordination plan, after consultation with each participating agency for the project and with the State in which the project is located (and, if the State is not the project sponsor, with the project sponsor), a schedule for completion of the environmental review process for the project.

“(ii) Factors for consideration.--In establishing the schedule, the lead agency shall consider factors such as--

“(I) the responsibilities of participating agencies under applicable laws;

“(II) resources available to the cooperating agencies;

“(III) overall size and complexity of the project;

“(IV) the overall schedule for and cost of the project; and

[[Page 119 STAT. 1862]]

“(V) the sensitivity of the natural and historic resources that could be affected by the project.

“(C) Consistency with other time periods.--A schedule under subparagraph (B) shall be consistent with any other relevant time periods established under Federal law.

“(D) Modification.--The lead agency may--

“(i) lengthen a schedule established under subparagraph (B) for good cause; and

“(ii) shorten a schedule only with the concurrence of the affected cooperating agencies.

“(E) Dissemination.--A copy of a schedule under subparagraph (B), and of any modifications to the schedule, shall be--

“(i) provided to all participating agencies and to the State transportation department of the

State in which the project is located (and, if the State is not the project sponsor, to the project sponsor); and

``(ii) made available to the public.

``(2) Comment deadlines.--The lead agency shall establish the following deadlines for comment during the environmental review process for a project:

``(A) <<NOTE: Federal Register, publication.>> For comments by agencies and the public on a draft environmental impact statement, a period of not more than 60 days after publication in the Federal Register of notice of the date of public availability of such document, unless--

``(i) a different deadline is established by agreement of the lead agency, the project sponsor, and all participating agencies; or

``(ii) the deadline is extended by the lead agency for good cause.

``(B) For all other comment periods established by the lead agency for agency or public comments in the environmental review process, a period of no more than 30 days from availability of the materials on which comment is requested, unless--

``(i) a different deadline is established by agreement of the lead agency, the project sponsor, and all participating agencies; or

``(ii) the deadline is extended by the lead agency for good cause.

``(3) Deadlines for decisions under other laws.--In any case in which a decision under any Federal law relating to a project (including the issuance or denial of a permit or license) is required to be made by the later of the date that is 180 days after the date on which the Secretary made all final decisions of the lead agency with respect to the project, or 180 days after the date on which an application was submitted for the permit or license, the Secretary shall submit to the Committee on Environment and Public Works of the Senate and the Committee on Transportation and Infrastructure of the House of Representatives--

``(A) <<NOTE: Notice.>> as soon as practicable after the 180-day period, an initial notice of the failure of the Federal agency to make the decision; and

[[Page 119 STAT. 1863]]

``(B) <<NOTE: Notice.>> every 60 days thereafter until such date as all decisions of the Federal agency relating to the project have been made by the Federal agency, an additional notice that describes the number of decisions of the Federal agency that remain outstanding as of the date of the additional notice.

``(4) Involvement of the public.--Nothing in this subsection shall reduce any time period provided for public comment in the environmental review process under existing Federal law, including a regulation.

``(h) Issue Identification and Resolution.--

“(1) Cooperation.--The lead agency and the participating agencies shall work cooperatively in accordance with this section to identify and resolve issues that could delay completion of the environmental review process or could result in denial of any approvals required for the project under applicable laws.

“(2) Lead agency responsibilities.--The lead agency shall make information available to the participating agencies as early as practicable in the environmental review process regarding the environmental and socioeconomic resources located within the project area and the general locations of the alternatives under consideration. Such information may be based on existing data sources, including geographic information systems mapping.

“(3) Participating agency responsibilities.--Based on information received from the lead agency, participating agencies shall identify, as early as practicable, any issues of concern regarding the project's potential environmental or socioeconomic impacts. In this paragraph, issues of concern include any issues that could substantially delay or prevent an agency from granting a permit or other approval that is needed for the project.

“(4) Issue resolution.--

“(A) Meeting of participating agencies.--At any time upon request of a project sponsor or the Governor of a State in which the project is located, the lead agency shall promptly convene a meeting with the relevant participating agencies, the project sponsor, and the Governor (if the meeting was requested by the Governor) to resolve issues that could delay completion of the environmental review process or could result in denial of any approvals required for the project under applicable laws.

“(B) <<NOTE: Deadline. Federal Register, publication.>> Notice that resolution cannot be achieved.--If a resolution cannot be achieved within 30 days following such a meeting and a determination by the lead agency that all information necessary to resolve the issue has been obtained, the lead agency shall notify the heads of all participating agencies, the project sponsor, the Governor, the Committee on Environment and Public Works of the Senate, the Committee on Transportation and Infrastructure of the House of Representatives, and the Council on Environmental Quality, and shall publish such notification in the Federal Register.

“(i) Performance Measurement.--The Secretary shall establish a program to measure and report on progress toward improving and expediting the planning and environmental review process.

“(j) Assistance to Affected State and Federal Agencies.--

[[Page 119 STAT. 1864]]

“(1) In general.--For a project that is subject to the environmental review process established under this section and for which funds are made available to a State under this title

or chapter 53 of title 49, the Secretary may approve a request by the State to provide funds so made available under this title or such chapter 53 to affected Federal agencies (including the Department of Transportation), State agencies, and Indian tribes participating in the environmental review process for the projects in that State or participating in a State process that has been approved by the Secretary for that State. Such funds may be provided only to support activities that directly and meaningfully contribute to expediting and improving transportation project planning and delivery for projects in that State.

((2) Activities eligible for funding.--Activities for which funds may be provided under paragraph (1) include transportation planning activities that precede the initiation of the environmental review process, dedicated staffing, training of agency personnel, information gathering and mapping, and development of programmatic agreements.

((3) Use of federal lands highway funds.--The Secretary may also use funds made available under section 204 for a project for the purposes specified in this subsection with respect to the environmental review process for the project.

((4) Amounts.--Requests under paragraph (1) may be approved only for the additional amounts that the Secretary determines are necessary for the Federal agencies, State agencies, or Indian tribes participating in the environmental review process to meet the time limits for environmental review.

((5) Condition.--A request under paragraph (1) to expedite time limits for environmental review may be approved only if such time limits are less than the customary time necessary for such review.

((k) Judicial Review and Savings Clause.--

((1) Judicial review.--Except as set forth under subsection (l), nothing in this section shall affect the reviewability of any final Federal agency action in a court of the United States or in the court of any State.

((2) Savings clause.--Nothing in this section shall be construed as superseding, amending, or modifying the National Environmental Policy Act of 1969 or any other Federal environmental statute or affect the responsibility of any Federal officer to comply with or enforce any such statute.

((3) Limitations.--Nothing in this section shall preempt or interfere with--

((A) any practice of seeking, considering, or responding to public comment; or

((B) any power, jurisdiction, responsibility, or authority that a Federal, State, or local government agency, metropolitan planning organization, Indian tribe, or project sponsor has with respect to carrying out a project or any other provisions of law applicable to projects, plans, or programs.

((l) <<NOTE: Deadlines. Notices. Federal Register, publication.>> Limitations on Claims.--

((1) In general.--Notwithstanding any other provision of law, a claim arising under Federal law seeking judicial review of a permit, license, or approval issued by a Federal agency

for a highway or public transportation capital project shall be barred unless it is filed within 180 days after publication of a notice in the Federal Register announcing that the permit, license, or approval is final pursuant to the law under which the agency action is taken, unless a shorter time is specified in the Federal law pursuant to which judicial review is allowed. Nothing in this subsection shall create a right to judicial review or place any limit on filing a claim that a person has violated the terms of a permit, license, or approval.

“(2) New information.--The Secretary shall consider new information received after the close of a comment period if the information satisfies the requirements for a supplemental environmental impact statement under section 771.130 of title 23, Code of Federal Regulations. The preparation of a supplemental environmental impact statement when required shall be considered a separate final agency action and the deadline for filing a claim for judicial review of such action shall be 180 days after the date of publication of a notice in the Federal Register announcing such action.”.

(b) <<NOTE: 23 USC 139 note.>> Existing Environmental Review Process.--Nothing in this section affects any existing State environmental review process, program, agreement, or funding arrangement approved by the Secretary under section 1309 of the Transportation Equity Act for the 21st Century (112 Stat. 232; 23 U.S.C. 109 note) as such section was in effect on the day preceding the date of enactment of the SAFETEA-LU.

(c) Conforming Amendment.--The analysis for such subchapter is amended by inserting after the item relating to section 138 the following:

“139. Efficient environmental reviews for project decisionmaking.”.

(d) Repeal.--Section 1309 of the Transportation Equity Act for the 21st Century (112 Stat. 232) <<NOTE: 23 USC 109 note.>> is repealed.

参考資料 12 **行政機関の保有する情報の公開に関する法律**  
(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)

改正

平成一一年七月一六日法律第一〇二号

〔中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律二九条による改正〕

同一一年一二月二二日同第一六〇号

〔中央省庁等改革関係法施行法二九〇条による改正〕

目次

[第一章 総則（第一条・第二条）](#)

[第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）](#)

[第三章 不服申立て等](#)

[第一節 諮問等（第十八条―第二十条）](#)

[第二節 情報公開審査会（第二十一条―第二十六条）](#)

[第三節 審査会の調査審議の手續（第二十七条―第三十五条）](#)

[第四節 訴訟の管轄の特例等（第三十六条）](#)

[第四章 補則（第三十七条―第四十四条）](#)

[附則](#)

---

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令

で定めるもの

## 六 会計検査院

- 2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - 二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

## 第二章 行政文書の開示

### （開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

### （開示請求の手續）

第四条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- 二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### （行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されてい

る情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

( 開示決定等の期限の特例 )

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

( 事案の移送 )

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

( 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 )

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

- 3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### （開示の実施）

第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

#### （他の法令による開示の実施との調整）

第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

#### （手数料）

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 3 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

( 権限又は事務の委任 )

第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

### 第三章 不服申立て等

#### 第一節 諮問等

( 審査会への諮問 )

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第三節において「審査会」と総称する。）に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

( 諮問をした旨の通知 )

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 )

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- 二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第二節 情報公開審査会

### (設置)

第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開審査会を置く。

### (組織)

第二十二条 情報公開審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

### (委員)

第二十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

### (会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

(事務局)

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

### 第三節 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第二十九条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

( 委員による調査手続 )

第三十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

( 提出資料の閲覧 )

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

( 調査審議手続の非公開 )

第三十二条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

( 不服申立ての制限 )

第三十三条 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

( 答申書の送付等 )

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

( 政令への委任 )

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、政令（第十八条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則）で定める。

#### 第四節 訴訟の管轄の特例等

( 訴訟の管轄の特例等 )

第三十六条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第三項において「情報公開訴訟」という。）については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、

争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の 裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

#### 第四章 補則

##### (行政文書の管理)

第三十七条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

##### (開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十八条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

##### (施行の状況の公表)

第三十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

- 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

##### (行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第四十条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

##### (地方公共団体の情報公開)

第四十一条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

##### (独立行政法人及び特殊法人の情報公開)

第四十二条 政府は、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)について、その性格及び業務内容に応じ、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上

の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 政令への委任 )

第 四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

( 罰則 )

第 四十四条 第二十三条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分、第四十条から第四十二条まで及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、独立行政法人及び特殊法人の保有する情報の公開に関し、この法律の公布後二年を目途として、第四十二条の法制上の措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

諸問庁:法務大臣  
諸問日:平成13年10月11日  
答申日:平成14年3月28日  
事件名:奈良地方法務局吉野出張所の統廃合に関する文書の一部開示決定に  
関する件(平成13年諮問第158号)

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

下記の奈良地方法務局吉野出張所の統廃合に関する文書14件(以下「本件行政文書」という。)につき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条1号,5号又は6号に該当することを理由に、各文書の一部を不開示とした決定は、妥当である。

- ① 新適正配置計画の実施について(連絡)
- ② 登記所適正配置に関する説明文書
- ③ 新適正配置「新3か年計画」に基づく登記所統合に関する司法書士会・土地家屋調査士会との折衝について(報告)
- ④ 新適正配置「新3か年計画」に基づく登記所統合に関する関係町村等との折衝について(報告) 下市町・川上村
- ⑤ 新適正配置「新3か年計画」に基づく登記所統合に関する職員組合との折衝について(報告)
- ⑥ 新適正配置「新3か年計画」に基づく登記所統合に関する関係町村等との折衝について(報告) 大淀町・吉野町
- ⑦ 新適正配置「新3か年計画」に基づく登記所統合に関する関係町村等との折衝について(報告) 天川村・黒滝村
- ⑧ 新適正配置「新3か年計画」に基づく登記所統合に関する関係町村等との折衝について(報告) 上北山村・下北山村
- ⑨ 登記所適正配置に関する説明調書
- ⑩ 登記所適正配置に関する説明調書・大淀町長ほか
- ⑪ 登記所適正配置に関する説明調書
- ⑫ 適配案件に関係する町村長への退官挨拶を兼ねた折衝について
- ⑬ 第2新3か年適正配置計画に基づく登記所統合に関する関係町村等との折衝について(報告)
- ⑭ 第2新3か年適正配置計画に基づく登記所統合に関する関係町長との折衝について(報告)

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法3条の規定に基づく本件行政文書の開示請求に対し、平成13年7月23日付け総第1226号により奈良地方法務局長が行った一部開示決定につき、これを取り消し、本件行政文書の開示を求めるといものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載並びに口頭意見陳述の聴取の結果によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 諮問庁が法5条6号に該当するとしている文書について

法5条6号は、イからホまでの場合を例示として挙げているが、これは、このような場合と同種又は同程度の支障のある他の場合を示していると解すべきであり、本件の場合は、これには当たらない。

また、これらの文書が開示されたなら、なぜ、率直な意見や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるのかが、具体的に示されていない。

ここで述べられている意見は、個人の利害に関するものではなく、登記所の統廃合という公益に関するものである。このような意見を公開することによって、法が目指す「政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」ができるのである。

処分庁及び諮問庁の説明は、「よらしむべし、知らしむべからず」の姿勢であると言わざるを得ない。原則公開であるはずの情報公開がこのような抽象的な理由で不開示にされるなら、情報公開制度は全く骨抜きにされてしまう。

### (2) 諮問庁が法5条5号に該当するとしている文書について

法5条5号は、厳格に解さなければ行政が秘密主義に陥ってしまう。公務員の公務に関する意見に、国民に知られるといけないようなものは原則としてないはずである。公にすると、率直な意見の交換ができないとか、意思決定の中立性が損なわれるという具体的な場合を想定することは困難である。これは、よほど特殊な場合であると考えられる。具体的にどのようなおそれがあるかを説明すべきである。

### (3) 諮問庁が法5条1号に該当するとしている文書について

法5条1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定する。本件の情報は、個人に関する情報ではない。登記所の統廃合に関する情報は、公益に関する情報である。

個人のプライバシーの保護は重要であるが、個人といえども公的立場で公益に関する活動、意見の発表をした場合は、一定の範囲で責任ある立場にあることがあり、匿名が許されない場合がある。これは具体的な場合に応じてそれぞれ判断されなければならない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件行政文書について

奈良地方法務局においては、同局管内の吉野出張所を五条支局に統合することとして、平成11年9月から地元関係者に対しての説明を開始し、現在も引き続き説明を行っているところであるが、審査請求人が開示請求をした「奈良地方法務局吉野出張所の統廃合に関する一切の文書」とは、この統廃合に関するすべての文書を指しているものと認められる。

処分庁は、本件開示請求の対象文書17件を特定し、そのうち、3件を除く本件行政文書14件については、不開示情報が含まれていることから、その部分を不開示としたものであるが、原決定には以下のとおり理由があり、その処分に違法はない。

2 不開示情報該当性

(1) 本件行政文書①について

不開示とした部分は、過去において関係者と折衝した際に入手した情報及び今後予想される動向についての情報を記載した部分であり、これを開示した場合には、今後、関係者の率直で自由闊達な意見を損ない、それらの意見を参考に実施している登記所適正配置の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当する。

(2) 本件行政文書②、④及び⑥から⑭までについて

不開示とした部分は、登記所適正配置に係る国の機関及び地方公共団体内部又は相互間における審議・検討又は協議に関する情報を記載した部分であり、公にすることにより率直な意見や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するとともに、これを開示した場合には、それらの意見を踏まえて実施している登記所適正配置事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号にも該当する。

(3) 本件行政文書③及び⑤について

不開示とした部分は、関係者団体と折衝した情報を記載した部分であり、これらを開示した場合には、今後、関係者の率直で自由闊達な意見を損ない、それらの意見を参考に実施している登記所適正配置の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当する。

(4) 法5条1号該当性

本件行政文書②、④、⑤、⑨、⑪及び⑬においては、個人の押印又は記名に関する部分も不開示としたが、これらは、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当する。

なお、一定職以上の公務員については、その役職・氏名が大蔵省印刷

局が発行している職員録等で既に公にされていることから、同号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報と認定し、それらの者の押印又は記名については開示している。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成13年10月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月3日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成14年1月11日 本件行政文書の見分及び審議
- ⑤ 同月18日 審議
- ⑥ 同年2月26日 審議
- ⑦ 同月28日 審査請求人及び補佐人からの口頭意見陳述の聴取
- ⑧ 同年3月12日 審議
- ⑨ 同月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 登記所の適正配置について

登記制度は、明治中期に創設されたものであるが、登記所の配置については、当時の交通事情を前提として、利用者が1日で往復することができるようにとの方針により、全国に数多く配置されていた。しかし、道路交通事情を含む社会経済情勢が大きく変化し、配置の再検討の必要性が認識されることとなり、昭和47年9月には、法務大臣から諮問を受けた民事行政審議会が、登記所の整理統合の基準について答申を出し、以後、この答申及び数次にわたる閣議決定に基づき、小規模登記所の整理統合を中心とした適正配置が実施されてきた。

その後、基準の見直しと統廃合の一層の推進が必要であると考えられ、平成7年7月には、民事行政審議会から、登記所の適正配置の新たな基準について答申が出された。

そして、平成11年1月に決定された「中央省庁等改革に係る大綱」において、法務局及び地方法務局の支局・出張所の整理統合を実施することとされたことを踏まえ、同年4月には、「中央省庁等改革の推進に関する方針」により、上記支局・出張所については、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則って整理統合を進め、平成17年度ころまでに、同答申時の配置箇所数（1003箇所）のおおむね半分程度までの縮減を図ることとされた。

ところで、法務局の配置については、登記事務を始めとするその所掌事

務の多くが地域住民と密接な関係を有するものであることから、その利便に配慮する必要があり、同答申にも記載されているように、「地域住民に対し、登記所の適正配置の趣旨及び目的について十分説明をして、その理解と協力を求めるとともに、統合後における登記所の位置等具体的な実施方法については、地域住民の意見をできるだけ尊重すること」が求められている。

これを踏まえ、法務省では、統廃合予定時期のおおむね1年ないし1年半前から、地域住民の代表である地方自治体の長や司法書士会・土地家屋調査士会等の関係者への説明を開始することとしている。

## 2 吉野出張所の統廃合計画について

奈良地方方法務局においては、上記の適正配置の基本方針の下に、同局管内の吉野出張所を五条支局に統廃合する計画が策定され、平成11年9月から、地元関係者に対する説明が開始され、現在も継続中であり、その統廃合は実施されていない。

なお、同局管内では、平成9年に、十津川出張所が五条支局に統合されたほか、旧吉野及び下北山出張所が旧大淀出張所に統合され、これが吉野出張所と改称されている。

## 3 不開示情報該当性について

### (1) 法5条6号該当性

ア 登記所の統廃合に当たっては、上記のとおり、地域住民の理解と協力を求める必要があり、そのためには、まず、地方自治体の長その他の関係者と行政当局との間において、意見交換を十分に行うことが重要であるが、登記所の統廃合が地域住民の生活に密接な関係を有するがゆえに、利害の対立が鮮明に現れるものと考えられ、このような折衝過程における関係者の具体的な発言の内容に対しては、様々な立場の者から様々な意見や批判等が提示されることが予測される。

もっとも、行政当局と折衝を行う関係者は、一定の公的な立場にある者であるから、必要に応じ、地域住民等に対し、行政当局の説明内容を伝達し、自らの考えを表明することなどによって、当該地域住民等の意見の集約を図ることが求められることもあり得るものと考えられる。しかしながら、行政当局との折衝自体については、公開は全く予定されておらず、当該関係者においては、自己の基本的な立場さえその時点で確立されていない場合もあり得ることにかんがみると、その場での率直かつ自由闊達な意見交換を通じて、相互に理解と信頼を深めることが肝要であって、そのような率直で自由な意見交換を行う

ことのできる環境の確保については、慎重な配慮が求められるものと言ふべきである。そして、そのような折衝を記録した文書の開示については、具体的に記載された情報の性質や内容如何によっては、今後における率直で自由な意見の交換が損なわれるおそれがあると認められる場合があることは否定し得ない。

イ 当審査会において、本件各行政文書を見分した結果、その記載内容については以下のとおりであると認められる。

すなわち、本件行政文書①において不開示とされた部分には、奈良地方法務局管内の過去における統廃合時に行われた関係者との折衝の際に得られた当該関係者の発言内容等の具体的な情報及びこれらの情報に基づいて分析された今後の統廃合計画の推進過程で予想される動向が記載されており、また、本件行政文書②から④までにおいて不開示とされた部分（法5条1号に該当するとして不開示とされた部分を除く。）には、関係地方自治体の長、司法書士会・土地家屋調査士会の関係者等との折衝の際の発言内容が詳細かつ具体的に記載されている。そして、これらに記載された発言内容等は、もともと公表が予定されたものではないことから、極めて率直かつ忌憚のないものであって、その際の自由な意見交換の状況が如実に示されているものと認められる。

このような当該情報の性質や記載内容に照らすと、当該不開示部分が開示された場合には、当該関係者に対し、様々な立場の者から様々な意見や批判等が提示され、あるいは、当該関係者がそのような意見や批判等を予測し、発言を制御することなどが十分に考えられ、その結果、今後行われるべき折衝の際に、これら関係者との間の率直で自由な意見の交換が損なわれるおそれがあるとともに、そもそも、そのような折衝自体を行ない得ない状況に陥るおそれも認められる。

そして、そのことが、ひいては、関係者との十分な意見交換を行った上でそれらを参考にしつつ適切に実施されるべき登記所適正配置事務の適正な遂行に支障を及ぼすことにつながるものと認められるところであって、当該不開示部分に記載された情報は、法5条6号に該当するものと認められる。

よって、当該不開示部分については、法5条5号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

(2) 法5条1号該当性

諸問庁が法5条1号に該当するとして不開示とした部分には、本件行

政文書②及び⑨については公務員の姓が記された印影が、本件行政文書④及び⑬については折衝に出席した司法書士又は行政書士の氏名及び地域名等が、本件行政文書⑤については折衝に出席した職員組合に所属する者の氏名及び肩書きが、本件行政文書⑩については公務員の姓が記された印影及び折衝の相手方の氏名が、それぞれ記載されている。

これらの情報は、いずれも、個人に関する情報であって、そこに記載された氏名等により特定の個人を識別することができるものと認められる。そして、この中には、公務員に関するものも含まれているが、当該公務員の氏名については、財務省（大蔵省）印刷局編の職員録はもとより、その他の行政機関により作成され、又は行政機関が公にされることを前提に提供した情報を基に作成された刊行物等にも掲載されておらず、その他に法5条1号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認めるに足りる資料もない。また、公務員以外の者に関する情報についても、同様に同号ただし書イに該当するとは認められない。

よって、これらの情報については、法5条1号に該当し、不開示が妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件一部開示決定は妥当なものと認められ、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 答申に関与した委員

藤井籠子，秋山幹男，藤田宙靖

## 裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律 (ADR法)

(平成16年12月1日法律第151号)

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 認証紛争解決手続きの業務

第一節 民間紛争解決手続きの業務の認証(第五条 第十三条)

第二節 認証紛争解決事業者の業務(第十四条 第十九条)

第三節 報告等(第二十条 第二十四条)

第三章 認証紛争解決手続きの利用に係る特例(第二十五条 第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条 第三十一条)

第五章 罰則(第三十二条 第三十四条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続きの業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。
- 二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。
- 三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。
- 四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

(基本理念等)

**第三条** 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

2 裁判外紛争解決手続を行う者は、前項の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(国等の責務)

**第四条** 国は、裁判外紛争解決手続の利用の促進を図るため、裁判外紛争解決手続に関する内外の動向、その利用の状況その他の事項についての調査及び分析並びに情報の提供その他の必要な措置を講じ、裁判外紛争解決手続についての国民の理解を増進させるように努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、裁判外紛争解決手続の普及が住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、国との適切な役割分担を踏まえつつ、裁判外紛争解決手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

## 第二章 認証紛争解決手続の業務

### 第一節 民間紛争解決手続の業務の認証

(民間紛争解決手続の業務の認証)

**第五条** 民間紛争解決手続を業として行う者(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる。

(認証の基準)

**第六条** 法務大臣は、前条の認証の申請をした者(以下「申請者」という。)が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

- 一 その専門的な知見を活用して和解の仲介を行う紛争の範囲を定めていること。
- 二 前号の紛争の範囲に対応して、個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること。
- 三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。
- 四 申請者の実質的支配者等(申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。)又は申請者の子会社等(申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。)を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。
- 五 手続実施者が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。
- 六 民間紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。
- 七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。
- 八 紛争の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式を定めていること。
- 九 申請者が紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて民間紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。
- 十 民間紛争解決手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。
- 十一 民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

- 十二 紛争の当事者が民間紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。
- 十三 手続実施者が民間紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該民間紛争解決手続を終了し、その旨を紛争の当事者に通知することを定めていること。
- 十四 申請者(法人にあってはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあってはその代表者又は管理人)、その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。
- 十五 申請者(手続実施者を含む。)が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが著しく不当なものでないこと。
- 十六 申請者が行う民間紛争解決手続の業務に関する苦情の取扱いについて定めていること。  
(欠格事由)

**第七条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 民間紛争解決手続の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 五 この法律又は弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 六 第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者
- 七 認証紛争解決事業者で法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第九号、次条第二項第一号、第十三条第一項第三号及び第十七条第三項において同じ。)であるものが第二十三条第一項又は第二項の規定により認証を取り消された場合において、その取消の日前六十日以内にその役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人。第九号において同じ。)であった者でその取消の日から五年を経過しないもの
- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの
- 十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- 十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者  
(認証の申請)

**第八条** 第五条の認証の申請は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名
  - 二 民間紛争解決手続の業務を行う事務所の所在地
  - 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 法人にあっては、定款、寄付行為その他の基本約款を記載した書類
  - 二 その申請に係る民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法を記載した書類

三 その申請に係る民間紛争解決手続の業務に関する事業報告書又は事業計画書  
四 申請者の財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書その他の当該申請に係る民間紛争解決手続の業務を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類であつて法務省令で定めるもの

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める書類

3 第五条の認証の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(認証に関する意見聴取)

**第九条** 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

2 法務大臣は、第五条の認証をしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。)の有無について、警察庁長官の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項に規定する処分又は決定をしようとする場合には、法務省令で定めるところにより、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聴かなければならない。

(認証審査参与員)

**第十条** 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに関し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。

2 認証審査参与員は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者に直接問いを発することができる。

3 認証審査参与員は、民間紛争解決手続に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

4 認証審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 認証審査参与員は、非常勤とする。

(認証の公示等)

**第十一条** 法務大臣は、第五条の認証をしたときは、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所を官報で公示しなければならない。

2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 認証紛争解決事業者でない者は、その名称中に認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、認証紛争解決事業者であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(変更の認証)

**第十二条** 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更の認証を受けようとする者は、法務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、変更後の業務の内容及びその実施方法を記載した書類その他法務省令で定める書類を添付しなければならない。
  - 4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、それぞれ準用する。  
(変更の届出)
- 第十三条** 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があったときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
- 一 氏名若しくは名称又は住所の変更
  - 二 認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更
  - 三 法人にあっては、定款、寄付行為その他の基本約款(前二号に掲げる変更に係るものを除く。)の変更
  - 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項の変更
- 2 法務大臣は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

## 第二節 認証紛争解決事業者の業務

(説明義務)

- 第十四条** 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提供して説明をしなければならない。
- 一 手続実施者の選任に関する事項
  - 二 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項
  - 三 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
  - 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項  
(暴力団員等の使用の禁止)
- 第十五条** 認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務に従事させ、又は業務の補助者として使用してはならない。  
(手続実施記録の作成及び保存)
- 第十六条** 認証紛争解決事業者は、法務省令で定めるところにより、その実施した認証紛争解決手続に関し、次に掲げる事項を記載した手続実施記録を作成し、保存しなければならない。
- 一 紛争の当事者との間で認証紛争解決手続を実施する契約を締結した年月日
  - 二 紛争の当事者及びその代理人の氏名又は名称
  - 三 手続実施者の氏名
  - 四 認証紛争解決手続の実施の経緯
  - 五 認証紛争解決手続の結果(認証紛争解決手続の終了の理由及びその年月日を含む。)
  - 六 前各号に掲げるもののほか、実施した認証紛争解決手続の内容を明らかにするため必要な事項であって法務省令で定めるもの  
(合併の届出等)
- 第十七条** 認証紛争解決事業者は、次に掲げる行為をしようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
- 一 当該認証紛争解決事業者が消滅することとなる合併(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、合併に相当する行為。第三項において同じ。)

- 二 認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部の譲渡
  - 三 当該認証紛争解決事業者を分割をする法人とする分割でその認証紛争解決手続の業務に係る営業又は事業の全部又は一部を承継させるもの
  - 四 認証紛争解決手続の業務の廃止
- 2 法務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。
  - 3 第一項各号に掲げる行為をした者(同項第一号に掲げる行為にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人)は、その行為をした日に認証紛争解決手続が実施されていたときは、当該行為をした日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該行為をした旨及び第十九条の規定により認証がその効力を失った旨を通知しなければならない。  
(解散の届出等)
- 第十八条** 認証紛争解決事業者が破産及び合併以外の理由により解散(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、解散に相当する行為。以下同じ。)をした場合には、その清算人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人であつた者。次項において同じ。)は、当該解散の日から一月以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の清算人は、当該解散の日認証紛争解決手続が実施されていたときは、その日から二週間以内に、当該認証紛争解決手続の当事者に対し、当該解散をした旨及び次条の規定により認証がその効力を失った旨を通知しなければならない。
  - 3 前条第二項の規定は、第一項の規定による届出があつた場合について準用する。  
(認証の失効)
- 第十九条** 次に掲げる場合においては、第五条の認証は、その効力を失う。
- 一 認証紛争解決事業者が第十七条第一項各号に掲げる行為をしたとき。
  - 二 認証紛争解決事業者が前条第一項の解散をしたとき。
  - 三 認証紛争解決事業者が死亡したとき。

### 第三節 報告等

(事業報告書等の提出)

- 第二十条** 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、法務省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。  
(報告及び検査)

**第二十一条** 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、第二十三条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合には、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者に対し、当該業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証紛争解決事業者の事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(勧告等)

**第二十二条** 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合において、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該認証紛争解決事業者に対し、期限を定めて、当該業務に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 法務大臣は、前項の勧告を受けた認証紛争解決事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該認証紛争解決事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(認証の取消し)

**第二十三条** 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

- 一 第七条各号(第六号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
  - 二 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けたとき。
  - 三 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わないとき。
- 2 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。
    - 一 その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が第六条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
    - 二 認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識若しくは能力又は経理的基礎を有するものなくなったとき。
    - 三 この法律の規定に違反したとき。
  - 3 法務大臣は、前二項の規定による認証の取消しをしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。)又は第十五条の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。
  - 4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。
  - 5 第一項又は第二項の規定により認証の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があった旨を通知しなければならない。
  - 6 第九条第一項及び第三項の規定は、第二項の規定により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について準用する。  
(民間紛争解決手続の業務の特性への配慮)

**第二十四条** 法務大臣は、第二十一条第一項の規定により報告を求め、若しくはその職員に検査若しくは質問をさせ、又は第二十二条の規定により勧告をし、若しくは命令をするに当たっては、民間紛争解決手続が紛争の当事者と民間紛争解決手続の業務を行う者との間の信頼関係に基づいて成り立つものであり、かつ、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力が尊重されるべきものであることその他の民間紛争解決手続の業務の特性に配慮しなければならない。

### 第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例

(時効の中断)

**第二十五条** 認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものとみなす。

- 2 第十九条の規定により第五条の認証がその効力を失い、かつ、当該認証がその効力を失った日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が第十七条第三項若しくは第十八条第二項の規定による通知を受けた日又は第十九条各号に規定する事由があったことを知った日のいずれか早い日(認証紛争解決事業者の死亡により第五条の認証がその効力を失った場合にあつては、その死

亡の事実を知った日)から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

- 3 第五条の認証が第二十三条第一項又は第二項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日に認証紛争解決手続が実施されていた紛争がある場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者が同条第五項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知った日のいずれか早い日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止)

**第二十六条** 紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において認証紛争解決手続が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、当該紛争の当事者間に認証紛争解決手続によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(調停の前置に関する特則)

**第二十七条** 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第二十四条の二第一項の事件又は家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)第十八条第一項の事件(同法第二十三条の事件を除く。)について訴えを提起した当事者が当該訴えの提起前に当該事件について認証紛争解決手続の実施の依頼をし、かつ、当該依頼に基づいて実施された認証紛争解決手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合においては、民事調停法第二十四条の二又は家事審判法第十八条の規定は、適用しない。この場合において、受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付することができる。

## 第四章 雑則

(報酬)

**第二十八条** 認証紛争解決事業者(認証紛争解決手続における手続実施者を含む。)は、紛争の当事者又は紛争の当事者以外の者との契約で定めるところにより、認証紛争解決手続の業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

(協力依頼)

**第二十九条** 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(法務大臣への意見)

**第三十条** 警察庁長官は、認証紛争解決事業者について、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあつては、同条第八号に係るものに限る。)又は第十五条の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該認証紛争解決事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

(認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表)

**第三十一条** 法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所、当該業務を行う事務所の所在地並びに当該業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものについて、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

## 第五章 罰則

**第三十二条** 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けた者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第十五条の規定に違反して暴力団員等とその認証紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第十二条第二項の申請書若しくは同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第三項の規定に違反した者

**第三十三条** 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

**第三十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十三条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十六条の規定に違反して手続実施記録を作成せず、若しくは虚偽の手続実施記録を作成し、又は手続実施記録を保存しなかった者

四 第十七条第三項、第十八条第二項又は第二十三条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五 第二十条の規定に違反して事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは収支計算書若しくは損益計算書を提出せず、又はこれらの書類に虚偽の記載をして提出した者

六 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第二十二条第二項の規定による命令に違反した者

2 認証紛争解決事業者(法人にあってはその代表者、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「事業者」という)にあってはその代表者又は管理人)、その代理人、使用人その他の従業者が第二十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、五十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 第九章 法律事務の取扱いに関する取締り

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第七十三条 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士の虚偽標示等の禁止)

第七十四条 弁護士又は弁護士法人でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

3 弁護士法人でない者は、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

## 参考文献

## 参考文献

### < 外国語文献 >

American Arbitration Association, American Bar Association, and Association of Conflict Resolution. (2005). *Model Standards of Conduct for Mediators*. (adopted in September 2005)

<http://www.acrnet.org/pdfs/ModelStandardsOfConductForMediatorsfinal05.pdf>

CDR Associates. (2005). *Operating Protocol and Groundrules for the Facilitation of an Intergovernmental and Stakeholder Process to Develop Agreement on a “Spring Rise” Proposal*. (June 1, 2005).

Consensus Building Institute. (2001) ステークホルダーヒアリング依頼状の例. (March, 2001)

Creighton, J. (1998). *Acting As A Conflict Conciliator*. In Creighton, J., Priscoli, J. and Dunning, M., (Eds.). *Public Involvement Techniques: A Reader of Ten Years Experience at the Institute of Water Resources*. IWR Report 82-R1, U.S. Army Institute for Water Resources. <http://www.iwr.usace.army.mil/iwr/pdf/pifirst.pdf>

International Bar Association. (2004). *IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration*. (Approved on 22 May 2004 by the Council of the International Bar Association) <http://www.ibanet.org/images/downloads/guidelines%20text.pdf>

Minnesota Department of Transportation, Wisconsin Department of Transportation, and Federal Highway Administration. (2003) *2003 Amended Scoping Document and 2003 Amended Draft Scoping Decision Document: St. Croix River Crossing*. (November, 2003).

<http://www.dot.state.mn.us/metro/projects/stcroix/pdfs/2003-AmendeScopingDoc103003.pdf>

Oregon Department of Justice. (2001). *Collaborative Dispute Resolution Pilot Project*. (A Report Submitted January 30, 2001 to The Honorable Gene Derfler Senate President The Honorable Mark Simmons House Speaker and Honorable Members of the Legislature Pursuant to Oregon Laws Chapter 670, Section 17.)  
<http://www.doj.state.or.us/adr/pdf/gen74031.pdf>

Susskind, L., McKernan, S., and Thomas-Larmer, J. (Eds) (1999) *The Consensus Building Handbook*. Sage Publications.

Susskind, L., Amundsen, O. and Matsuura, M. (1999) *Using Assisted Negotiation to Settle Land Use Disputes: A Guidebook for Public Officials*. Lincoln Institute of Land Policy.

Susskind, L. van der Wansem, M., and Ciccarelli, A. (2000) *Mediating Land Use Disputes: Pros and Cons*. Lincoln Institute of Land Policy.

U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution. (n.d.). *National Roster for Environmental and Dispute Resolution and Consensus Building Professionals: Roster Removal Procedure*. [http://www.ecr.gov/roster\\_rem.htm](http://www.ecr.gov/roster_rem.htm)

U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution. (n.d.). *Roster Entry Criteria*. [http://www.ecr.gov/r\\_entry.htm](http://www.ecr.gov/r_entry.htm)

U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution. (n.d.). *Roster for ECR Practitioners , Sample Practitioner Profile*.

U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution. (2004). *Preliminary Report on ECR Performance: A Multi-Agency Evaluation Initiative*. (April 23, 2004)

< 日本語文献 >

青山善充「第8編 仲裁手続」(1995)「新・判例コンメンタール民事訴訟法6 上訴・再審・督促手続・手形訴訟・執行停止・仲裁(360条~805条)」三省堂

石井昇(1997)「行政上の法律関係における和解 - その許容性と有効性 - 」甲南法学 37 卷3号(平成9年4月発行)

宇賀克也(2000)「アメリカ行政法 第2版」弘文堂

大橋真由美 (1999) 「米国連邦政府の行政機関による ADR の利用 - 1990 年行政紛争解決法と 1996 年行政紛争解決法を中心に - (上)、(下)」 (自治研究第 75 巻 12 号 pp. 120-129、第 76 巻 4 号 pp.96-115)

松浦馨 「裁判上の和解」 (1963) 「契約法体系 V 特殊の契約 ( 1 )」 有斐閣

国土交通省国土交通政策研究所 (2005) 「社会資本整備における第三者の役割に関する研究」 (2005 年 1 月) 国土交通政策研究代 43 号  
<http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk43.pdf>

日本弁護士連合会調査室編著 (2003) 「条解弁護士法 第 3 版」 弘文堂

畠山武道 (1983) 「京都市古都保存協力税について」 ジュリスト 786 号 pp.26-31 有斐閣

林修三他著 (1986) 「法令用語辞典第 6 次改訂版」 学陽書房

#### < WWW Sites >

Association for Conflict Resolution: <http://www.acrnet.org/>

CDR Associates: <http://www.mediate.org/>

Consensus Building Institute: <http://www.cbuilding.org/>

Creighton and Creighton: <http://www.creightonandcreighton.com/>

International Bar Association: <http://www.ibanet.org/>

Oregon Department of Justice: <http://www.doj.state.or.us/>

St. Croix River Crossing Project: <http://www.dot.state.mn.us/metro/projects/stcroix/index.html>

U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution: <http://www.ecr.gov/>

U.S. Army Institute for Water Resources: [www.iwr.usace.army.mil/](http://www.iwr.usace.army.mil/)

## 研究会発表資料

1. 我が国におけるP I・C Bについて [第1回山中委員発表資料]
2. 社会資本整備に関連するメディエーション（コンセンサス・ビルディング）  
[第2回松浦委員発表資料]
3. NPO日本メディエーションセンター（JMC）の紹介 [第2回大澤委員発表資料]

## 我が国におけるPI・CBについて

徳島大学工学部建設工学科  
山中 英生

社会資本整備における合意形成円滑化のための  
メディエーション導入に関する研究会  
平成17年度 第1回 2005.12.7

1

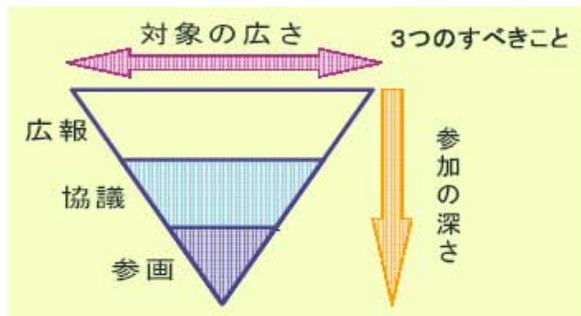
## PI: パブリックインボルブメント

- 公共事業の円滑な進捗を図るため、市民等の意向を十分に把握し、計画に反映させるための仕組み(2001道路計画合意形成研究会)
- 基本計画決定までの手続きの透明性、客観性、公正さを確保するためには、計画の早い段階、すなわち構想段階から、情報を公開し、計画の必要性、行政が提示した基本計画原案の妥当性等に関する市民、関係する地方公共団体等の意見を把握し、合意形成を図る手続き(PI(市民参画)プロセス)を導入することが必要である。
- PIプロセスにおける透明性、客観性、公正さを保つためには、行政以外の中立的な第三者の関与が有効であり、この第三者としては、わが国におけるPIの実施事例、欧米諸国での事例等から、学識経験者等からなる委員会などの第三者機関が望ましい。

2

# PI : パブリック・インボルブメントとは？

社会的課題に対して幅広い人々の貢献を促すこと  
Public 関係者



3つの成果  
合意形成と紛争解決の支援  
目標達成の支援  
質的向上と愛着形成

広報 : information	情報の共有	関心の喚起
協議 : consultation	相談・意見の場	多様な関与促進
参画 : participation	少人数共同作業	集団意思決定

Chap.7 Guidelines for Developing Urban Strategies UK by Peter Jones

## 1. 広報 情報の交流・共有

ミニコミ誌・新聞・パンフ・集会

- 1) 検討を始めること
- 2) プロセスと予定
- 3) 要望や参画の可能性と時期
- 4) 各プロセスでの決定内容
- 5) 各プロセスでの審議



ニュースレター



## 2. 協議

### 多様な人々の積極関与を促す

アンケート シンポジウム 公開討論会

- 1) 事業目的、解決すべき問題は？
- 2) 目的のための手段のセットは？
- 3) 種々の手段への賛否は？
- 4) 最終的な代替案に対する賛否は？



淀川河川整備計画 琵琶湖・丹生ダム説明会 2004 8.24



5

## 3. 参画

### 少数人による共同プログラム

対話集会 ワークショップ

- 1) 共同で考える前提条件は？
- 2) 検討の目標を合意する
- 3) 解決したい問題の順位づけ
- 4) 使える手段の絞り込み
- 5) 具体的方策案の作成
- 6) 推奨案の決定



委員会



ワークショップ

6

## PIの形態 行政主体型

- 主流を占める形式
  - 行政が協議会を設置
    - 市民、利害代表、学識者が依頼されて参加
  - 運営は行政＋支援コンサルタント
    - 意見収集、集約整理
    - 公表、広報、情報整理が支援コンサルの主要役目
  - 学識・専門家が第三者的役割を担う
    - 事実確認、科学的予測、社会的評価
    - 意見代表、分野的利害の代表者としての役割＜中立性
  - 課題
    - 紛争、利害対立には解決の運営能力、中立性の不足

7

## PIの形態 協働型

- まちづくり、都市マスなどで誕生
  - 協議会を設置 行政支援・市民主体
    - 市民組織、利害関係者へよびかけ、委員公募など
    - 学識者の多くは依頼されて参加
  - 運営は市民が中心
    - 意見収集、集約整理も市民が行う。
    - 学識者らも協力
    - 支援コンサルタント 行政の財政負担がある場合のみ
  - 第三者的役割を協議会が担う
    - 事実確認、科学的予測、社会的評価
    - 合意事項、決定事項を公表する。
  - 課題
    - 事務能力、参加広報運営能力の不足

8

## PIの形態 第三者運営型

- 環境紛争、河川整備計画などで試行
  - 第三者組織＝学識者・(地域組織代表) 行政設置
    - 準備会による設立 候補、推薦、公募
    - 学識者、利害代表の組織
  - 運営は第三者組織＋支援コンサルタントが中心
    - 意見収集、集約整理は第三者の会議体が行う。
    - 支援コンサルタントは第三者組織に協力
    - 事実確認、科学的予測、社会的評価
    - 合意事項、決定事項を公表
  - 協議会＝市民意見収集の場
    - 一般市民は上記第三者組織に意見を述べる
  - 課題 紛争事案に対応 が、
    - 中立組織の調停能力の不足
    - 長期化、コスト増加

9

## CBプロセスによる 交通安全検討会設立の試み

10

## 土木学会四国支部における合意形成技術の調査研究

- 平成9～11年度「社会資本整備の進め方研究会」
  - PI事例調査、海外・国内の情報収集。
    - 感性工学「住民参加の評価尺度の提案」
    - PCM手法を導入した参加型計画の検討
- 平成12～13年度「四国における市民参加型公共事業の進め方に関する研究会」
  - ガイドライン作成 PI事例調査(108件)PI達成度チェックリスト提案
- 平成14～16年度 土木技術者のための合意形成技術の教育方法に関する調査研究会
  - 米国におけるCB教育プログラム
    - コンセンサスビルディング研修セミナー 2004.8
- 平成17～19年度 土木技術者における合意形成運営技能の評価方法に関する調査研究会

11

## 事例の概要

- 目的
  - CB手法の有効性を事例によって検討する
  - 短期的、利害関係者の地域性が限定される事業
  - 沿道事業者、交通管理者、道路管理者、交差点利用者のコンフリクト
- 対象 「国道11号北常三島町交差点」
  - 事故危険箇所(平成15年指定)交差点、
  - 市民関心が高い 最大交通11号、市民病院
  - 事故対策が決定していない

12

## 北常三島町交差点の状況①

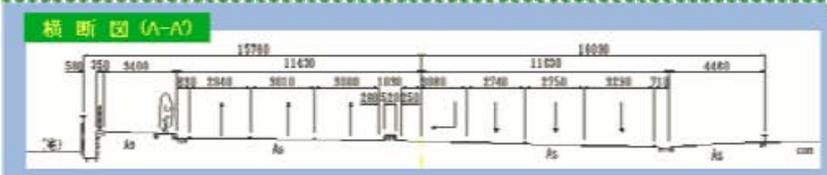
位置図



平面図

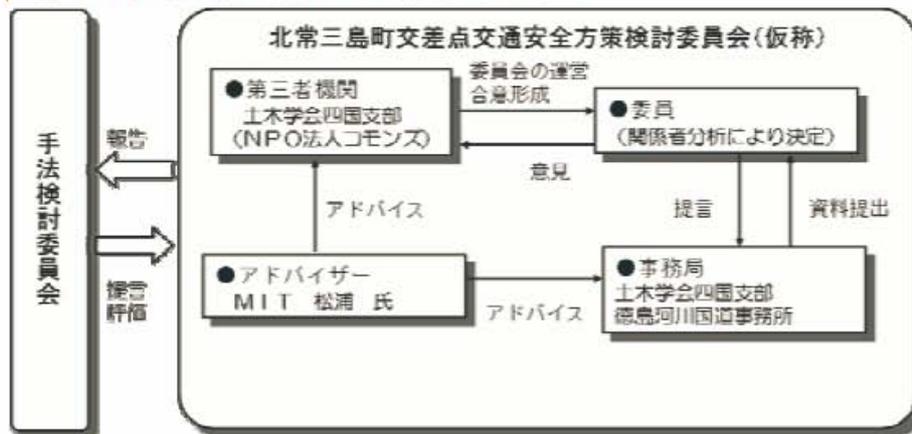


横断面図 (A-A)

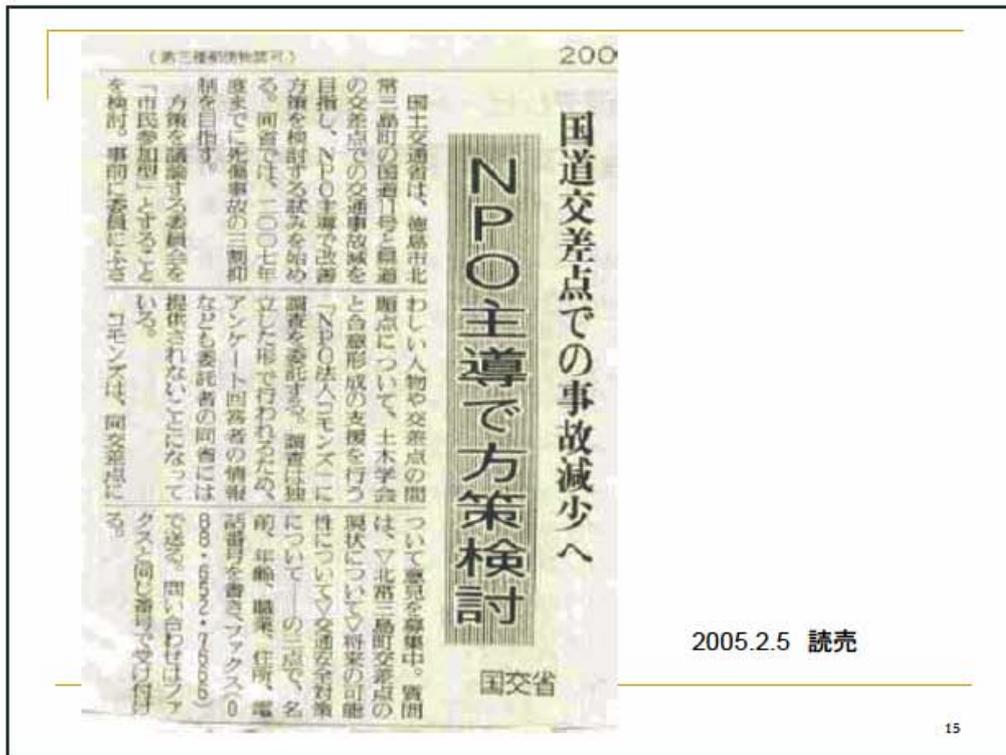


13

## 事例検討体制及び役割分担



第三者機関	委員	事務局
関係者分析の実施、評価、検討委員会の運営、合意形成案のとりまとめ	事故削減方策についての検討	委員会資料の作成、提出、委員会への参加、提言内容に基づく事業の実施



15

## 事例検討におけるCB手法の適用

- 関係者分析
  - 第三者機関により関係者分析(芋づる式関係者選定)を実施
  - 関係者を集めた委員会を開催の可能性
  - 委員会を開催する場合に推薦される委員
  - 委員会の審議プロセスを報告書に取りまとめ、公表する。
- 事例検討委員会の運営
  - 第三者機関による委員会を運営
  - 委員全員の合意をとりまとめ、事業主体に提案
  - 必要に応じて、共同事実確認を実施

16

## 関係者分析調査 最終報告書

### ■ 調査目的

- 北常三島町交差点(徳島市)の改善方策検討委員会の開催のための委員候補者、検討課題把握、委員会運営方式の検討。

### ■ 関係者聞き取り調査について

- 北常三島町交差点関係者(車両運転関係者、近隣住民・学校等、近隣事業所、行政機関) 54名に直接ヒアリング調査を実施
- 当初のリステイング21名 芋づる型 2回サイクル 期間3週間
- 新聞折り込み・ホームページ・新聞記事により一般の意見募集を実施し、合計22名の意見を収集(FAX、電話)
- 76名からの200項目以上の意見・問題点を整理した、予備報告書を作成、聞き取り者に送付して内容確認を実施。

17

## 関係者分析調査(最終報告書)(3)

### ■ 委員会開催のための提言

- 関係者分析により、対立がみられる利害関係も若干存在する
- 関係者間の対話で、小規模でも納得できる改善方策の可能性
- 「北常三島町交通安全方策検討委員会」を第三者機関が運営する市民参加型委員会のモデルケースとして実施することを提案。

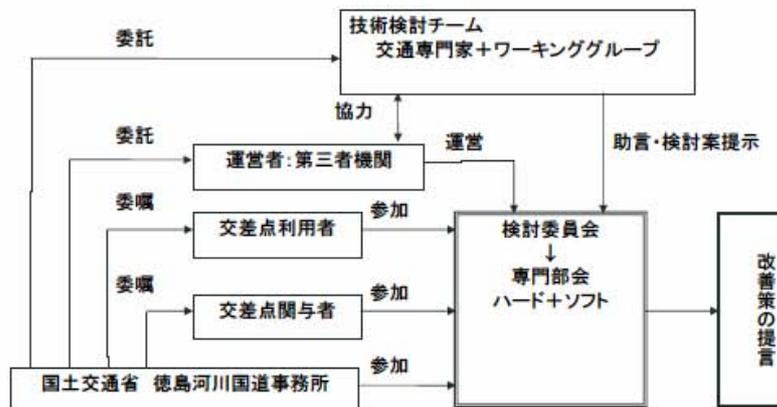
### ■ 検討委員会の構成メンバー

- 交差点を利用する者
- 交差点における道路管理、交通管理者
- 第三者機関を運営者
- 第三者機関が推薦する交通工学等の技術的専門知識に関するアドバイスを第三者的立場から行う「技術検討チーム」を別途設置する
- 検討プロセス及び検討委員会規約(案)を提案

18

## 関係者分析調査(最終報告書)について(4)

### ■ 提案された委員会の枠組み

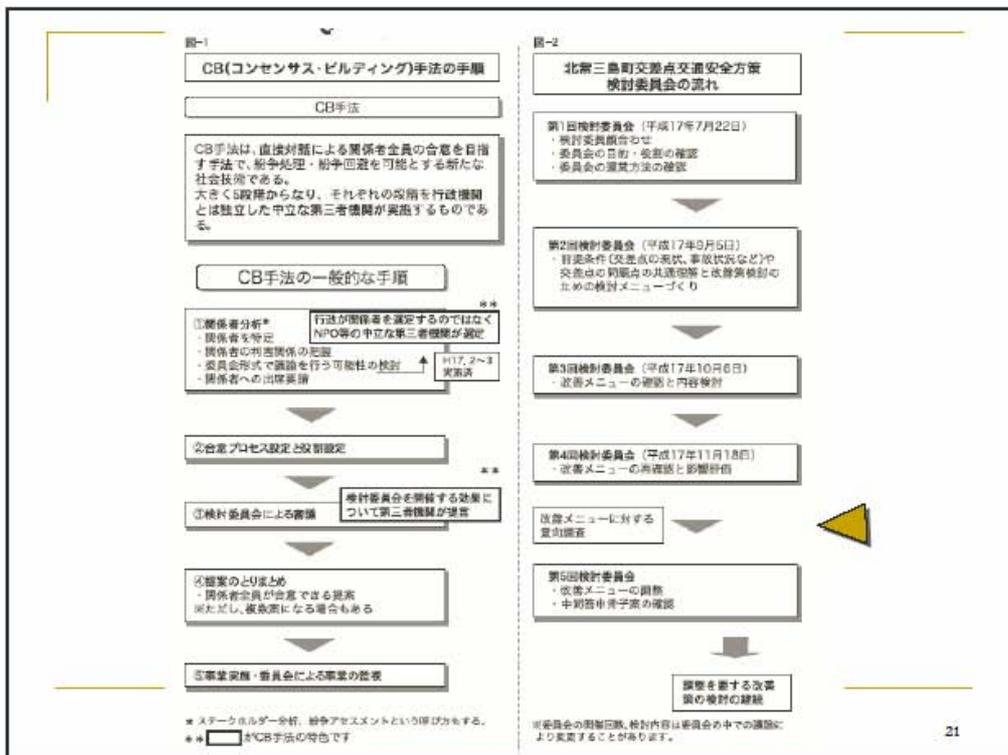


19

## 事例検討の流れ

- 平成16年度 関係者分析
  - H16.12 関係者分析内容の検討
  - H17.1.25~2.15 関係者分析
  - H17.1.31 意見募集の記者発表
  - H17.3.1~10 予備報告書の送付・確認
  - H17.3.17 最終報告書提出
  - H17.3.24 検討準備会 招集者・第3者・技術検討チーム
    - 委員候補選定、審議プロセス選定
- 平成17年度 委員会運営
  - H17.7.6 検討会開催準備打ち合わせ
    - 委員就任依頼、第1回開催内容の決定
  - H17.7.22 第1回検討会の開催
    - 委員21名 近隣住民4名 沿道事業者3名 関係団体8名 行政6名
    - 委員会の目的、役割、規約、運営方針の承認
    - 運営主体としてNPO commonsを承認

20



## 事例における課題

### ■ 第三者機関の認知・選定・承認

徳島の事例では、テレビ報道されたこともあり、一般の関係者には違和感は少なかったが、行政機関の難色が大きかった。

委託者との契約上の課題 業者選定課題 学会が委員会を主催し  
 コモンズを推薦→委員会で承認

個人情報守秘義務 委託者—学会—コモンズ それぞれ守秘義務  
 規定を契約に添付した。

### ■ 関係者の抽出は十分できるか？

委託者が提示した関係者21名から芋づる式ヒアリング調査54名実施  
 記者発表資料(新聞・テレビ報道あり)、新聞折り込みちらしにより意見  
 募集→22名より意見把握

76名の関係者分析調査 他の事例と比べても十分では？

## 事例における課題

- 検討委員会の委員の人選について

関係者分析対象者(もしくは $\pm\alpha$ )から事例検討委員会の委員を人選する際の公平性、客観性を担保した人選については課題が残っている。

第三者が利害代表を選定し、不服を言えることで成立できるか？

- 検討委員会の審議について

安全対策のリスクコミュニケーションのしくみと利害交渉の組み合わせのため、建築系を主体としたファシリテータで十分こなせていたかに課題が残る。ファシリテータの専門的知識、経験の要件について検討が必要。

23

## PI 手法の特徴

- 不特定な対象

- 公平な参加機会

- 事業推進者が運営の主体的役割

- 関与者＝貢献者の増大を計る

- 公共的意識の醸成をねらう

- ファシリテーション＝会議運営の役目を果たす中立者が重宝されている。

紛争・対立の内在する案件＝事務局、専門家の中立性が要求されている。

24

## CB 手法の特徴

- 社会的課題に利害をもつ対象を特定
- 交渉参加機会は制限 公表で担保
- 第三者が運営の主体的役割
- 関与者の全員合意を計る
- 交渉(決裂の不利益)意識の醸成をねらう
  - 中立性、社会的手続きの専門的知識+分野の専門知識を兼ね備えたメディエーター+メディエーション組織が肝要

Policy Research Inst. for Land, Infrastructure, and Transport  
社会資本整備の合意形成円滑化のためのメディエーション導入に関する研究会 2006/1/31

## 社会資本整備に関連する メディエーション(コンセンサス・ビルディング)

Mediation in the field of infrastructure developments (consensus building)

松浦正浩, M.C.P.

 Massachusetts Institute of Technology  
Department of Urban Studies and Planning  
Ph.D. Candidate

 Association for Consensus Building Japan  
コンセンサス・ビルディング推進協議会 設立準備委員会 発起人代表  
<http://www.acbj.org/>

 Program on Negotiation at Harvard Law School  
MIT-Harvard Public Disputes Program,  
Graduate Student Research Assistants

 **PI-Forum** 理事

 Graduate Associates

(c) 2006 Masahiro Matsuura, All Rights Reserved.  
Reproduction of the whole nor any parts of these slides without author's written consent is prohibited.  
本文章の一部または全部を著者の書面による許可なく複写、することを禁じます。

## 本日の概要

- コンセンサス・ビルディングとは
  - 概要
  - 歴史と現状
- コンセンサス・ビルディング・プロセス
  - 5段階
  - 紛争アセスメント/ステークホルダー分析
- わが国の社会資本整備にメディエーションを導入する上でのいくつかの論点

## コンセンサスビルディングとは

概要  
歴史

3

## コンセンサス・ビルディングの概要

何らかの政策案件に関する利害関係者(ステークホルダー)の代表者が、

中立不偏な第三者(メディエーターや専門家パネル)の支援を受け、

全員が顔を合わせて議論する会議の場で話し合い、

(100%の満足を得られなくとも)自分が納得して「受け入れられる」政策案、政策提言のうち、

その場にいる全員が同意できる案(コンセンサス)を、

検討、生成すること。

## コンセンサス・ビルディングの歴史

- 紛争処理 (dispute resolution) が公共政策に適用され、公共紛争処理となる
- 公共紛争処理が発展してコンセンサス・ビルディングに進化
  - 現在でも、環境紛争処理、環境調停 (メディエーション) という呼ばれ方をする。

### スノクアルミー川ダム事例 (1974)

- 米国初の公共紛争処理
- メディエーション (調停) の方法論適用

## スノクアルミー川ダム事例 (1)

- 西海岸ワシントン州
- 1959年 - スノクアルミー川大洪水
  - 地元農民等による洪水対策への陳情
- 1968年 - 連邦陸軍工兵隊によるダム建設計画
  - 環境保護団体による反対運動 (乱開発への懸念)
- 1970年 - 州知事による計画拒否
- 1973年 - コミュニティ危機介入センターによるはたらきかけ

## スノクアルミー川ダム事例(2)

- コーミックとマッカーシー(労使紛争メディエーター)
- 1974年5月～対話の開始
  - 農民等: 乱開発に対する懸念への理解
  - 環境団体等: 洪水による深刻な影響の理解
- 1974年秋: 環境保護派による抵抗
  - メディエーターによる「代替案提案」要求
  - 知事によるおどし
- 1974年12月: 合意成立
  - 新たな治水対策(ダム建設、氾濫原の拡張)
  - 沿川の総合計画を検討する委員会の発足

## コンセンサス・ビルディングの歴史と現状

- 運営サービスプロバイダー(プロの第三者)の発生
  - RESOLVE(1977)、合意形成研究所(1993)
- 連邦政府・州政府による制度化
  - 連邦環境紛争処理研究所、連邦環境庁、州政府の紛争処理室
- 方法論としての公共紛争処理、(無紛争状態における)コンセンサス・ビルディングの発生
  - L. Susskind: Breaking the Impasse, Consensus Building Handbook; S. Carpenter: Managing Public Disputes

## コンセンサス・ビルディング・プロセス

### 5段階 紛争アセスメント・ ステークホルダー分析

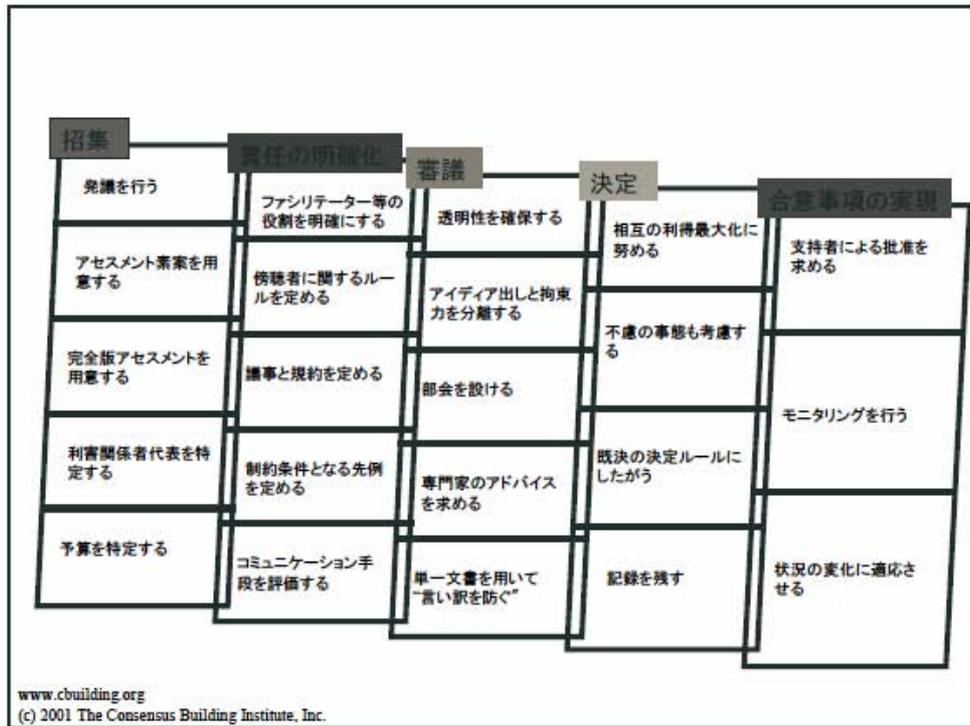
(c) 2006 Masahiro Matsuura, All Rights Reserved.

9

## コンセンサス・ビルディングの基本5段階

人が集まって話し合うには・・・

1. 招集: convening
2. 責任の明確化: clarifying responsibility
3. 審議: deliberating
4. 決定: deciding
5. 合意事項の実現: implementing agreements



## ステップ1: 招集 (CONVENING)

- 「コンセンサス・ビルディングを始めよう」という発議を行う
- 紛争アセスメント(ステークホルダー分析)を作成する
  - 利害関係を把握する
  - 適切なステークホルダー代表を特定する
  - コンセンサス・ビルディングの実施可能性を評価する

## ステップ2: 責任の明確化 (CLARIFYING RESPONSIBILITY)

- ファシリテーター、メディエーター、記録者などの役割を決める
  - 第三者の選定・委託
- 議事(アジェンダ)と規約を定める
  - 参加者全員の合意が必要
- 傍聴者の参加に関するルールを定める

## ステップ3: 審議 (DELIBERATING)

- 透明性を常に確保する
- アイディア出し(inventing)と拘束力(committing)を分離する
  - ブレーンストーミング
- 部会を設けて専門家の意見を求める
- 共同事実確認を行なう

## ステップ4：決定 (DECIDING)

- 相互の利得を最大化するよう努力する
- 不慮の事態も考慮する
- 単一文書手続(single text procedure)を使う  
(あとで言葉の意味が変化しないように気を付ける)
- すでに決めておいた意思決定のルールに従う  
(全員一致を追求する; 全員が受け入れられるようにとりまとめを上手に行う)
- 記録を残す

## ステップ5：合意事項の実現 (IMPLEMENTING AGREEMENTS)

- 代表者の背後にいる支持者たちによる批准を求める
- 実施状況の監視(monitors)を行う
- 状況の変化に適応させる
  - 必要に応じ、再交渉を始める

## 紛争アセスメント(ステークホルダー分析)

### Conflict Assessment (Stakeholder analysis)

## 紛争アセスメント／ステークホルダー分析

### ■ 実施の主旨

- コンセンサス・ビルディングを実際に始める前に、
    - ◆ 特定のテーマについて、誰が、どのような利害関係を有しているのか、
    - ◆ どのような対立があるか、
    - ◆ どのような共通の利害があるか、
    - ◆ 実際に人を集めてプロセスをやる意味があるか、
- を第三者が評価すること。

→ プロセス設計の基礎資料

## 紛争アセスメント／ステークホルダー分析

### ■ 手順

- 利害関係のありそうな人間を対象に「聞き取り調査（インタビュー）」
- 雪達磨式(snowballing)標本抽出により、対象者を拡大（「誰か他に話を聞いたほうがよい人はいますか？」）
- 聞き取り結果をもとに報告書素案を作成
- 聞き取り対象者からフィードバックを取得
- 報告書を一般公開

## なぜ紛争アセスメントか？

- 重要な利害関係者を漏らさず把握するため
  - 参加してもらわないと結局訴訟や厳しい反対運動が残る(いつか起きる)
- 審議において、重要な課題を漏れなく検討する準備をするため
- CBを本格的に実施することが利害関係者の役に立つかどうかを評価するため
  - 紛争アセスメントの結果によってはCBを行なわない(例:アセンブリー・スクエア事例)

## 利害関係者とは？

- 法や規制で限定するものではない
- 訴え出る権利がある者という意味でもない
- 「意思決定により何らかの影響を受ける者(すべて)」が一般的定義
- 実施に関して影響力を及ぼすことができる人という見方もできる  
(ただし、これを狭義に解釈すると公正性の問題が生じる:CBへの批判の種)
- ある程度の「線引き」がないときりがない
  - 全国民？、将来世代？



## アセスメント中の利害関係者

- 利害関係の大まかなグループ化が鍵
  - 会社、公的組織、行政の代表者
  - 団体の代表者
  - (組織、団体になっていない場合)利害関係のあるグループの中で代表的な人物
- グループ、サブ・グループの代表者が実際のCBに参加する者



## 招集者と評価者

- 招集者 (convenor) :
  - 「CBをやったほうがよい、やってみたい」と思う者
  - 利害関係の有無問わない
  - 行政機関、市民団体など
  - 一般的には発注者でもある
- 評価者 (assessor) :
  - 利害関係のない立場から、利害関係者の利害関係を評価する人間
  - 会計監査法人にその役割が似ている
  - 独立性の担保がきわめて重要



## 聞き取り調査の方法論

- アンケート調査ではない
- 主観を捨てて、対象者の本当の利害関係、懸念事項を理解する
  - 相手の思考回路を吸収する
- 複数の調査員により実施することが多い
  - 聞き取りガイドラインを事前に用意する
  - ガイドラインは「緩い」ガイドラインとする
- 聞き取り結果はメモとして残す
  - 書きおこしは不要
  - 主要論点 (特にガイドラインに示される内容) を記述
  - メモを対象者に送付し内容を確認



## 行列による利害関係の整理

新最終処分場立地に関する利害関係者にとっての  
主要懸念事項のマトリックス例(仮想事例)

	地下 水汚 染	景観	環境 回復	ガス 漏れ	トラッ クの交 通量	土地 の資 産価 値	経済 開発	利用 料	採算 性	輸送 費
州規制当局者	●		●	●	●					
郡	●		●			●	●			
地元自治体	●		●		●	●	●	●		
隣接自治体	●							●		
隣接住民	●	●	●	●	●	●				
その他郡住民	●	●			●			●		
地元環境団体	●		●	●						
郡商工会							●	●		
廃棄物処理業者	●							●	●	●
廃棄物回収業者	●							●	●	●

Susskind *et al.* (1999). Consensus Building Handbook. p. 118より

(c) 2006 Masahiro Matsuura, All Rights Reserved.

25

## プロセス成功可能性の評価

以下の場合、CBプロセスの成功可能性が低い

- 合意できそうな事項がほとんどみられず、異なる重みづけをしている利害の交換も難しそう
- 重要利害関係者が参加を拒んでおり、拒むに足る理由がある
- 厳しすぎる合意期限が既に決められている
- 利害関係者によってよりよい方法が存在する
- 招集者がプロセス運営主体の中立性を歪めるほどCBプロセスを操作しようとしている
- 利害関係者間に課題な力関係の不均衡がみられる
- CBプロセスへの資金拠出が不可能
- CBを行なう動機、プレッシャーが存在しない

Susskind *et al.* (1999). Consensus Building Handbook. p. 119より

(c) 2006 Masahiro Matsuura, All Rights Reserved.

26

## 報告書の作成

### 一般的記載内容

- 実施方法
- 対象者(組織名と名前のリスト)
- 主な利害対立(誰と誰、ではなくどの利害について対立が見られるかを記載)
- 主な共通点が見られる利害
- プロセス提案

## 報告書の公表

- 原案を対象者全員に配布し、フィードバックを得る
- フィードバックを反映した上で、最終案を公表する
- 招集者(発注者)を特別扱いしない
  - 報告書の公表主体は評価者である
  - 招集者に依頼された旨の記述は必要
  - 他の利害関係者に先立ち、報告書を見せることもない

## わが国の社会資本整備にメディエーション を導入する上でのいくつかの論点

29

## 社会資本整備に関するメディエーションの特徴

### ■ 公共性

- 複雑な「ステークホルダー」構成
  - ◆ マルチ・ステークホルダー（多者間交渉）
  - ◆ 全員が直接参加することは不可能（代表者の選定）
  - ◆ 複雑な利害関係の把握
  - ◆ 将来世代の意見の反映
- 波及効果・連関性
  - ◆ 他事業への影響（線的・面的整備、先例設定）
- 問題解決の重要性
  - ◆ 問題解決(problem solving) > 人間関係の改善(transformative)

(つづく)

## 社会資本整備に関するメデイエーションの特徴

(つづき)

### ■ 技術性

- 影響評価、予測評価の重要性
  - ◆ 技術者・専門家の支援
- 認識共有の重要性
  - ◆ (利害ではなく)方法論の妥当性に関する論争
  - ◆ 共同事実確認
- 政策形成・意思決定との関係
  - ◆ 並行プロセス
- 第三者に求められる知識
  - ◆ 政策形成過程に関する基礎知識・用語
  - ◆ 技術(予測評価等)に関する基礎知識・用語
  - ◆ 地域に関する知識・用語

## わが国における制度設計(私案)

- 問題認識の共有化と  
組織トップによるコミットメント  
(組織変革・対立マネジメントシステム設計)
- 試行実験の展開
  - 対象事例の選定
  - 第三者の選定
- 制度化
  - 教育研修・テキスト
  - 第三者の認証制度
  - 予算確保(e.g., EPAの一括契約)

## コンセンサス・ビルディング推進協議会 (PR)

- コンセンサス・ビルディング(社会資本整備に関連するメディエーション)のわが国への普及・導入を図る任意団体
- 活動2つの柱
  - (1) 認知向上と制度環境の構築
  - (2) 実践
- これまでの活動
  - 2005年8月26日 キックオフ・ミーティングの開催  
(紛争アセス実施要領の翻訳)
  - 2005年10月5日 ジョナサン・ラーブ博士講演会
  - 2005年12月～ CB Handbook 翻訳
- 詳しくは・・・ <http://www.acbj.org/>



## JMCがめざすこと

私たちは

一人一人はそれぞれかけがえのない存在であり、それぞれのかげがえのない存在のために、メディエーションを通じ、みんなで協力できる「場」を一緒に創ることを目指します

そのために

- ◆ さまざまな声に耳を傾けます
- ◆ 多様な価値観があることを認め、自分の価値観を押しつけません
- ◆ 結果をあらかじめ予想したり、決め付けたりしません
- ◆ 自分の考えや枠に固まることなく、違う考えや価値観を大切にします
- ◆ 他人事としてではなく、自分がなぜそこにかかわっているのかを常に考えます
- ◆ 自らを真摯にふりかえり、多様な可能性を模索する努力を惜しみません
- ◆ 自らの行動の社会的意義や役割について考えながら行動します

## 日本メディエーションセンターについて

「市民による市民のための活動をしたい。」そんなメンバーが 市民として自分は何ができるのか考えることから始めました。「自分の持っている専門性はいったい何のためにあるのか。」「そもそも社会にとっての専門性って何だろう？」

「それは 一人一人が大切にされながら生きていける社会を創るためにあるのではないか。そのためには自分の持っている専門性は一度脇において、みんな一市民としてともに考え、創ることから始めよう」そんな考えが私たち JMC の考えです。



### ■ 運営委員

田中圭子（消費生活アドバイザー・産業カウンセラー）有田芳子（全国消費者団体連絡会）安藤信明（司法書士）池山恭子（東京消費者団体連絡センター）稲村 厚（司法書士）伊藤文秀（司法書士）大澤恒夫（弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院教授）小池吉子（日本消費生活専門相談員協議会）佐藤小夜子（神奈川県消費者団体連絡会）関根啓子（全国消費者団体連絡会）土田あつ子（NACS消費生活研究所研究員）中村芳彦（弁護士・法政大学法科大学院教授）波多野二三彦（弁護士・カウンセラー）日和佐信子（雪印乳業株式会社社外取締役）福井トシ子（助産師）丸山富美江（社会保険労務士）水原博子（日本消費者連盟）吉岡 初子（故人）和田仁孝（早稲田大学法科大学院教授）

### ■ 私たちの出発点

「裁判官や調停人にもっと話を聴いてもらいたかった」「説得に応じざるを得なかった」そんな声に対して「市民の力でなんとかしたい。」「市民による 市民のための紛争解決・支援を目指そう」「一人一人が大切にされながら生きていける社会を作りたい」それが私たち 日本メディエーションセンター（JMC）の活動の出発点です。

### ■ 基本理念 1 一人では何もできない、でもみんながネットワークをくめば...

私たちはADRワーキングというグループを通して様々な解決方法について議論を重ねてきました。しかし、いつもぶつかるのはいわゆる「組織」や「縦割り」の壁。私たちはそこを打破するためには、まずそこを離れて考えてみようということから始めました。つまりそれがメディエーションの基本である、各自を大切にしようとする事につながるのではないかということです。つまり各自が「市民」とし出きることは何かを考えたのが第一歩です。「自分一人では何もできない。でもそれぞれが持っている個の力を大切に集め、お互いの力を結びつけるネットワークを作り、そこで各自ができることを大切にしていこう。それが、社会のための大きな一歩になるに違いない」それが私たちの第一の基本理念です。

### ■ 基本理念 2 プロセスを大切にしよう

JMCは対話により当事者同士でもめごとを解決することを基本理念とします。メディエーターは当事者の方々が安心してそれぞれの「考え方」や「気持ち」などをお話ししていただけるような場を創り、話し合いを促進することが役割です。話し合いに関わるすべての人がそれぞれを理解して、お互いの解決方法を見つけ出していくというプロセスを大切にします。つまり、結論を急ぐのではなくプロセスを大切にしようというのがメディエーション、そしてそれが私たちの第二の基本理念です。

### ■ モットー - 市民による 市民のための もめごと解決とお手伝い

人と人とのもめごとには法律では割り切れない問題がのこります。それぞれの事情や、事情にまつわる感情などです。

そういったものを解決するのに法律の専門家である必要はありません。法律で解決できないものへのお手伝いだからこそ、市民の皆さんの出番なのです。

### ■ JMCがめざすこと

#### 私たちは

一人一人はそれぞれかけがえのない存在であり、それぞれのかげがえのない存在のために、メディエーションを通じ、みんなで協力できる「場」を一緒に創ることを目指します。

## そのために

さまざまな声に耳を傾けます  
多様な価値観があることを認め、自分の価値観を押しつけません  
結果をあらかじめ予想したり、決め付けたりしません  
自分の考えや枠に固まることなく、違う考えや価値観を大切にします  
他人事としてではなく、自分がなぜそこにかかわっているのかを常に考えます  
自らを真摯にふりかえり、多様な可能性を模索する努力を惜しみません  
自らの行動の社会的意義や役割について考えながら行動します

### ■ 活動の経緯

通常こういった紛争解決機関と称されるところはまずはハード(箱物)を作るのが形です。しかし私たちはまず「日本メディエーションセンター」として市民の皆さんの力を結集しようというマインドからそだてることにしました。

平成 12 年(2000 年)

2 月・全国消費者団体連絡会 司法制度改革 研究グループ発足

平成 14 年(2002 年)

- ・市民のための司法制度改革検討チーム発足
- ・チーム内 ADR ワーキンググループ発足

4 月・司法制度改革推進本部 ADR 検討会にユーザーからのヒアリングとして対応

- ・リーフレット「私達の考える ADR について」作成

9 月・ADR の拡充・活性化関係省庁連絡会議に、関係機関からのヒアリングとして対応

平成 15 年(2003 年)

2 月・上記 ADR ワーキンググループ内有志があつまり、日本メディエーション研究会 企画運営委員会発足

3 月・発起人参集の上 日本メディエーション研究会発足

8 月・特定非営利活動法人(NPO 法人)日本メディエーションセンターとして内閣府に申請

9 月・司法制度改革推進本部 ADR 検討会へのパブリックコメント「総合的な ADR の制度基盤の整備について」提出

12 月 1 日・内閣府より NPO 認証

12 月 12 日・法人登記終了

<以下の論考をWebでご覧いただけます> <http://www.npo-jmc.jp/various.html>

#### ■ ADRへの挑戦 もっと身近にメディエーション

- [1.市民の声を実現するために ~説得型から納得型へのアプローチ~](#)
- [2.わたしたちは、なぜ話し合いを求めるのでしょうか](#)
- [3.司法制度改革とADR・メディエーションの理念](#)
- [4.成年後見とメディエーション](#)
- [5.新しい専門性を求めて](#)
- [6.リスクコミュニケーションとメディエーション](#)
- [7.ワレワレハ地球人ダ ~ピア・メディエーション~](#)
- [8.看護メディエーションの示唆するもの](#)
- [9.ADR法と民間型ADR機関の現状](#)
- [10.日常業務に生かすメディエーションの力](#)
- [11.個別的労働紛争とADR](#)
- [12.小さなADRと大きなADR ~身近な花を咲かせていこう~](#)

#### ■ 実践ADR

- [1.実践ADR1 メディエーションの技法](#)
- [2.実践ADR2 メディエーションの技法](#)
- [3.実践ADR3 メディエーションの技法](#)

## JMC 相談・メディエーションプログラム(東京本部)

①電話受け付け

JMCメディエーションルーム

②ご相談日時予約

毎週 月曜日

(10:30~16:30 ただし12:30~13:30は除きます)

③ご相談

④JMCネットワーク・その他へのお取次ぎサポート

- ・JMCネットワークへの引継ぎ
- ・各種専門機関へのお取次ぎ

(有料相談機関も含まれます)



⑤メディエーション予約

JMCメディエーションルーム

毎週 月曜日

(10:30~16:30 ただし12:30~13:30は除きます)

相手方への連絡のお手伝い

↓  
メディエーターの人選  
(事務局より2名推薦させていただきます)

↓  
メディエーション アレンジ  
(メディエーターへの連絡、日程調整など)

JMC事務局によるサポート

⑥メディエーション

⑦ JMCによるアフターフォロー

**Q** JMCのメディエーションはどんな仕組みですか？

**A** まずお電話で予約の上、ご相談においでください。メディエーションルームのオープンは原則毎週月曜日 10:30から16:30までです。お電話での予約も毎週月曜日同じ時刻にお受けしています。各支部のご相談、メディエーションについては各支部にお問い合わせください

---

**Q** 自分の相談や、もめごとがメディエーションにむくのかどうか分からないのですが...

**A** まずは毎週月曜日(10:30~16:30)にお電話ください。お電話でお話をうかがい、翌週以降の面談の予約を承ります。トレーニングを受けた担当者がみなさんのお話をじっくり聴かせていただきます。プログラムについての詳細は[プログラムのページ](#)をご覧ください。(12:30~13:30はお昼休みです)

---

**Q** 個人が負担する費用はいくらですか？

**A**

- 予約・問い合わせ等に要する電話代金
- メディエーションルーム・あるいは各ご相談場所までのご自分の交通費
- 相談の結果、法的書面(内容証明、公正証書など)必要になった際の実費、作成費用など
- ご相談の結果、各種ネットワークに引継ぎ後の料金(各種ネットワーク先の機関によって値段が異なります。各自でお問い合わせください)なお、メディエーターの派遣の料金は事務局までお問い合わせください。

---

**Q** 暴力を振るわれたりするのが心配で、同じ場につくの避けたいです

**A** 「もめごと」にはいろいろな形があります。すべての問題を同席して話し合おうというものではありません。どうしても心配な点や不安な点ははじめの段階で担当者にお話ください。担当者がメディエーションをアレンジする際、同席でない方法を考えさせていただくことも可能です。

---

**Q** JMCの相談担当者やメディエーターはどんな人たちですか？

弁護士や司法書士など法律の専門家ですか？

**A** JMCのメンバーは市民の皆さんです。JMCの正会員でかつ一定のトレーニングと実務訓練を修了したメンバーが、JMCのメディエーターです。もちろん弁護士や司法書士、社会保険労務士、看護師などいろいろな分野の専門家も参加しています。お

二人のお話し合いの交通整理以外で、専門的知識が必要な場合 JMC の横断的ネットワークがサポートします。

---

**Q** 現在裁判（裁判所の調停なども含む）や他の機関にお願いしているのですが、JMC のメディエーションはできますか？

**A** もめごとの当事者の双方がメディエーションをお受けいただくことに合意されていれば、いつでもメディエーションは可能です。詳細は JMC 事務局にお問い合わせください。

---

**Q** メディエーションで納得出来なかった場合はどうなるんですか？  
裁判を受ける権利がなくなるのですか？

**A** メディエーションではメディエーターが結論を押し付けたり、せかしたりする事はありません。納得するまで話し合い、その結果納得のいく結果がなにも出なかった場合は、メディエーション終了後、裁判、弁護士相談、仲裁センターなどその他の方法を選択することができます。JMC では JMC の特徴である横断的なネットワークへのお引継ぎもお手伝いします。

---

**Q** 話し合ったことは、公開されるのですか？

**A** JMC で話し合った内容は非公開です。内容は統計的に処理されたり、個人が特定されないようなかたちで資料とされる事があります。しかし、個人が特定されるような紛争の内容は外に出ることはありません。

---

**Q** メディエーターはメディエーションを申し込んだ人の見方になるのではないですか？

**A** 例えば A さんがメディエーションを申し込んだとしましょう。B さんからみればメディエーターは A さんの話を先に聞いているし、A さんの味方だろうと思うのは当然ですね。しかし、メディエーターはお互いの話の交通整理をするのが役割です。どちらの側につくことなく、お互いのお話の交通整理をさせていただきます。また JMC では原則的に事前にご相談をうける担当者とメディエーターは違う人物をアレンジすることで、メディエーターがどちらかのお話のみ理解しているという状態はないようにさせていただきます。

---

**Q** なぜ JMC は「調停」という言葉を使わないのですか？

**A** 紛争解決、特に ADR（裁判以外の紛争解決方法）には、仲裁、あっせんなど様々な

方法があり、メディエーションは従来「調停」と訳されてきましたが、私たちはあえて「メディエーション」という言葉を使用することにしました。

理由は

1. 「調停」というと、多くの方は裁判所の調停をイメージされ、当事者同士が話し合いをするという原点の形でなく、調停人あるいは調停委員会が裁定案を出すという方法をイメージしてしまう。
2. 従来の考え方では「相談」「メディエーション」「調停」と区別をつけてきましたが、市民にとって区別するのは難しい。またプロセスを大切にするという基本に立ち返ったとき、それぞれを区別するのではなくメディエーションというひとつの言葉で広く考える必要がある。

**Q** 自分が所属する組織あるいは個人で相談員として相談を受けているのですが、当事者双方が話し合いを希望しています。JMC のメディエーターを派遣してもらえますか？

**A** もめごとの双方当事者の方が話し合いで解決することに合意されていれば、どこにでも JMC のメディエーターを派遣します。ご担当者の方から JMC へご連絡ください。くわしくは[プログラム](#)をご覧ください。

## JMC が進めている研究

### ■ 環境・街づくりメディエーション

環境問題のメディエーションはリスクコミュニケーションと密接な関係があります。リスクコミュニケーションとメディエーションを通して、わが国の環境・街づくりのメディエーションを考えます。またマネージメントプログラムへの展開も考えたいと思います。 担当者とお問い合わせ先 有田 [environment@npo-jmc.jp](mailto:environment@npo-jmc.jp)

### ■ マンション・不動産メディエーション

マンション生活においては、管理組合と住民又は住民間で様々なもめごとが発生します。日常生活の中でのもめ事解決は、将来へ禍根を残さないような方法が必要です。メディエーションを利用した解決について実践的な研究を行います。近隣関係についても応用していきます。 担当者とお問い合わせ先 稲村 [estate@npo-jmc.jp](mailto:estate@npo-jmc.jp)

### ■ 相談/面談/リーガルカウンセリング

マイクロカウンセリング技法をもとにした相談・面談プログラム開発を目指します。  
担当者とお問い合わせ先 中村 [soudan@npo-jmc.jp](mailto:soudan@npo-jmc.jp)

### ■ シニアメディエーション

高齢者と家族、高齢者間のトラブルを中心に、高齢者特有の問題点の検証をします。最終的には、高齢者がメディエーターとなるための環境作りも検討したいと思います。  
担当者とお問い合わせ先 安藤 [senior@npo-jmc.jp](mailto:senior@npo-jmc.jp)

### ■ 労働紛争メディエーション

苦情や不満を早期に解決・解消することを目的とした、働く人たちが一緒になって発生した問題を考えられるような職場環境づくりのためのシステムとスキルを研究・開発します。 担当者とお問い合わせ先 伊藤 [workplace@npo-jmc.jp](mailto:workplace@npo-jmc.jp)

### ■ Peer mediation

学内のもめごとを生徒同士が解決支援する仕組みです。外国文献・ビデオなどを研究し、日本の教育への導入プログラム・実証実験・提言などをめざします。

担当者とお問い合わせ先 田中 [peer@npo-jmc.jp](mailto:peer@npo-jmc.jp)

### ■ 医療・福祉メディエーション

医療従事者と患者、また医療従事者同士の職場の中のコミュニケーションなど現場に即した形のプログラムの開発を目指します。医療分野から福祉（介護・障害者）分野などへの展開も目指します。

担当者とお問い合わせ先 中村・田中 [medical@npo-jmc.jp](mailto:medical@npo-jmc.jp)

## ☆基礎講座

- ① 「聴く」「伝える」「対話する」など  
コミュニケーションの基礎
- ② 1対1での聴くと伝える 《相談》
- ③ 第三者としての聴くと伝える 《メディエーション》

## 各専門講座とフォローアップ 研修

今後実施が予定・検討されている講座  
研修など

- ・相談スキルアップ講座
- ・ファシリテーション
- ・グループダイナミクスによる  
コンセンサスビルディング
- ・自己分析(交流分析など)
- ・基本的傾聴のスキルアップ
- ・異文化コミュニケーション
- ・海外ADR機関セミナー  
(海外からの講師の招聘など)
- ・全体のロールプレイのビデオ撮りによる  
気づき
- ・逐語記録作成やビデオ撮りなどによる  
自己分析
- ・ADR経営 など

## 研究会

現在予定されている研究会

- ・不動産 マンション管理
- ・労働問題
- ・相談、リーガルカウンセリング
- ・環境、街づくり
- ・医療
- ・シニア(高齢者)
- ・Peer mediation

※各研究会はどなたでもご参加  
できます。詳細は各研究会担当にお  
問い合わせください。

本報告書は、国土交通政策研究所における研究活動の  
成果を執筆者個人の見解としてとりまとめたものです。  
本報告書が皆様の業務等の参考となれば幸いです。

国土交通政策研究 第70号

**社会資本整備の合意形成円滑化のための  
メディエーション導入に関する研究**

---

---

2006年7月発行

発行 国土交通省国土交通政策研究所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2

中央合同庁舎第2号館

Tel (03)5253-8816 (直通番号)

Fax (03)5253-1678

---

---